弘前大学大学院
地域社会研究科
年　　報

第12号

Regional Studies

2016

Regional Studies
Doctoral Course
Graduate School of Hirosaki University

目　　次

論文（査読あり）

福祉のイメージ転換と主体性の醸成におけるメカニズムについて
―「福祉」と「美容」融合イベント参加者に対する追跡調査を通しての検討―
熊　谷　大　輔 …… 3

論文（査読なし）

偏見・差別にさらされるＢ型肝炎被害者
田　中　泰　恵 …… 17

Ｃ.ダーウィン1831年8月の地質調査（補遺）
鎌　田　耕太郎 …… 27

研究ノート

地域における子どもの放課後の居場所づくりに関する基礎調査Ⅰ
―神奈川県における全県調査結果をもとに―
猿　渡　智　衛 …… 37

中高年化したニートを支える親の心配事
―高齢者ケアに携わる専門職への実態調査―
福　岡　裕美子 …… 57

高齢者介護と児童保育の組合せ
―老年と子供との精神的絆の視点から―
南　　勉 …… 65

住宅移行期において「復興支援員」が果たしてきた役割
―宮城県内での制度運用状況を事例として―
中　沢　　峻 …… 73

書評

可能性の中心としての『哲学音楽論』
平　井　太　郎 …… 89

論文（査読あり）―縦書き―

民俗芸能の「余興」的実践
―青森県津軽地方の祭囃子を題材に―
下　田　雄　次 …… 126

研究科日誌（2014年10月～2015年９月） …… 93

弘前大学大学院地域社会研究科　年報投稿要領 …… 95

弘前大学大学院地域社会研究科　年報執筆要領 …… 97

論　　文

（査読あり）

福祉のイメージ転換と主体性の醸成におけるメカニズムについて

―「福祉」と「美容」融合イベント参加者に対する追跡調査を通しての検討―

熊　谷　大　輔※

要旨：

少子高齢化・人口減少社会において福祉への需要は高まっているものの、福祉に対するイメージは都市・地方問わず悪化する傾向にある。しかもその傾向は、今後、福祉を担うことが期待される若年層を中心に広がりを見せている。

そこで本論文では、福祉をめぐる「場づくり」を目指すＦ団体による、福祉と美容を組合せ、参加者どうしの対話を促すイベントへの参加者のうち３名に実施したインタビュー調査をもとに、福祉に対するイメージの転換と主体性が醸成される過程を検証した。

まず、当初は世間が抱く一般的な福祉に対するネガティブなイメージの転換に注目していたが、それぞれの参加者が想定する福祉が「従事するもの」か「利用するもの」かにより、イメージが転換する構造に違いが見られた。このうち「従事する福祉」である場合、たしかに世間のネガティブなイメージの内面化が観察されたが、それは福祉に従事すること自体によってもたらされており、単に世間のイメージが問題であるとは言えなかった。他方、「利用する福祉」である場合には、ネガティブなイメージから進んでタブー意識があったりそもそも無関心であったりした。

次に、異なるイメージの転換だけでなく主体性の醸成の気づきがあり、しかもそれらが互いに不可分に関連していると考えられた。すなわち「従事する福祉」が想定されていた場合、「相互扶助」や「利他」といった福祉の本来的な魅力の再確認がイメージの転換と主体性の醸成をともに促していた。これに対して、「利用する福祉」が想定されていた場合は、参加者の「自己体験化」が双方の過程で鍵を握っていた。

以上を踏まえると、福祉に対するイメージ転換と主体性醸成をともに目指す今後の地域活動においては、福祉が「支え合い」よりも「利用し利用される」ものになっている現実を踏まえ、より「利用者」目線に立った戦略が必要だと言えよう。

キーワード：福祉イメージ、主体性の醸成、自己体験化、利他意識

※　くまがいだいすけ　　弘前大学大学院地域社会研究科地域文化研究講座
qqa824d9@bridge.ocn.ne.jp

Conversion of the Image of and the Interest in Social Welfare: A case of the program reminding the common ground between social welfare and beauty

Daisuke KUMAGAI

Abstract：

Despite of increasing demand for welfare in respond to the aging and decline of population in contemporary Japan, the image of social welfare tends to deteriorate regardless of area. Moreover its tendency spreads widely mainly by the youngers expected socially but unwilling themselves to be engaged in the social welfare work in the future.

In this article, we explore the process of the conversion of their image of and their interest in social welfare through the interviews of the participants of the program that was planned to remind of them the common ground between social welfare and beauty.

First, we notice the two different images of social welfare “welfare engaged” and “welfare used”. Following this distinction, we can trace the two different structure of the conversion of the image of social welfare.

In the case of “welfare engaged”, we can observe the internalization of the public negative image of the social welfare, but this internalization was engendered not only by the public image but also their engaging in social welfare work itself. On the other hand, in the case of “welfare used”, we should call the image of social welfare of the interviewee not “negative” but “taboo” or “indifference”.

Secondly, we can point out the different “awakening” of the interest in social welfare and the close linkage between of the conversion of their image and the “awakening” of their interest in social welfare. In the case of “welfare engaged”, both the conversion of their image and “awakening” of their interest were engendered through the reconfirmation of the aspect as “mutual aid” and “altruism” of social welfare. On the other hand, in the case of “welfare used”, they were evoked by the understanding of social welfare as his own experience.

In conclusion, we also need to plan the new program based on the view of user of social welfare for the local action actualizing the conversion of the image and interest in social welfare.

Keywords: image conversion, awakening of interest, altruism, experience.

Ⅰ　はじめに

1　福祉社会への課題

我が国では現在、少子高齢化だけでなく総人口の減少も進み、様々な機関がその対策に取り組み始めている。そこでは福祉への需要が必然的に高まる一方で若年層の福祉に対するイメージの向上が喫緊の課題と考えられている。例えば堀田ら（2009）[1)]が、従事者自身がポジティブな福祉イメージを抱くことの重要性を指摘する一方、山田（2014）[2)]は、福祉専門職を目指す大学生について、福祉の仕事に対し「厳しい」などネガティブなイメージを持つ者も存在し、それゆえ社会福祉学部の福祉職への希望者が減少しているとしている。

一方で厚生労働省は、市町村や都道府県による地域の「自主性」や「主体性」に基づくシステムを

構築する必要性を指摘し、2025年を目途に高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援を目的に地域の包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）を推進している。さらにJA全中は第26回JA全国大会で採択する大会議案の中で、JAが地域の中核として行政や地域の産学官・NPOと協力しながら「JA版地域包括ケアシステムの構築」を目指すとしており、地域包括ケアシステムの構築へ向けた流れは一般化されつつある。

これら地域の「自主性」や「主体性」に基づくシステム構築は構築されて終わるのではなく、構築された後の「持続性」や「継続性」についても大きな論点となっており、そこでは急速に支援の担い手が減少する2030年以降の地域の在り方についても言及されている[3)]。この論点に対し、藤松(2012)[4)]は持続可能な地域づくりには住民一人一人が地域の課題とその解決策を考え、実際に課題解決に向けた取り組みを行うことが重要であるとしている。したがって、「地域包括ケアシステム」の構築という観点からは若年層の福祉に対するイメージの向上だけでなく、それを踏まえた福祉の担い手としての主体形成もまた求められる。

これまでも主体形成に関しては先行研究において既に多くの検証がなされており、地域における主体形成の必要性とともに、その課題についても既にいくつかの指摘がされている。例えば、小谷ら(2014年)[5)]は地域参画の主体性の課題として、地域参画への属性に関わる阻害要因を解消する施策と共に、地域集団・社会団体活動への場や機会を豊富化し、そこでの役割付与やその活動経験を通して、問題の共有・共感と地域感情を高め、地域参画への主体要件を発達させていくことであるとしている。

しかし、その多くは主として理論研究が中心であり、実際にどのようなプロセスを経て、意識変化が生じ、その後、生じた意識変化が主体形成にどのような影響を及ぼすのかという実践的研究は多くは見られず、実証的な研究は未だ不十分であると言えよう。

2　問題の所在

このうち福祉に対するイメージの向上という論点に対し、上田（1996）[6)]は、日本人は他者志向性、特に「世間」志向性が強いとしている。この論にしたがえば、福祉に対するイメージの向上をめぐっては、「世間」が福祉に抱くネガティブなイメージの影響を福祉の担い手から、いかにして拭い去るかが課題であると言えよう。

また、集団におけるネガティブな感情表出の関係性について分析した藤井ら（2010）[7)]によれば、関係流動性の低い環境に置かれている者はそうでない者に比べ、他者に対するネガティブ感情を表出しやすいとし、決定行動を行う際に影響を与えるものとして、自分では容易に変えることのできない集団との関係を挙げている。

これに対し、福祉の担い手としての主体形成という論点に関しては、寺田ら(2014)[8)]が鯨岡(2006)[9)]などの議論を踏まえ、子育て支援に即して言えば「子どものいのちをまもりたい」という自己充実主体性と「地域の親や子どもと共にありたい」という繋合希求主体性とが相乗的に成熟する過程を指摘している。ここでの「自己充実」や「繋合希求」は福祉から本来的、本質的に与えられる心的な状態である。しかし、そのように所与とされるがゆえに、福祉イメージが悪化している主体において、どのようにしてそれらを引き出し促すことができるかは明らかになっていない。

そうした主体性醸成の要因について野口（1968）は、主体性の基礎にある「自発性」は、個人それぞれの状況や時点における感覚が無差別に肯定されることで促される[10)]と指摘する。これに対し、林(2011)は、主体性は個人としてのありようだけではなく、他者との関係で促される[11)]と指摘している。さらに、谷口（2004）は、主体的な力量が地域生活者としての「自覚」「覚醒」を通じて形成される[12)]としている。したがって、主体性の醸成においては自己充足（野口のいう「無差別な肯定」）や繋合（林のいう「他者との関係」）がどのように「自覚」「覚醒」されるか、つまり「気づき」のポイントに着目することが重要となる。

以上の先行研究を踏まえ、まず福祉イメージの転換という論点に関しては、(1)世間のイメージの影響、(2)福祉従事者が属する集団（職場）の効果を検証することが必要である。そこで本研究では、(1)世間におけるイメージが対照的だと思われる福祉と美容を組み合わせたイベントに参加したとき、参加者に福祉に対するイメージ変化が現れるかどうか、(2)参加者のうち福祉従事者と非福祉従事者とでその変化に違いがあるかどうかを検証し、それら変化の過程を当事者の語りにもとづいて考察する。福祉と美容とは、整髪や化粧などが本来は福祉でも必要とされているにもかかわらず、公的福祉サービスの内容に含まれていない（谷口(2001)[13]、原ら(2003)[14]）ように、世間的には互いに相容れないものだと考えられている。本研究は、そのように対極・対照的に世間でイメージされている福祉と美容とを組み合わせたときの効果を探る先駆的なものである。

次に主体性の醸成については、同じイベント参加者を対象として、どういった「気づき」を通じて主体性が醸成されたかを同様に当事者の語りから検証することにする。なお、この事例は筆者自身が企画・立案・実施・検証に一貫してかかわる当事者グループの活動であり、今後の実践にフィードバックしてゆく途が開かれている。

Ⅱ　調査概要

1　調査対象

今回、対象としたイベントを主催するＦ団体は、2012（平成24）年12月に、福祉従事者として現場経験を10年以上有する５名が、秋田市を活動拠点の中心として設立した任意団体である。

代表を務める筆者らの目標は、周囲の福祉に対するイメージを転換することと福祉にかかわる地域活動の主体を育てることであった。とりわけ、福祉従事者が抱える「自身に対する評価と成果の見えにくさ」を互いに共有できる「場づくり」が、それらの目標の第一歩だと考え、実践することとした。なぜなら「評価の見えにくさ」、「成果の感じられにくさ」が福祉の実務に対するイメージの悪化につながり、従事者のモラルの低下や離職の増加、さらには社会一般の福祉実務に対する忌避、関心の一層の低下をもたらしていると、それぞれの現場の実感として感じられていたためである。

「場づくり」にあたっては、福祉従事者の悩みを共有しつつ、社会一般の福祉に対する関心が薄い人々も参加しやすいことも、あわせて目指した。そこで、通常は福祉とつながりの薄いと思われている異分野－本報告で取り上げる「美容」など－と福祉を融合させるイベントをさまざまなテーマで重ねてきている。

なお、設立当初より活動を共に行いたいと希望する者が集まっており、それぞれの希望する内容にあわせ、現在ではいくつかのプロジェクトに分かれて継続している。さらに、Ｆ団体から独立し、新たに地域で活動を行う者も見られ始め、地域での主体的活動を促すインキュベートの役割も果たしつつある。

2　調査方法

今回、取り上げるイベントでは、まず障害者２名を含めたモデル５名を美容師がメイクしたファッションショーが行われた。小さなランウェイを準備し、メイクと衣装を参加者全員で楽しんだ。さらに、参加者同士のコミュニケーションを促すため、飲食可能な環境で福祉をテーマにワールドカフェを展開した。ワールドカフェとは多様な参加者の集合知を引き出す手法である。カフェのようなリラックスした小グループ（４～５名）の話し合いにて、ファシリテータを交えて行い、時間が来たら別のファシリテータのテーブルに移動する。移動先では、その前に話し合われた内容を緩やかに引継ぎながら、あらためて議論を展開させる。今回の場合、15分を１区切りとして、参加者は３人の別々のファシリテータのもとで議論を紡いでいった。

このイベントでは熊谷（2015）で明らかにしたように参加者の６割で福祉イメージが向上し、さらに、そのうち８割が今後、地域活動を希望するという効果を挙げていた。そこで本稿では、どのようにして、そうした福祉イメージのポジティブな変化や主体性の醸成が生まれたのか、両者の相互関係はどのようなものなのかを明らかにすべく、参加者に対する追跡インタビュー（半構造化法）調査を実施した。

調査は平成27年１月31日から２月８日にかけて秋田市等で行い、参加者のうち調査に同意した３名（男性２名、女性１名）[15] の協力を得た。年齢は30代２名、40代１名、職業は福祉従事者（生活相談員）１名、非福祉系会社役員（代表取締役）１名、非福祉系NPO法人役員（理事）１名であり、それぞれの属性を整理すると以下の表１のようになる。

表１　インタビュー対象者の属性

	性別	年齢	職業
A氏	男性	30代	福祉従事者（生活相談員）
B氏	男性	40代	非福祉系会社（役員）
C氏	女性	30代	非福祉系 NPO法人（役員）

Ⅲ　結果

以下ではまず、福祉イメージの向上の要因と主体性が生まれるきっかけ（気づき）について３者の語りを整理する。

１　福祉イメージ向上の要因

第１に福祉イメージのポジティブな変化の要因に関する語りの要点を整理すると表２のようになる。例えば、A氏は次のように語っていた。

> 自分達が思う福祉のイメージが外部の情報で構成されている面が強かったということではないかと思う。例えば、給料が安い、きつい、大変というイメージに対して、このイベントは人々を喜ばせる、人を生き生きとさせてくれるイベントであった。世間一般的に考えられている福祉とは違い、福祉に対するやりがいや明るさという点も認知されたことがイメージの変化につながったのではないか。

つまり、A氏にとって福祉イメージ向上の要因は、イベントにおける福祉のポジティブな側面、人々を喜ばせる面の提示にあったことがわかる。同時にA氏が、外部すなわち「世間」において、「給料が安い・きつい・大変」というネガティブなイメージが流布していることに注意を促している点も留意すべきであろう。

これに対しB氏の語りでは、以下のくだりが注目される。

> 福祉や介護というのは美容とあまり関係なさそうに捉えられると思う。関係のない、つながりの無いような分野と一緒に行ったイベントだからではないか。福祉というとそれこそ「公共財」（ママ）のように捉えられていて、仕組みや形態もそのようになっているなかで、やはり最低限のものを提供するという方向性を持っていると考えられる。その最低限の方向性と美容というのは真逆な印象を受け、言ってみれば水と油の関係性のように感じながらも、福祉にも美容が関わっているという新しい組合せの提示の結果ではないか。

B氏がここで語っているのは、福祉にも一般に考えられているのとは異なり、「最低限のものを提供するにとどまらない」美容に見られる方向性が潜在することに、イベントを通じて気づかされたということである。美容では、ここまですれば十分だという客観的な基準が予め与えられているわけではない。B氏は今回のイベントを通じて、福祉にもそうした美容にも共通する点があることに気づかされたというのである。

つまり、B氏もA氏と同様に、「世間」における福祉に対するネガティブなイメージが確認されている。それは、美容における選択可能性について新たに認識されたことにほかならない。

さらにC氏は次のように語っていた。

> あのイベントは理解しやすかった。高齢の方などに普段、自分がやっているネイルアートとか、アロマテラピーとか、自分の持っている趣味とか、好きなことで自分にもできるかもしれない等、自分が関心のある美容部分に置き換えるというか、こういう関わりが自分なら出来るかもしれないという面で持ち帰りやすかった。自分が好きなことで、女性なども関わり易い「美容」という点、テーマがわかりやすかったこと、それぞれが自分のことに変換が出来るという形のイベントであったからではないか。

C氏の語りからは「イベント内容・テーマの理解のしやすさから、自分のこととしての持ち帰りやすさ、自分の興味関心のある分野への置き換えやすさ」が要点として挙げられ、イベントにおいては単純にポジティブなイメージが提示されるだけでなく、理解しやすく、自身の体験に引き付けられること（「自己体験化」）が重要であることが理解できる。

表２　福祉イメージのポジティブな変化の要因

	語りの要点	変化の要因
A氏	「世間」でのネガティブなイメージが、イベントでの福祉のポジティブな側面（人びとを喜ばせる・人を生き生きさせる）の提示によって転換した。	イベントでのポジティブなイメージの提示
B氏	最低限の提供にとどまるという「世間」のイメージが、それにとどまらない美容とも共通点があることの気づきによって転換した。	ポジティブイメージをもつ異分野との共通性に対する気づき
C氏	イベント内容・テーマの理解のしやすさから、自分のこととしての持ち帰りやすさ、自分の興味関心のある分野に置き換えやすさが生まれた。	理解しやすさから生まれる自己体験化

２　主体性を生む気づき

第２にそれぞれの主体性を生む気づきをめぐる語りは表３のように整理される。まず、A氏は以下のように語っていた。

> イベントに参加して、見ているだけだと自主的な行動を起こそうとはあまり思わないが、福祉関係者や他職種の人々が集まり、話し合って、福祉の実際を理解できること、楽しい部分を表現できる機会を設け、見て、聞くこと、そこに参加する人々が福祉の内面に触れ合うことで、もっと自由に表現しても良いという意識が芽生え、自分にも何かできるのではないかという気持ちにさせられたのだろう。

ここでA氏は主体性を生む気づきについて、①福祉業界の内外の人々が集まり、②福祉の内面に触れ合うことで、③これまでのイメージに囚われない自由な取組みができるという実感が生まれた、と

いう一連の過程を指摘している。つまり福祉業界の内外との交流により、福祉従事者であるからこそ抱くネガティブなイメージは、福祉の本質とでも言うべき、ポジティブなイメージに触れることで転換し、自由な取組みが可能であるとしている。ここで、A氏のいう「福祉の内面」とは、先に「福祉に対するやりがいや明るさ」について、「人々を喜ばせる、人々を生き生きとさせてくれる」と語っていたことから、「人間関係」がその根底にあるとうかがえる。したがって、A氏の指摘する主体性を生む気づきは、①から③まで一貫して「福祉における人間関係の重要さ」に関わっていると言えよう。

一方、B氏は以下のように語っていた。

> やはり、福祉とは人との支え合いみたいな部分があって本質的に魅力があり、素晴らしい。その部分に気づけば本質的に良いものは良いという部分はあり、福祉に対しても、イベントを実施された団体に対しても「公共財」（ママ）と認識しているなかで、その素晴らしさに気づけば私もやってみたいなという気持ちになる。今まで、この社会を作ってきてくれた高齢者のためになんとかしたい、してあげたいという気持ちというのは必ず、誰の心の奥にもあり、そこの部分を今回のイベントが刺激したのではないか。

つまり、B氏もまたA氏と同様に、主体性を生む気づきの核心に「福祉の人と人との支え合いという本質的な魅力への気づき」があったと指摘している。それは同時に、「誰の心の奥にも」普遍的に存在するはずの支え合いの意識であり、だからこそ主体性を生み出す力を持っていたとB氏は言うのである。

これに対しC氏が語るのは以下の事柄であった。

> テーマと内容のトータルバランスがすごく良かった。障害のある方も一緒に参加する内容で、ファッションショーに精神障害者の方も登場し、内容の幅が広かった。色々なところに自分の気持ちを置くことができ、共感できるポイントがかなり多かった。一方的なものではなく、さまざまな立場に視点を置くことが出来た。

C氏がここで主体性を生む気づきとして語っているのは、「自分の気持ちを置く（「感情移入」）」ことや「共感」だが、それはA氏やB氏のように福祉の特定の本質ではない。むしろC氏が指摘するのは、福祉への「共感」のポイントは参加者によって多様であり、そうした多様なポイントがこのイベントで準備されていたことの重要性である。

表３　主体性を生む気づき

対象者	語りの要点	主体性を生む気づき
A氏	福祉業界の内外の人が集まり、福祉の内面に触れ合うことで、これまでのイメージに囚われない自由な取組みができるという実感が生まれた。	福祉における人間関係の重要さ
B氏	福祉の人との支え合いという本質的な魅力への気づきや誰の心の奥にもある支え合いの意識が刺激された。	福祉の本質にあり、誰もが持つ支え合いの意識
C氏	テーマと内容のバランス。 内容の多彩性が個人の気持ちの置き場を広げた。 共感できるポイントの多さ。	福祉の多様性

以上の語りからうかがえる「福祉イメージの向上の要因」と「主体性を生む気づき」の関係を整理すると、まずA、B氏とC氏とで大きく２つに分かれている。A、B氏においては、福祉イメージの向上が、福祉の本質的な魅力への気づきによって促され、かつ、その本質的な魅力、すなわち「人々

を喜ばせること」や「人と人との支え合い」への気づきが主体性を生む契機にもなっていたと考えられている。

これに対しC氏では、福祉イメージの向上の要因は参加者それぞれの「自己体験化」であるとされ、したがって主体性もまた「福祉に対する多様な共感」から生まれたとしている。

ここでまず確認すべきことは、従来、独立的に捉えられていた「福祉イメージの向上」と「主体性を生む気づき」とが密接に関連している可能性があることである。この点は、現在の福祉の現場が直面している2つの大きな課題が、別々にではなく一貫した配慮や戦略を通じて解決しうる可能性を示唆しているという意味で重要な発見である。そのうえで、C氏の語りからうかがえるように、これまで福祉に対する世間のイメージはネガティブなものだと考えられていたが、それだけでなく「イメージすらない」、つまり福祉に対する無関心が広がっている可能性がある。この点も、福祉イメージの転換を目指す際の前提にかかわるものであり、無視できない知見だと言えよう。

3　福祉イメージの内実

そこで、そもそも福祉に抱いているそれぞれのイメージについて3氏の語りを整理してみる。まずA氏は次のように語っていた。

> 福祉従事者として福祉のイメージについては暗いと感じている。私は今、福祉現場で働いているが、様々な状況のなか、正直なところ、このまま福祉関係で働いていてもどうなのか、良いのかと思い始めている。福祉に対するポジティブなイメージとともに、今後の不安、ネガティブなイメージも感じている。福祉業界にいるからこそ、固執した考えとなり、諦めにも似たような感じではないか。

福祉従事者であるA氏は、彼のいう「人々を生き生きとさせる」というような福祉のポジティブな側面と同時に、世間の抱く「給料が安い・汚い・きつい」といったネガティブなイメージも福祉に従事しているからこそ実感し、かつそれがどんどん強まることに諦めざるをえなくなっていると指摘している。ここで注意すべきは、福祉に対するネガティブなイメージが、単に世間のものであるのではなく福祉に直接従事する人びとの間で、福祉に従事すること自体によって強化される可能性が示唆されていることである。

これに対し、福祉従事者ではないB氏は以下のように語っている。

> 福祉の人たちは、清く、貧しいという清貧のイメージがあり、福祉の方と話す場面があると、なんとなく独特の雰囲気を感じる。福祉・介護業界で働く人びとの独特の雰囲気があり、その雰囲気を私が一言でいうと、清貧のイメージである。清貧の中でも派手な方もいて、福祉・介護業界の中でも価値観や想いという面で二極化しているのだろうか。

ここでB氏が指摘する福祉従事者に対する「清貧」というイメージは、福祉従事者という固定化された「給料が安い、きつい、大変」といった印象が従事者自身の貧しく生活が質素であるというイメージに直結しうることを指している。これは、A氏が語る「福祉のポジティブな側面も理解しつつ、直接従事するがゆえにネガティブなイメージも実感し、かつそれが強まることに諦めを抱いている」従事者の姿とよく重なる。

同時にB氏は「清貧の中にも派手な福祉従事者がいる」ことにも気づいている。清貧の中に存在する「派手」とは、従来の「給料が安い、きつい、大変」という福祉従事者へのイメージから、かけ離れた容姿を指している。B氏のこの指摘は、世間が抱く福祉に対するネガティブなイメージに回収されない従事者の存在にも注意を払う必要が示唆されていよう。

これに対しC氏は福祉に対するイメージについて以下のように語っていた。

> 一昔前であれば、施設に追いやる、施設にやったの、というネガティブな感じであったのが、今は施設に行くという選択肢が、タブーではないというのはすごく思う。イベントへの参加をきっかけに、福祉＝タブーと感じる点が薄れ、自分の事ももっとオープンに話をしていこうと感じた。福祉に対するイメージという壁はイベントに参加することによって無くなったように感じる。具体的には、皆が通る道というように思えた。これまで福祉という２文字がどこか遠い、関係のない部分という点があり、自分では思っていなかったはずであったが、誰にでも関係のあることと感じた。

ここでC氏は２つのことを語っている。１つは、福祉に対するネガティブなイメージが「施設に追いやる」ということに起因しており、さらにそれが福祉に対するタブー意識を生んでいるということである。もう１つは、そうしたタブー意識とも関わって、ごく限られた人しか福祉に対する関心が抱かれなくなっているということである。C氏の指摘は、A、B氏のそれが福祉従事者に関わるものだったのに対し、「施設に追いやる」側、つまり福祉を間接的に利用する側に立った福祉イメージである。A、B氏は従事者の側でも福祉に従事すること自体によって世間のイメージが内面化される点を指摘していた。これに対し、C氏は福祉を利用する側も「施設に追いやる」こと、すなわち福祉を間接的に利用すること自体によってネガティブなイメージが定着することを指摘している。さらに、そうしたイメージの定着を通じてタブー意識というイメージを抱くことそのものの稀薄化、無関心化が生み出されているとC氏は示唆するのである。

表４　福祉イメージの内実

	語りの要点	イメージの内実
A氏	福祉のポジティブな側面も理解しつつ、直接従事するがゆえにネガティブなイメージも実感し、かつそれが強まることに諦めを抱いている。	福祉従事者による世間のイメージの内面化
B氏	福祉従事者一般に清貧な雰囲気が見られる一方、それに回収できない「派手」な従事者もいる。	世間のイメージに回収されない従事者の存在
C氏	施設に追いやるというネガティブなイメージが福祉に対するタブー意識を生んでおり、誰もが関係するという当事者意識の醸成が重要である。	福祉を利用することのタブー意識

以上の語りを整理すると表４のようになる。A、B氏の指摘からは、世間が一方的に福祉に対してネガティブなイメージを抱いているというよりも、福祉に従事すること自体によって、そうしたネガティブなイメージが内面化し、本来気づいていたはずの福祉のポジティブな側面が見失われがちになっている現実がうかがい知れよう。つまり、ここでは、従来、福祉のネガティブなイメージが世間のイメージにより、定着しているということとは視点が違い、福祉従事者であるが故のネガティブさが存在していることが考えられる。これに対し、C氏が語る世間のイメージは、A、B氏が語る「福祉に従事すること」ではなく「福祉を間接的に利用すること」に対するものである。「福祉を間接的に利用すること」においては、A、B氏が指摘していたような「本来のポジティブさ」を見出す余地がなく、だからこそタブー意識、すなわちネガティブなイメージを抱くことから一歩進んだ無関心が生まれるのだと言えよう。つまり、ここでは、「福祉に従事すること」と「福祉を間接的に利用すること」の立場の違いにより、当然に福祉のイメージの捉え方の違いが見られる。「福祉に従事すること」の立場から考えた場合、外部及び内部の双方による福祉のネガティブなイメージの発信が、より福祉に従事することによるネガティブさを強調することになっている可能性が見られ、「福祉を間接的に

利用すること」の立場から捉えた場合、外部及び内部の双方による福祉のネガティブなイメージは浸透する前に、タブー意識の強調により興味関心の無さが強調される構図を読み取ることが可能である。さらに、C氏においては福祉イメージの向上や主体性につながる契機が、ここで語られている「誰にでも関係のあることと感じる」当事者意識の醸成に求められるのである。

Ⅳ　考察

1　福祉イメージの内実によって異なる主体性醸成のメカニズム

以下では、これまでに整理した各論点が相互にどのように関連するのかについて検討する（表5参照）。

表5　福祉イメージの向上と主体性の醸成の関連

	職業	イメージの内実	ポジティブな変化の要因	主体性を生む気づき
A氏	福祉従事者（生活相談員）	従事者による世間のイメージの内面化	イベントでのポジティブなイメージの提示	福祉における人間関係の重要さ
B氏	非福祉系会社役員	世間のイメージに回収されない従事者	ポジティブイメージを持つ異分野との共通性への気づき	福祉の本質にあり、誰もがもつ支え合い意識
C氏	非福祉系NPO法人役員	福祉利用のタブー意識	理解しやすさから生まれる自己体験化	福祉の多様性

まず、当初は「福祉イメージの向上」の要因として世間のネガティブなイメージの転換に注目していたが、今回の調査により再検討が迫られた。第1に、もともと福祉に抱かれているイメージが「従事する福祉」と「（間接的に）利用する福祉[16)]」によって大きく異なっていた。「従事する福祉」については、たしかに世間のネガティブなイメージが従事者にも内面化されていたが、「利用する福祉」のイメージはネガティブである以上にタブーと見なされ関心が向けられていない可能性があることが示唆された。さらに第2に「従事する福祉」についても、世間のネガティブなイメージの内面化が、世間のイメージであるから起きるというより、現在の福祉の現場がそうしたイメージに近い構図を持っており、従事すればするほどそうしたイメージから逃れがたくなり、諦めすら抱かれていることもうかがい知れた。

次に、「福祉イメージの向上の要因」と「主体性を生む気づき」の関連は当初、想定されていなかったが、今回の調査を通じてそれらは相互に密接に連動していることが明らかになった。「従事する福祉」をめぐるイメージの向上の鍵は、「人々を喜ばせること」や「人と人との支え合い」という福祉のポジティブな魅力の再認識に求められており、その魅力は誰もが共感できるものとも考えられているがゆえに、主体性を生むきっかけにもなりえると見なされていた。

これまでは福祉をめぐる「主体性」に関しては、「自己充足」と「繋合希求」とが相乗的に成熟する過程が構想されていた。これに対し今回の調査では、A氏が指摘する「人々を喜ばせる」すなわち「利他意識」とB氏の言う「人と人との支え合い」すなわち「相互扶助意識」が、福祉の本質的な魅力として実感されており、それらへの気づきが主体性を生むと考えられていた。これらの意識はそれぞれに「自己充足」と「繋合希求」に重なっており、今回のケーススタディがこれまで蓄積されてきた福祉論と接続する一般性を持ちえている点を示唆している。しかも、福祉の本質的な魅力の再認識が主体性の醸成に接続する論理を示している点で注意すべきである。

一方、「利用する福祉」については、従来の主体性の成熟に関する議論とは当然ながらかみ合わない。

そこでのイメージ転換の要因は、「理解しやすさから生まれる自己体験化」に求められ、だからこそ主体性を生むきっかけも「福祉の多様性」への気づきだと考えられているのである。

２　今後の地域活動に求められる戦略

このように焦点となる福祉が「従事するもの」なのか「利用するもの」なのかの違いは、これから求められる地域活動のあり方に関する展望の相違にも影響している。例えば、B氏はそれらについて次のように語っていた。

> 魅力を伝えることが重要。やはり、もともと人の支え合い的な部分が福祉にあると意識する。人として本来あるべき、誰かのためになんとかしたい、してあげたい、という部分にアプローチする内容を重視していくべきなのだろうと思う。

これに対しC氏が語るのは、そうした「支え合いの魅力」を全面に押し出すこと以上に、主催者自身の喜びや楽しさが参加者に伝わることの重要さである。

> 主催されたメンバーの方々と話したとき、メンバーの方々がすごく楽しそうにというか、今までこういうのはなく、仕事を越えた人との出会い、自分達が仕掛ける側というか、そういうことがすごく楽しいということを何度も聞いた。その場を作ること自体に喜びを感じている。そこに意味があったように感じる。メンバーの方々が輝ける場であったり、活躍できる場であったり、普段の仕事ではない部分の能力を発揮したり、主催団体であるFが無くなると今まで関わってきた皆さんがひとつ場所を失うように感じる。

たしかにB氏の言うような福祉における「支え合いの魅力」は「従事する」立場にならなければ共感しえない面もある。「利用する」立場から出発すると、福祉そのものの魅力以前に福祉に関わることの魅力が、C氏の指摘する「楽しさ」「喜び」といった点で共有される必要がある。この点については、従事者の一人であるA氏も以下に語るように気づいていた。

> 福祉というものを前面に出したイベントは、一般の人々が参加するのに気が引けるのではないかと思う。様々な人々が集まるきっかけ作りとして、福祉イベントが存在するようになればよいと思う。さらに、そこでであった人々が個々につながりを持ち、イベント自体を地域が認知しているという状況を作り出す必要はある。その中で、福祉従事者がいて、他職種がいて、若者がいて、その環境に入り込むことで、自然と会話が弾み、福祉現場や福祉の事実を見聞きし、福祉の理解が促進され、相談や助言が行われるような形になればよいのではないか。

このようにA氏が指摘するのは、彼がB氏と異なり、福祉に直接従事しているからだと言えよう。つまり、A氏が直面する福祉の現場は、B氏がイメージする「支え合い」とはほど遠く、むしろC氏が言うような「利用し利用される」状況に近い。そこには、世間が抱く「従事するイメージ」が裏切られるどころか裏付けられる厳しさが横たわっている。そうした現実をA氏が直視しているがゆえに、従事者でさえ、あるいは従事者だからこそ見失いがちな福祉のもう１つの原点、すなわち「相互扶助」ではなく「利他」への気づきを、あえて従事者以外との交流に見出しているのだと考えられる。

ここでのA氏の指摘は、単なる福祉の本質論以上の含意をもつ。なぜなら、その指摘は福祉の現場の厳しさを直視することから出発しており、その厳しい現実そのものを乗り越える方向性を示唆するものだからである。福祉が「利他」であることに気づくことにより、そこでの福祉は単なる厳しいものから別の意味を持つようになる。だからと言って、現実の待遇改善が閑却されてよいわけではな

い。ただA氏の指摘からうかがえるのは、そうした改善も、福祉が「利他」であることが気づかれないままに進めば、現場の欠乏感が癒されないままに終わる可能性である。

今後、福祉に対するイメージの転換と主体性の醸成をともに図っていこうとする地域活動においては、「利用し利用される福祉」という現実が厳然と横たわることを踏まえ、単に「相互扶助」だけではなく「利他」への気づきを促すような方策が求められよう。それは「相互扶助」への気づきを促す以上に困難な方策かも知れない。しかし、A氏が「従事者と非従事者の交流」に、またC氏が「自己体験化」に可能性を見出していたように、従来の福祉の枠組みから離れ「利用者」の視点に立つとき自ら取るべき戦略が絞り込まれてくると言えよう。

その戦略において注意すべきは、もはや目標は単なる福祉に対する「イメージ」の転換ではなく、少なくともそこに関わる者にとっての福祉の「内実」そのものの転換だという点である。「相互扶助」さらには「利他」への気づきは、そのような目標の本質的な展開を保障する指標として欠かしえない視点に他ならない。こうして引き出された一連の方向性を実践を通じて検証し、幅広い立場で共有できるよう彫琢することが次なる課題である。

謝辞

本研究を行うに当たり、研究にご協力頂きました皆様に心からお礼を申し上げます。

註

1）堀田和司・奥野純子・戸村成男：「介護老人保健施設に勤務する介護職員の「仕事へのモチベーション」を促進する要因」,『日本公衆衛生雑誌』56（12）pp. 863–874, 2009年.
2）山田宗寛：「福祉専門職におけるキャリアプランとライフプランのイメージに関する一考察―佛教大学生に対するアンケートから―」,『福祉教育開発センター紀要』11, pp.109–119, 2014年.
3）迫井正深：「地域包括ケアシステムの構築に向けた課題―2030年以降の社会変革を見据えて―」,『厚生労働省老健局老人保健課（医療と社会）』vol.24（4）pp.339–356, 2014年.
4）藤松素子：「地域福祉をめぐる論点と課題―地域福祉の成立要件とは何か―」,『佛教大学社会福祉学部論集』8, pp.39–56, 2012年.
5）小谷良子・中道實：「地域社会活動団体における中枢活動層の地域感情と地域参画への主体要因」,『奈良女子大学大学院人間文化研究科，コミュニティ政策』vol.2 pp.149–172, 2004年.
6）上田恵津子：「日本人の自己形成と世間」,『大阪大学教育学年報』1, pp.39–48, 1996年.
7）藤井貴之・亀島信也・高岸治人：「集団との関係とネガティブな感情表出との関係―最後通告ゲームを用いた実験―」,『関西福祉科学大学紀要』14 pp.151–157, 2010年.
8）寺田恭子・原博美・福田留美・藤本聖子：「子育て支援活動に取り組む親の主体性に関する研究―個と関係性に着目して―」,『プール学院大学研究紀要』，第55号 pp.91–105, 2014年.
9）鯨岡峻：『ひととひとをわかるということ―間主観性と相互主体性』ミネルヴァ書房2006.
10）野口栄子：「福祉における人間の主体性の問題」,『京都府立大学学術報告（理学・生活科学・福祉学）』第19号C系列 pp.77～81, 1968年.
11）林眞帆：「ソーシャルワークにおける「主体性」に関する一考察―主体性概念に着目して―」,『別府大学紀要』52 pp.55–65, 2011年.
12）谷口功：「コミュニティにおける主体形成に関する一考察」,『コミュニティ政策学会コミュニティ政策』2（0）pp.173–189, 2004年.
13）谷口敏代：「福祉的側面からみた訪問美容サービスの効果と今後の展望」,『岡山県立大学短期大学部研究紀要』，8, 33–43, 2001年
14）原千恵子・平尾良雄・佐野恒夫・秋元弘子・粉川亮・奥山一成：「美容と福祉の融合―調査による現状分析―」,『山野研究紀要』，11, 65–71, 2003年
15）イベント参加者40名には事前に氏名、住所、連絡先記入を依頼し、うち記入された12名にインタビュー調査を依頼、承諾を得た３名に対し調査を行った。調査では、事前に質問票を配布、面接し会話を録音、録音後、逐語記録にて面接内容を全て把握し、内容の事後分析を実施した。
16）ここでいう「（間接的に）利用する福祉」とは、サービスを実際に利用する本人ではなく、福祉サービスの利用を促すあるいは提案する家族側あるいは近親者側を指している。

民俗芸能の「余興」的実践
――青森県津軽地方の祭囃子を題材に――

下田雄次※

要旨

本研究は青森県津軽地方に伝承されている祭囃子を題材としながら、民俗芸能が現代的な状況のなかで「余興」として実践される場に注目し、現在を生きる人々の日常に息づく民俗芸能の姿を把握することを目的とする。

青森県津軽地方においては「余興」と称して祭囃子や盆踊りなどを本来の行事とは別に行うという実践の形態が見られる。この場合における「余興」は民俗芸能が従来その内部に有していた遊興的な部分としての余興とは異なる意味を含んでいる。

高度経済成長を遂げた我が国では、かつての民俗社会が変容・消失した。程度の差こそあれ、民俗芸能は地域社会のなかで自明の存在ではなくなり、自らの存在理由の獲得において、文化財や観光資源であるという点に立脚しながら当事者たちが再解釈していくという状況が発生した。文化財であることを標榜するには「保存」すなわち、固定的な伝承観に基づいた芸能実践が求められてきた。文化財制度は芸能を地域的な文脈から切り離す傾向を発生させた。

当該地域においても日常の芸能実践の前提にこのような事情があるが、一方でそのような前提のあり方から逸脱し、自分たちの楽しみとしての芸能のあり方を追求する芸能実践がある。当事者たちはこれを「余興」と呼ぶ。

※　しもだゆうじ　弘前大学大学院地域社会研究科地域文化研究講座
yuji.s.jpn@gmail.com

このような現代的状況を前提に「余興」として実践される芸能は、これまで信仰や文化史を主流とした民俗芸能研究において問題としては捉えられてこなかった。論者は「余興」を対象にすることで「いま、ここ」に生きる民俗芸能の姿を当事者たちの生活世界とともに把握する有効な手がかりになると考えている。これによって人々の日常における生活世界のなかで、変化しながら多面的に展開する民俗芸能の姿が垣間見えるのではないかとも考えているのである。

「余興」が行われる場は、いわゆる文化財としての「正しさ」を追求しようとする意識が希薄である。さらには、民俗芸能の要件とされてきた「時」や「場」などといった制約からも解放されている。

「余興」として実践される芸能は、現在に生きる地域の人々の生活世界のなかから立ち現れてくる事象であり、そこでは誰もがその行為に関わることが可能な空間が形成されている。それは、人々の集まりにおいて、その集団自体がその時々の事情に応じ臨時的に演者と観衆に分化し、そのつど立ち現れては解消されていくという関係性でもある。人々の関係性の側面から「余興」を見た場合、そこには大別して二通りのタイプが見られる。一つは、普段の生活における人間関係が「余興」の場に表出するものであり、もう一方は、「余興」の場において臨時的に関係性が形成される場合

である。このような場において、芸能は「社交の技術」としても機能している。

祭り囃子の伝承者たちにとって「余興」もまた祭礼や民俗芸能大会、競演会やイベントへの出演に加えて、芸能実践の場の一つになっている。「余興」を民俗芸能の多面的な実践の一環として捉えていくことにより、人々がそれぞれの実践の場面において、各実践の目的に見合った欲求を場に応じて満たしている姿が見えてくる。また、民俗芸能が置かれている場として、文化財保護制度や観光産業といった枠組みにとらわれない部分、すなわち人々の生活世界における営為といったものが浮かび上がってくる。「余興」の実践により、人々は諸々の制約から「解放」された場において、芸能を介した相互交流を通じて人間関係を発展させながら、芸能に興じる楽しさを優先させた実践のあり方を構築している。当事者たちはあえて「余興」という言葉を用いながら芸能を実践することにより、芸能を再び自分たちの生活世界に引き寄せているという一面が見えてくる。

キーワード
民俗芸能、日常、コミュニケーション、関係性

一、はじめに

民俗芸能の現場では祭礼終了後の直会や懇親会の場において、歌や楽器演奏、舞踊などが余興的に披露されることが多い。

青森県津軽地方においても「余興」と称して祭囃子や盆踊りなどを本来の行事とは別の場面で行うという実践が見られるが、この場合における「余興」は民俗芸能が従来その内部に有していた遊興的な部分としての余興とは異なる意味を含んでいる。

かつての民俗社会が変容・消失した現在、民俗芸能は社会のなかで「従来的な意味ではほとんど機能しなくなった」〔大石　一九九三〕。程度の差こそあれ、民俗芸能は地域社会のなかで自明の存在ではなくなり、自らの存在理由の獲得において、文化財や観光資源であるという点に立脚しながら当事者たちが再解釈していくという状況が発生している。それは文化財保護法と地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律（通称「お祭り法」）という二つの法律の成立が背景にあったことも事実であろう。文化財であることは観光の面でも有利である。文化財を標榜していくためには「保存」すなわち、固定的な伝承観に基づいた芸能実践が求められるという傾向も生じ「芸能が消えて文化財が舞う」〔三隅　一九九三〕事態になった。

当該地域においても日常の芸能実践の前提にこのような事情があるが、一方でこのような前提のあり方から逸脱し、自分たちの楽しみとしての芸能実践のあり方を追求する芸能実践も行われており、当事者たちはこれを「余興」と呼んでいる。本論で問題とするのは以上のような意味における「余興」である。

津軽地方において「余興」として楽しまれるのは、ネプタ、ネブタなど地元の祭礼において奏でられる祭囃子や、岩木山登拝行事の踊り・盆踊りなどの所作である。

津軽地方のネプタ、ネブタは弘前ネプタと青森ネブタが昭和五五年に国の重要無形民俗文化財に指定されている。その他にも青森県の指定を受けているものや、指定はないものの、大小さまざまな規模や形態のネプタ、ネブタが各地に展開している。一方、岩木山の登拝行事は昭和五九年に国

の重要無形民俗文化財に指定されている。津軽における主な民俗芸能としては、これらの他に三匹獅子踊（舞）（呼称としては「踊り」と「舞」の両方が混在）があり。津軽地方には現在でも五八の獅子踊（舞）の保存団体が確認[1]されている。秋には平川市（旧・尾上町、二〇〇六年に旧・平賀町、碇ヶ関と合併）の猿賀神社にて「県下獅子踊競演会」が開催される[2]。

津軽地方において、祭囃子を伝承する人々の多くは、各地のネプタやネブタの団体、岩木山お山参詣囃子の保存会、あるいは獅子踊（舞）の保存会などに所属している。ネプタ・ネブタについては、各地域それぞれに固有の形態と祭囃子がある。岩木山お山参詣の囃子については、各地に保存会[3]があり、戦後にほぼ統一された「登山囃子」と「下山囃子」が伝承されている。

本論では民俗芸能が「余興」として実践される場をとりあげながら、現在を生きる人々の日常の文脈のなかに息づく民俗芸能の姿、すなわち文化財保護や観光といった「制度」や「産業」の枠組みにとらわれない領域における民俗芸能の姿を把握したい。

「余興」として実践される芸能は、これまで信仰や文化史を主流とした民俗芸能研究において、問題としては捉えられてこなかった。しかしながら、論者は「余興」を対象にすることで「今、ここ」に生きる民俗芸能の姿を当事者たちの生活世界とともに把握する有効な手掛かりになると考えている。本論では民俗芸能を日常の文脈に捉えることの必要性について述べながら、なぜ「余興」の場が民俗芸能を把握する有効な手掛かりとなるのかについて論じたい。

二、問題の所在

既に批判的な検討が加えられているが、従来の民俗芸能研究では民俗芸能の理解や記述において、眼前の様態そのものを把握するのではなく、聴き取りや資料に基づきながら過去に遡上することによって「かつてのあるべき姿」を追及したり、固定的、反復的な伝承観に基づいて芸能を把握したりする傾向があった。

橋本裕之は早くからこのような問題をとりあげ、「古風」や、「信仰」、「神」といった暗黙の前提が有していたイデオロギー性を解明〔橋本　一九九〇〕し、民俗芸能研究における新たな方向性を模索しながら「「民俗芸能」を調査／記述する方法自体を問い直す」〔橋本　一九九三：四〕ことを主張している。

橋本のこのような問題提起をふまえ、民俗芸能の民俗誌の作成を試みているのが笹原亮二〔笹原　二〇〇三〕である。笹原は民俗芸能をどのように理解し、いかにして記述するかといった方法論における課題と向き合い、民俗芸能を「見る」ための方法として民俗芸能の民俗誌の作成を通じ、神奈川県北部各地の獅子舞に対する現地調査に基づいて検討と分析を行っている。

笹原は、従来の民俗学や民俗芸能研究における伝承観について触れ、上野誠〔上野　一九九〇〕や、小林康正〔小林　一九九四、一九九五、一九九七〕など、新たな伝承論におけるこれまでの議論をふまえながら、「伝承」の理解についての再検討を主張し、「民俗芸能の伝承とは、ある形式や次第が変わらずに繰り返されていくことではなく、人々が演じることによって、その人々と周囲との関係の中で形式や次第が様々に変化しつつ続けられること」〔笹原　二〇〇三：三〇四〕であると述べ「人々が演じ、変化

する過程としての伝承」〔笹原　二〇〇三：三〇八〕について論じている。

民俗誌の作成、すなわちある一定の地域における生活空間や、生活集団のなかで受け継がれた伝承文化を体系的に把握・記述する作業を通して民俗芸能を把握しようとする方法は、民俗芸能を日常の文脈、すなわち「繰り返されながらも、状況に応じて常に変化をともなう動的な状態としての日々の営み」のなかに組み込まれた存在として把握・理解していく上でも有効な手段になる。

ようするに、日常の文脈のなかに民俗芸能を捉えるような視角は、必然的に民俗芸能それ自体を動的で変化のあるものとして、なおかつ、人々の関係性のなかにある存在として把握・記述していく作業において有効性をもつと考えられる。論者が「余興」に着目する所以もここにある。

逆の見方をするならば、日常の文脈から切り離して民俗芸能を捉えようとする視角は民俗芸能を地域的、社会的な文脈から切り離し、その伝承性についても固定的なものにしていく傾向に陥りやすい危険をはらんでいる。松尾恒一〔松尾　一九三三〕や、伊藤純〔伊藤　二〇一一〕らによって指摘されてきたように、かつては民俗芸能を「舞台」上の芸術として捉えるような考え方が支配的であった。伊藤はそのような性質をもつ身体観を「演劇学的身体観」と呼んでいる。

伊藤によると、この身体観は文化財行政においても、その思想的基盤として存在しているという。民俗芸能を日常の文脈から切り離すような思想が日本の文化財行政の基盤に存在してきたことになる。

このような芸能観は民俗芸能について、主にその起源や意味、伝播や系譜などを問題にしてきており、眼前にある芸能の姿を捉えようとする視野の欠如をもたらしてきたことは周知の通りである。

論者もまた身体技法の観点から日常の延長上に民俗芸能の身体を捉える試みを行った〔下田　二〇一五〕。そのなかで論者は日常を支える「生きていく方法」を会得した身体のあり方に基づく身体観によって民俗芸能を理解しようとした。

そこで必要とされたのは、芸能に直接関係している身体技法のみならず、間接的・潜在的な関係性をもつであろう日常の営み、すなわち人々の生活実践としての身体活動の様相をも対象とする視野の拡張であった。先の拙稿で論者は、人々が日常や芸能において自らの身体をどのように用いているかについて着目しているが、そこではあくまでも日常の身体技法と民俗芸能の所作の共通項の抽出や、日常における身体活動のあり方そのものの変化に焦点をあてており、日常の場における人間関係の芸能の場での表出や、芸能の場でつくられる関係性については触れてこなかった。

民俗芸能の伝承とは「人々が演じることによって、その人々と周囲との関係の中で変化しつつ続けられるものである」という笹原の理解に従うならば、民俗芸能の理解においては「変化」といった通時的な現象のみならず、芸能にまつわる共時的なつながりとしての人々の関係性にも目を向けるべきであろう。

そういった関係性のなかで民俗芸能がどのように行われ、またその集団や社会のなかでどのように機能しているかという問いをもつことにより、民俗芸能の行われる場を把握する有効な視角が開けてくるはずである。このような点において注目したいのが小林康正〔小林　一九九五〕や、長野隆之〔長野　二〇〇七〕の論考である。

小林は、瀬戸内海の島嶼部に位置する広島県安芸郡倉橋町室尾地区に伝わる三味線の伝承を題材にしながら、室尾における三味線の伝承の形成や再生産を、技能、個人、社会といった関係性のなかで記述、分析してゆく試みを行っている。

小林はかつて室尾の三味線の伝承が隆盛を誇った理由を地域の生活のなかに三味線と結びついた活動が深く組み込まれていたことにあるとしながら、室尾の人々の日常生活のなかで三味線がどのように「社交の道具」として有効であったか、三味線によって人々の関係性がいかに形成されてきたのか、について注目している。このなかで小林は、三味線の演奏という文化だけを独立してとらえるのではなく、三味線の技術の伝承とともに、それを取り巻く全体的構図、状況を配慮していく必要性を説いている。

小林の論は、「余興」を通して日常の文脈のなかにある芸能の姿を捉えようとする本論の取り組み、すなわち、芸能を地域の日常から切り離さずに把握、記述しようとする作業に対して有効な視点を提供している。

長野は、民謡を「通時的、共時的に人と人をつないでいた歌」であるとして、人々の生活の中で、民謡がどのように機能していたのかについて、民謡の伝承と伝播の諸相、民謡の行われる機会、そこでの機能などを明らかにしながら、民謡に関わる個人を浮かび上がらせることにより、民謡の場を具体的に把握する試みを行っている。長野によると、民謡は多様な民俗事象・民俗文化と関わっており、民謡を媒介とすることで人々の心情や感覚に迫ることができるという。

長野によって提示されたこのような視点は、民俗芸能研究においても必要であると思われる。いうまでもなく、民俗芸能の伝承や実践は生身の人間同士のコミュニケーションによって支えられている。人々のコミュニケーションは社会的な関係性のなかで行われるが、同時に人々の相互的な交流といった行為・活動によってその集団社会が生成されていく。このように考えた場合、芸能を観察するとは、それにまつわる人々の活動を見てゆくことでもある。芸能にまつわる人々の活動の諸相を見ることにより、人々の生活世界のなかに根を張り「今、ここ」を生きる芸能の姿が見えてくる。

「余興」の場は芸能の伝承的な「正しさ」といった規範意識が弱まっているが、だからこそ、そこには「参加する体験の面白さ」「踊りの面白さ」「笛の音色の味わい深さ」「場に対する貢献」「奏者や技術に対する個人的な嗜好」「当事者各自の長所、特技」「組み合わせの意外性・即興性に対する驚きや面白さ」などというように、芸能に対する多様な評価軸がある。そのため「余興」は、人々が個人的、私的な嗜好のレベルにおいて各人なりの楽しさや、好み、美しさ、心地よさなどに関わる体験をし、それらを共有しながら他者との交流や自己との対話を重ねる場になっているといえる。

「余興」として民俗芸能が行われる場では、人々の日常における生活世界のなかで必要とされ、変化しながら存続する民俗芸能の姿を垣間見ることができる。

かつての民俗社会が変容し、従来の民俗学の対象が消失していく現代の地域社会においては、芸能が社会のなかで果たしてきた役割や機能、意味が薄れている。また、日常生活における身体の用い方も変容し、民俗芸能の身体技法とは異質なものになっていった。民俗芸能は人々の日常生活において、もはや自明のものではなくなり、その存在の理由を求められるようになった。

日常生活のなかに存在理由を見出すことが困難になった芸能にとって「文化的な財」や「観光の資源」であることは、新たな存在理由獲得のための拠り所になった。文化的な財であることは「地域の誇り」にもつながった。

民俗芸能の存在理由を再解釈するにあたり、当事者の立脚している立場が、自分たちの生活世界ではなく、制度や産業の枠組みへとシフトしていく傾向がある。以上のような意味において、芸能は人々の日常の生活世界

から乖離していく方向へ向かっている、というのが論者の考えである。

本論では「余興」を題材にしながら、文化財保護制度や観光産業といった地域の人々の生活世界のレベルから乖離した領域に対して日常のなかにある民俗芸能の姿の把握を目的にしている。それは、民俗芸能を介した人々のコミュニケーションのあり方を問題にすることでもある。

橋本は芸能がコミュニケーションとして機能する局面について言及し、コミュニケーションとしての芸能が非コミュニケーション化、もしくは脱コミュニケーション化してゆく時代にあって「身体技術に媒介されるコミュニケーションのある特殊なスタイル」としての民俗芸能がいかにして可能であるかを問い直している〔橋本　一九九一〕。

ここで問題として注目しておきたいのは、芸能を介した人々の相互的な交流もしくは芸能にまつわる人々の関わり合いやそこで形成されていく関係性といったものである。

俵木悟は「コミュニケーションとしての民俗」という枠組みを用意することによって研究者の「文化財」に対する本質論的理解そのものを相対化し「文化財保護」という政策が生み出す新たな実践を主題化しようとする取り組みを行っている。俵木はまた、芸能に対する「本質主義的理解」が「現代に生きる担い手たちの多様な実践を見えなくしてしまう」点を指摘している。

俵木のコミュニケーションとして芸能を取り巻く人々の営みを把握しようとする姿勢は、芸能実践の重層性や、多面性を前提とし、当事者による解釈やそれに基づく実践を重視するものであり、本論における基本的な態度もこの延長上にあるといってよい。ここでは「明らかに現実的で、芸術的で、情報回路の密度の濃い過程＝コミュニケーションとしての過程（communicative process）〔D・ベン＝エイモス　一九七二（訳・一九八五）：一二〕といったような枠組みがますます意味をもってくるのかもしれない。

これまで述べたように、高度経済成長を経て客体化の進んだ民俗芸能は文化的な財として保存の対象になりながら、一方で観光の資源としても扱われるという状況に置かれてきた。

橋本は「壬生の花田植」（広島県）について、壬生の花田植は国指定重要無形民俗文化財でありながら、観光を介して生成することをやめておらず、かつて大流行した競演会を契機として演じる快感や見られる快感に由来すると思われる「のぼせる」感覚や「弾む」感覚といったものを維持しており、当事者はそれらの感覚を維持することに貢献するユニークな戦略を編み出している〔橋本　一九九六：一八六〕としたうえで、それは、「保存と観光という二つのコンテクストに対して二つの方法を使い分ける」ものであったとしている。この点について橋本は、当事者が保存と観光のはざまで試行錯誤しながらも、依然として自己の存在理由を獲得するべく自分たちの芸能を解釈／再解釈しようとしているものである、とした考えを述べている。

橋本の指摘する点は、本論における問題意識とも重なる部分があるが、ここに次なる疑問が浮上する。それは、当事者たちが自己の存在理由獲得のための立脚点を制度や産業の枠組みに求めた場合、彼らが立脚する領域はもはやこれら二つのコンテクストしかありえないのであろうか、というものである。そこで本論では、民俗芸能を論じる場の多くが「保存」や「観光」になった現在において、これらの枠組みの外へと目を向け、制度や産業の枠組みから逸脱し地域の人々の日常に密接した民俗芸能の姿に迫りたい。

以上をふまえながら、本論では〈余興〉の場に着目することにより、人々の生活世界のなかで民俗芸能がどのような意味をもっているのか、その集

団や社会のなかでどのように機能しているのか、あるいは当該地域の社会が民俗芸能をどのように必要としているかについて明らかにしたい。

三、「余興」の行われる「場」

ここでは、津軽地方において祭囃子の演奏をともなう「余興」がどのように行われているのかについて記す。「余興」の観察においては、論者自身も地元（旧岩木町・現弘前市岩木地区。岩木町は平成六年の合併により弘前市に併合された。）に拠点を置く「鳥井野獅子踊保存会」（旧岩木町・鳥井野地区）や「岩木登山ばやし保存会」（旧岩木町・賀田（よした）地区）に約二十年間所属してきた会員でもあり、「余興」の場で祭囃子の奏者（笛）の一人として参加していることを申し添えておきたい。

（一）「余興」について

津軽地方では「余興」と称して地域に伝わる祭囃子の演奏を行ったり、その場で各種の踊りが踊られたりすることがある。「余興」の行われる場やその目的については一様ではなく、いくつかのタイプに分類が可能である。ここではAからDの４つに、おおまかに分類しておきたい。

分類A：春の花見の場、岩木山お山参詣、ネプタ、ネブタ、虫送りなどの年中行事や、各地で行われる集会における直会や、懇親会の場、あるいは芸能の保存会の忘年会や新年会の場、などがある。

分類B：結婚式や記念パーティなどにアトラクションとして民俗芸能が招かれる場合。

分類C：競演会の審査待ち時間において「余興」として行われる芸能。

分類D：祭礼の場で各人それぞれの「楽しみ」として行われる祭囃子演奏。

本論ではとくに分類Aのなかの、懇親会や直会の場における「余興」について具体的な事例を挙げながら見てゆきたい。

（二）津軽地方の民俗芸能について

青森県津軽地方に展開している主な民俗芸能について概観する。季節ごとに見てゆくとまず、初夏六月頃には虫送りやサナブリがある。七月から八月にかけては、津軽地方の夏祭りとして知られるネプタ、ネブタが各地で行われる。これには単独の団体が行うものから、各町会レベルで行われる小規模なもの、市街地で行われる大規模な合同運行まで、多様な運行形態がある。夏に行われるものとしてはこのほかに「黒石よされ」などの盆踊りがある。

秋には、旧暦の八月一日に行われる「岩木山の登拝行事」として「お山参詣」がある。この行事については、岩木山お山参詣の囃子である「登山囃子・下山囃子」を伝える「登山囃子保存会」が各地にあり、春から秋にかけて各地で「登山囃子競演大会」が開催され、旧八月一日の前日に岩木山神社において「本大会」が開かれる(4)。

これらの行事や祭とは別に、ほぼ通年を通して活動を展開しているものとして津軽一円に展開する一人立ち三匹獅子踊（舞）がある。秋には平川市の猿賀大社で「県下獅子踊競演会」が開催される。

（三）津軽地方の祭囃子伝承について

津軽地方には大別して次のような祭り囃子の種類がある①ネプタ、ネブタ祭りの囃子、②岩木山お山参詣囃子、③虫送りやサナブリ、火流し行事

の囃子、④八幡宮例大祭の囃子（鯵ヶ沢町、弘前市、黒石市など）⑤獅子踊（舞）の囃子、⑥津軽神楽の囃子、などである。

　このうち⑥については、津軽地方の神職にのみ伝承されている。⑤については各市町村に存在する団体ごとに旋律やリズムが異なったものが伝承されている。比較的多くの人々によって伝承されているのが①と②である。①は弘前市方面や青森市方面など、その地域の祭礼によって、囃子が異なるものの、一つの団体の囃子に携わる人数が多く、⑤や⑥に比べると、一般的な囃子になっている。②については、津軽地方の各地域に伝わる囃子が戦後統一され、人々が地域を越えて合同で演奏できるようになった。

「余興」で演奏されるのは、地元で広く知られている祭囃子であることが多く、各団体でそれぞれに囃子の異なる獅子踊（舞）の囃子はほとんど演奏されない。ここでは特に①、②の囃子について見てゆくことにするが、これらの祭り囃子で使用される楽器は主に笛、手平鉦、太鼓の三種類（図01～03）（すべて論者撮影）である。笛はその地域や曲目によって数種の寸法に分かれる。鉦は、直径一五センチほどの真鍮製である。太鼓は帯をたすきがけにして担いで使用する携帯可能な小型ものと、台車に乗せて使用する大型のものに分かれるが、いずれも太鼓の側面に縄をかけて皮の張り具合を調整する桶胴太鼓である。

図01

図02

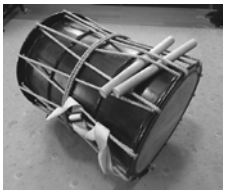
図03

　先に紹介した祭り囃子の数々は、それぞれの祭礼や行事において奏されるのが本来の形式であるが、津軽地方においては祭り囃子の演奏自体が独立とした芸能として展開されている。さらに、祭り囃子に使用される楽器は祭礼の時のみならず日常的に携帯されることもある。論者の笛の師であるF氏（昭和一八年生れ、鳥井野地区出身・在住、鳥井野獅子踊保存会と岩木登山ばやし保存会にて現在においても役員を務める）は「笛吹ぎは、どこさ行くにも笛をもっていくものだ」と話している。

　津軽地方における祭囃子奏者たちの活動については、大まかにこのような構図を見てとることができるが、これらに加えて、一人の奏者が地元の「ネプタの団体」、「お山参詣囃子の保存会」、「獅子踊（舞）」の保存会というように複数の種類の団体もしくは、「弘前のネプタに参加する団体」と「五所川原立佞武多（たちねぷた）に参加する団体」というように、さらに広域の団体に参入するケースも珍しいものではなくなってきている。

　彼らの多くは普段、各種の保存会や祭団体に所属し、定期的に演奏技能の研鑽を行いながら、祭礼や行事への参加、競演会や民俗芸能大会などへの参加、イベントへの出演などを行っており、ほぼ通年にわたって活動を展開している。

　前述したように、岩木山お山参詣囃子では、春から秋にかけて津軽各地において競演会が開催され、秋のお山参詣時には「本大会」が開かれる。これらの大会は、岩木山お山参詣囃子の普及と技術の向上を目的として行われるものの、大会の開催地の一部は「弘前公園」や「青森観光物産館アスパム」、世界遺産白神山地の玄関口として白神山地観光案内所を有する「アクアグリーンビレッジANMON」、さらには「本大会」の行われる岩木山神社境内というように、多くの観光客が行きかう場である。「登山囃子競演大会」は、これらの場所においては一般の人々の鑑賞も容易に可能なため、必然的に観光的な役割をも担うものになっている。また、岩木登山ばやし保存会では旧・岩木町（二〇〇六年より弘前市）時代より町の観光

課や観光協会とも連携し、各種イベント行事に参加しながら演奏を行うという活動も行ってきた。

一方、ネプタ・ネブタにおいては、一例として「弘前ネプタ」に参加する団体を挙げてみると、弘前市内中心街で開催される「合同運行」期間（八月一日から七日）[5]の前に、地元の町内や、地元で開催される夏祭りなどの行事において先に小規模な運行を行ってから、「合同運行」に参加する団体もある。これらの団体において祭囃子の奏者たちは祭り本番に向けて練習会を行うだけでなく、県内外における観光イベントに参加しネプタ囃子の演奏を行う場合もある。

（四）　余興の具体例

論者は同一の場所（弘前市鳥井野地区にある鳥井野集会所の大広間）において目的や構成員の異なる二つの行事およびその集団に参与し、詳細を観察した。

事例1は、鳥井野地区において二〇一四年九月に行われた岩木山お山参詣行事終了後の懇親会における「余興」、事例2では、同じく鳥井野地区において二〇一三年八月に行われた岩木山麓獅子踊り連合の共演会終了後の懇親会における「余興」をとりあげた。

事例1と事例2ではその人員構成において重複する部分もあるものの、事例1の方がより人数が多く、囃子方の構成も多岐にわたっている。事例1では、お山参詣行事終了後の懇親会において「余興」が行われており、この場合、地元鳥井野地区の人々が中心に集まっている（参詣行事の参加者は全一三〇人、そのうち町外参加者は二七％（鳥井野地区お山参詣実行委員会報告））。囃子方は鳥井野獅子踊りに加えて、岩木登山ばやし保存会や弘前大学囃子組、近隣に住む祭囃子愛好家らなど、各方面からの混成のメンバー構成になっている。事例2では、岩木山南山麓に点在する獅子踊（舞）の各保存会が集まり、「余興」の演奏は鳥井野獅子踊と五代獅子踊の囃子方によって行われている。

事例1では地元・鳥井野地区の住民が主体になり地区の行事として自主的に開催されており、事例2では周辺の近隣市町村の獅子踊（舞）保存団体が集まり互いの活動活性化のために自主開催されている。事例1における集団の構成員が地元地区の住民を基本にしているのに対し、事例2では構成員の過半数が近隣地区の人々で占められている。

事例1　年中行事終了後の懇親会（岩木山お山参詣行事）

旧岩木町（現・弘前市）鳥井野地区では二〇一二年から二〇一四年まで、三年間にわたり三度、岩木山お山参詣行事を行っている。鳥井野地区におけるそれ以前の参詣行事は一九五〇代前半頃であり、およそ六〇数年ぶりであった。論者は一回目から参与しており、デジタルカメラの動画による記録を三回目の二〇一四年に行っている。

お山参詣行事では、鳥井野集会所が行事の拠点になり、毎回の行事の終了後に直会と称して懇親会が地元の集会所で行われている。鳥井野地区のお山参詣は、岩木地区において岩木山観光協会主催のもと開催されるお山参詣行事「レッツウォークお山参詣」[6]とは別に、地域住民がかつての自分たちの地域の行事を復興したいという願いのもと、町会長や公民館役員らが主導して行われたものである。参加者は地域住民が中心であり、囃子方には鳥井野獅子踊保存会に加え、岩木登山ばやし保存会、弘前大学囃子組、そのほか地域の祭囃子愛好者らが参加している。

「余興」は毎回、この直会の宴の中ごろに行われている。祭囃子の奏者たちは、ここでは、お山参詣行事に参加した人々が中心になっている。

「余興」において中心的な役割を果たしているのは「鳥井野獅子踊りの囃子方」と「岩木登山ばやし保存会」である。鳥井野獅子踊りの囃子方の指導者であるF氏（昭和一八年生れ）が岩木登山ばやし保存会でも副会長をつとめてきていたため、F氏が全体の進行をとりもつ役割を担っていた。以下ではその様子を記す。

「余興」が始められる少し前に、奏者たちに声をかける人の姿が数名見られた。なかでも、積極的に「余興」を促している人物の一人がM氏（昭和二〇年生れ、鳥井野在住、男性）である。「余興」が始められる際、奏者たちは会場の部屋の入り口側を中心に壁沿いに楽器を手にして立ち並ぶ。このとき、笛、鉦、太鼓の種類ごとにまとまっている。「余興」に慣れた人々が周囲の人々を誘導する姿も見られる。祭囃子の初心者や経験の浅い者は参加を遠慮する場合があるが、経験を積んだ人々が彼らを誘い出していく。

津軽の祭囃子において、全体を先導していく役割を持つのが笛の奏者である。笛の奏者はそれぞれの囃子の始まりの部分の旋律を独奏し、全体の演奏のはじまりのきっかけをつくったり、囃子をやめる際には、高音で通りの良い音を長く出すことによって合図をしたりする。ここでは、「余興」の最初に演奏する「登山囃子」の先導的役割を担う者として論者がF氏によって指名された。

「余興」に際し、祭囃子の奏者たちの大半が会場の入り口側や左右の壁側に集まってきている（図04）。何人かが中央に集まって打ち合わせをしている。今回は奏者の数が一五人前後と比較的大人数である。

そうこうしているうちに、準備が整ってきた。F氏が演奏者たちの間を回り、指示を出している。

図04

演奏者たちの間で互いの立ち位置が定められてゆき、それぞれの場に移動している。男性が一人（K氏）観衆の前に立ち、先ほどから何度も会場の人々に向かって愛嬌をふりまいている。会場から笑い声がおこる。

F氏「それでは…」と、余興の始まりを告げる。会場の人々に向かって、これから余興を始める断りを入れている。会場から拍手が湧き起る。「おー」「はいはい」「いーないーな」等と歓声があがる。F氏、演目の説明を行っている（図05）。

奏者一同が「気を付け、礼」をする(7)。会場から拍手がおこる。一曲目は登山囃子である。F氏より合図を受けて、論者が前奏を笛で奏でる。前奏が終わったところで会場から「おりゃぁ」「はいーっ」とかけごえが発せられ、太鼓や鉦の音が鳴り響き、全体の演奏が始まる。

図05

全体の演奏が始まってから、およそ二五秒ほどで、登山囃子の全てのフレーズが演奏され二回目の繰り返しに入る。この時点までは、会場の人々の多くは囃子の演奏に聴き入っている様子である。奏者たちも少々真面目な表情で演奏している。登山囃子が二回の繰り返しに入った頃、突如、K氏が会場の前方、奏者たちの中央で無邪気に踊り出した。その男性に呼応するようにしてもう一人の男性O氏（昭和二二年生まれ、鳥井野地区出身・在住、男性）が踊り出した（図06）。O氏は長年鳥井野獅子踊りの踊り手として活躍しており、無類の踊り好きな人物として知られている。

O氏とK氏は2人で掛け合いをするようにして、観衆の前で即興的な踊

りを展開している。

図06

O氏は相手の男性が眼前で行う独特な踊りの動きを自らの踊りの所作に取り入れている。このあたりから会場の雰囲気が、単に祭囃子を演奏しそれを鑑賞するというものではなくなってきている。

登山囃子の演奏も中ごろに入り、「サイギサイギ」の唱文(8)が始まる。笛の旋律も「サイギサイギ」に切り替えられた。

観衆も声高らかに唱和している。しばらくこのような状態が続く。囃子の旋律が登山囃子に戻り、演奏が終了する。会場から拍手と歓声が湧き起る。O氏、元の自分の席へ戻る。続いて下山囃子が演奏されることが告げられる。会場から「踊れ！」「踊れ、あの、バーダラ、バーダラ」(9)と女性の声があがる。別の場所からは「バーダラ、いいねぇ」という声も出て、若干の拍手も発生している。次第に人々の昂揚感が高まっている。

そのようななか、下山囃子の前奏が始まり、軽快な太鼓、鉦の音が鳴り響く。下山囃子には踊りがつきものである。早くも会場の前方に六、七人ほどの人々が集い、踊り始めた。踊りは弘前市及びその周辺で行われている「下山囃子の踊り」が踊られている。人々は一列になり、会場の壁に沿うようにして踊りながら進んでいく。踊りの動きは各人のペースで行われており、揃ってはいない。各人思い思いに体を動かしている。途中、踊りながらも、座っている人々を踊りに誘い出すような場面も見られた。観衆から「いー山かーげた、ついたち山かげたじゃ、バッタラバッタラバッタラヨ」と下山囃子のかけ声が発せられる。

しばらくして、踊り手の先頭がテーブルの間を通り抜けて会場正面に戻ってきた。それに続くようにして人々が列をなしていく（図07）。各人、踊りの動きは共通の基本的なパターンを共有しながらも、それぞれに各自のスタイルが表れている。中には、見よう見まねで手だけを振って歩いている人もいる。踊りを理解していないものの、とにかくついていく人もいて、混然一体となった踊りの輪になっている。見ている側にとってもそれが面白い光景になっている。

図07

一方で、このような踊りの輪が発生している最中にあっても、囃子方の人々は演奏をしっかりと持続している。会場の人々が大いに盛り上がり、踊りが止むことがなければ、囃子を止めずさらに繰り返していく。囃子方自身もまた、囃子の演奏に没頭している。

こうして、奏者、踊り手、観衆が混然一体となった空間が生成されていく。お山参詣登山囃子、下山囃子の後には、弘前ネプタ、五所川原立佞武多、青森ネブタの囃子などが演奏された。踊りについては、五所川原立佞武多や青森ネブタの囃子の演奏において再度即興的な踊りや、ハネトの所作を行う人物が数人出現している。

事例2　獅子踊り共演会終了後の懇親会

二〇一三年、八月二五日、弘前市（旧・岩木町）鳥井野地区の鳥井野集会所にて岩木山麓獅子連合の総会と共演会が行われた。この集まりは、岩木山麓に点在する獅子踊（舞）の各団体が互いに連携・交流することによって活動の活性化を図っていくことを目的とし、当事者によって自主的に組織されているものである。

共演会には鳥井野地区を含む近隣の団体、あわせて三団体が参加し、終了後に懇親会が開かれ、その場で「余興」が行われた。余興の主な出演者

は鳥井野獅子踊りと五代獅子踊りの囃子方である。論者はこのとき鳥井野獅子踊保存会の囃子方（笛）として参与し、デジタルカメラの動画の固定撮影によって記録を行っている。以下にその様子を記す。

部屋の入り口側に奏者たちが横一列に並んでいる。会場から「さっやれっ」「うっとやれ」「やれやれやれっ」などと声が発せられる。登山囃子の前奏の笛が始まる。他の奏者たちも楽器を構える。

図08

前奏の笛の終了部分、すなわち全体の演奏の始まりの際に、奏者、観衆の間から「はっ」という掛け声が発せられ、全体の演奏が始まる（図08）。はじめのうちは落ち着いた様子で演奏が続けられ観衆も聴き入っている。

登山囃子の全体のフレーズが一通り演奏され、2回目の繰り返しに入る。このあたりから囃子方の数名が「サイギサイギ」を歌いはじめる。観衆のなかからも歌う声が聞こえてくる。

演者、観衆の双方から「サイギサイギ」が歌われ、祭囃子とともに会場に響き渡る。観衆は奏者たちの様子を眺めている。飲み物を飲んでいる人もいる。

登山囃子が3回目の繰り返しに入る。中央の笛奏者F氏が突如笛の演奏を止めて、両手を広げ、観衆にむかって「サイギサイギ」を大声で歌い始める。全体の音頭をとるように、指揮者のようなしぐさを見せている。

登山囃子は4回目の繰り返しに入る。F氏は大きな身振りを行いながら音頭をとり続けている。観衆はというと、隣の人と歓談する人もいる。奏者の演奏に合わせてテーブルを手で叩きながら太鼓の拍子をとる女性もいる。

登山囃子、5回目の繰り返しに入る。観衆から歓声や奇声が上がる。各旋律の合間に「そりゃっ」と威勢の良いかけ声がかかる。今まで以上に声の勢いが強くなっている。登山囃子の演奏が終了し、会場から拍手が湧き起る。

突如、囃子方の一番右の太鼓を担いだ男性が、下山囃子の踊りのしぐさを誇張して行い、会場から笑いや拍手が起こっている。F氏、演奏の前に「バダラバダラバダラヨ」と下山囃子のかけ声[9]を叫びながら、皆の前で下山囃子の「バダラ踊り」を踊って見せ、観衆に踊りに参加するように促している。会場から笑いや歓声があがる。

テーブルに座っている観衆の一人の男性が、手ぬぐいを頭にかぶり始める。下山囃子の演奏が始まる。テンポの速い軽快なリズム。観衆からは「はっ」と行ったかけ声や「いーな」という声が発せられる。途中「バーダラバーダラバーダラヨ」と下山囃子のかけ声も発せられる。囃子方の中央に立っていたF氏は演奏の始まりと同時に、笛を吹かずに笛を右手に持ったまま下山囃子の踊りをはじめる。

図09

テーブルの側に坐っていた別の男性、O氏も立ち上がり踊り始めた。この時点で踊り手が二名になる。どちらも下山囃子の踊りを比較的忠実に踊っている。O氏、踊りをやめて席に戻っていく。そうこうしているうちに、今度は、先ほど手ぬぐいをかぶっていた男性が立ち上がり踊り始める（図09）。彼は手ぬぐいを頬被りしている。

O氏もこれを振り返り、すぐさま手ぬぐいをかぶり始める。頬被りの男性は初めから独創的で滑稽な踊りを即興で行っている。彼は、O氏と踊り始める。会場からはやしたてる声が湧き起る。大高

氏も獅子踊りの所作をベースにして即興的な踊りを行っている。頬被りの男性、観衆に向かって腰を突き出すなど少々卑猥な所作も交えながら人々の笑いを誘い、注目を集めている。

F氏が会場を踊りながら一周して二人のところへやってくる。三人で踊る状態になる。三人とも定型の基本的な踊りを放棄し、即興的な踊りになっている(図10)。踊り手が即興的に様々な所作を繰り出し、観衆が注目する。

図10

下山囃子二周目に入る。頬被りの男性、踊りながらテーブルの間に入り込んでゆく。

O氏も少々おどけた所作を行いながらテーブルの間に入り、坐っている人々に愛嬌をふりまく。

会場から「いー山かげたついたち山かげたじゃバダラバダラバダラヨ」。大きな歓声もあがる。頬被りの男性と大高氏、テーブルの間で、両端にて踊りながら向かい合う。

図11

このあたりから踊り手はさらに観衆に絡んでいくようになる(図11)。踊り手たちが即興でいろいろなことをするので観衆たちも彼らの行動に注目している。はじめのころとは異なり、踊り手たちの動きには定型の身体動作の繰り返しのパターンは見られなくなっている。

しかしながら、腕の振り方や足の踏み方など、なんらかの型が形成されている。定型の流用もあれば独創の形もある。

会場から「いい山かげたついたちやまかげたじゃバダラバダラバダラヨ」とかけ声が出る。大きな歓声もあがる。頬被りの男性とO氏、テーブルの間で、両端にて踊りながら向かい合う。このあたりから踊り手はさらに観衆に絡んでいくようになる。

観衆の中から男性が一人立ち上がる。踊り手をはやしたて、また坐りなおす。女性が一人立ち上がり、踊りを見よう見まねで腕だけを動かしている。しかしながら、各人それぞれ即興で踊っているためか、女性は踊りの動きについてゆけず、すぐに席に戻った。

下山囃子四周目。会場から合いの手を入れるように掛け声が発せられる。「はっ」「バーダラバーダラバーダラヨ」先ほど、踊りのしぐさを見せた一番右の太鼓奏者の男性が、身体を上下にゆらしながら、太鼓を打つテンポを速めている。踊っていたF氏も、両腕を回し、曲のテンポを加速するようにと演奏者に促している。

囃子のテンポがさらに速くなる、踊りの動作がハネるような軽快な動きになっていく。頬被りの男性は踊りをやめ、テーブルへ戻ってゆく。F氏、O氏はテーブルの間でめまぐるしく身体を動かして踊っている。囃子が後半にさしかかり、テンポが急に遅くなる。下山囃子の演奏が終わる。会場から歓声があがる。大声の冗談や、笑い声が発生する。

ここまで2つの事例を見てきたが、事例1と2において共通する主な点を以下に挙げておきたい。

①事前に綿密な打ち合わせをすることがなく、会場の人々の様子を見ながら、演奏を始めるタイミングを見計らっている。②演奏や演技においては多少の変形や即興的行為が容認されている。③会場の人々は必ずしも奏者の演奏に集中していない。④会場の人々からも奏者の演奏に対して掛け声などの反応がある、また観衆が演者側に転身することもある。⑤「余興」が終了した後には、演者たちも観衆側へと回帰する。

事例1、2のどちらにおいても囃子方で中心的な立場にいる人々はほぼ共通している。どちらの事例にも鳥井野獅子踊り保存会の囃子方が参加しているが、事例1では岩木登山ばやし保存会の囃子方も主力の一端を担っている。鳥井野獅子踊保存会のなかにも、岩木登山ばやし保存会の設立当初から会員になっている人々が数人いる。同様に、同じく旧・岩木町の五代獅子踊保存会にも岩木登山ばやし保存会に所属している人々がいる。祭囃子の演奏に熟達した人々は限られており、先述したように同一の人物が複数の種類の保存会を掛け持ちすることは珍しいものではない。複数種類の祭囃子を習得した芸能者たちが、地元や近隣市町村で行われる行事や祭礼の場を互いに行き来することもあり、今回はその一例ともいえる。

四、人々の関わり合いとしての芸能

（一）「解放」された場

「余興」として実践される祭囃子演奏は祭礼本番や民俗芸能大会で行う場合などとは異なり「仲間内で楽しむ行為」もしくは、「その場限りの遊び」というような認識がされている。「余興」を行う場において人々は、程度の差こそあれ定型の演技から逸脱しようとする動きを示す。それは、芸に興じる行為そのものを純粋に楽しみたい、という欲求の表れでもあろう。そのためには「正しい」ものとして伝えられている定型の型を若干くずしてみたり、変化を加えてみたりする。演目としては、たとえば「弘前ねぷた囃子」だけでなく「青森ねぶた囃子」というように、他所の祭囃子を取り入れてみることもある。加えて、祭囃子にのせて盆踊りや虫送り行事などの踊りの所作が踊られたり、即興の舞踊が行われたりする場合もある。

「余興」の行われる場は、いくつかの意味において諸々の拘束・制約的条件から「解放」された性格を帯びている。たとえば、現在の民俗芸能の伝承は「保存されるべき」文化的な財として、「あるべき正しい姿」に拘束されがちであるが、「余興」の場ではそのような制約が取り払われるか、もしくは緩和されている。実際、「余興」では、演奏中に曲のテンポが意図的に早められたり、定型の踊りが途中から即興的な踊りに変化したりする場面が見られ、そのような変化や意外性を許容することによって、人々の感興が高まっているのである。

また「余興」の場は、祭礼や民俗芸能大会、イベント会場など、いわゆる「表舞台」ではなく、限定的な仲間内の集まりであるため、体裁を整える必要もない。観衆の側も、必ずしも芸能を見ることに集中していない。このような場では、打ち解けた雰囲気のなかで演者も観衆も各自思い思いに芸能に接している。食事をしながら歓談をしている人々や、ほろ酔い加減で中空を見つめる人、太鼓に合わせて手を打ち始める人など、芸能に対する態度や芸能との距離のとり方も自由である。演者は、宴会の場のなかで演じているので演者と観衆の距離が近く、両者の境界が希薄になっている。

このような思い思いの芸能の実践や芸能への接し方は、「表舞台」においては、諸々の拘束・制約的条件を配慮すると自粛せざるを得ない場合もある。「余興」の場はそのような拘束・制約が比較的緩やかであり、より自由度の高い芸能実践が可能になっている。

（二）「余興」のプロセス

「余興」は多くの場合、その始まりの時間や内容があらかじめ明確に決定されているわけではない。直会や懇親会の場で「余興」を行うこと自体

は、当該地域において慣習化されているものの、あらかじめ定められた時間に行われることは、このような場においては稀である。

「余興」が始められるにあたっては、いくつかの段取りや作法がみられる。たとえば、先に示した獅子踊り共演会の場では、懇親会の始まるころになると事前にホスト役である鳥井野獅子踊保存会の囃子方の人々のなかで「あとで囃子をやる」という程度の申し合わせが軽く交わされ、メンバーに伝達されている。また、お山参詣行事の直会の場においても、宴会の前の準備の最中に「あとで、やるから、そのつもりで…」「もしそのようなことになったら…」というような声掛けが年長者からされている。このような声掛けが交わされることにより、その場に居合わせた主な芸能者の間で連携意識が高まっていく。どちらの場においても、この時点では「そのつもりでいてほしい」というくらいの認識でしかなく、細かいメンバー構成や内容、時間といった詳細については語られていない。このような場では「余興」を行うことが半ば当たり前の行為として認識され、これまでも行われてきているので、打ち合わせる必要性も低いのである。

会場にて宴会がはじまり、しばらくすると、一人もしくは複数人の人々が演者たちに声をかけ始める。先の獅子踊り共演会の懇親会では、F氏が、「もう少ししたら一騒ぎしよう」といった話を鳥井野獅子踊りの囃子方や岩木登山ばやし保存会の人々に伝えて回っている。それにより、奏者たちは周囲の人々と歓談をしながらも、会場の様子を見て出番の頃合いを見計らっている。

彼らは宴会の場で「余興」を行うことについては申し合わせており、心づもりをしているものの「いつやるのか」については決定していない。多くの場合「余興」を始めるタイミングは、宴会の会場で人々が和み、歓談が始まり、飲食がある程度進んだ頃を見計らって行われる。しかしながら、そのタイミングは毎回異なるため、奏者たちは互いに「そろそろやるか」「もう少し様子をみるか」と合図を交わしながら、お互いの意思を確認し合う。

お山参詣行事の直会の場では今回、地元の祭囃子関係者のみならず、弘前大学の学生も五名ほど参加していた。彼らに対してはF氏が、このような場では「余興」と称して祭囃子の演奏を楽しむことを説明し、参加するように促している。F氏の行動からは、地元の人々にとっては「いつものこと」であっても、学生たちは慣れていない体験なので説明と誘いが必要であるという意識がうかがえた。

「余興」を行うことをあらかじめ奏者に伝える人々は、地元の芸能を長く経験してきた人物か、あるいはその会場内の人間関係に通じており、なおかつ本人も「余興」が好きな人物であることが多い。たとえばF氏は先述した通り長年、鳥井野獅子踊り保存会の囃子方で指導者の立場にあっただけでなく、岩木登山ばやし保存会においても長年、役員をつとめている。また、M氏は長年、鳥井野獅子踊の踊り手・囃子方であり、鳥井野地区で開催されたお山参詣行事の準備においても中心的な役割を果たしている。彼は酒席や「余興」が好きな人物を自称している。

宴会の席において、そろそろ「余興」を始めようかという雰囲気になってくると、奏者同士の間でお互いに視線を交わし「さっ、やらっ」「やるべし」などと、互いに声掛けや目配せ、合図などが交わされる。先に奏者たちに声掛けをしていた人物が各人に合図を送るなか、徐々に、一人二人と席から立ち上がり、楽器を手にしていく。この時点で、彼らは「宴会の参加者」から、「祭囃子の演奏を行う芸能者」へと立ち位置を移行している。これは日常の関係性からの離脱であり、それによって、宴会に集まった人びとの集団が「演者」と「観衆」に分化する瞬間であるとも考えられる。

このとき、観衆の側の人々からは「よしっ、やれっ」「いーないーな」などと声が発せられることもある。その場合は「余興」の始まりがより円滑になっていく。なぜならば、奏者たち自身、内心は「祭囃子の演奏を楽しみたい」と思っている人が多いものの、自分たちだけで勝手に演奏を始めるわけにもいかず、できれば会場の人々から「求められて」腰を上げるという展開の方が出ていきやすいからである。囃子方においても、ベテラン組と初心者、師弟関係をもつ者同士、さらには客人として参加している人々もいる。このような人間関係のなかで、とくに新参者は自分から先に出ていくことにためらいを感じるという事情もある。ゆえに、先にベテラン者や先輩格の人々、もしくは熱狂的な愛好者が立ち上がり、なおかつ会場からも「余興」を求める声が高まれば、その分参加をしやすくなるのである。また、祭囃子の演奏に向かう各人の気分の高まりも生じ、演奏に向かう姿勢がより積極的になる。観衆の側にとっても、奏者たちがやる気を起こしてくれなければ「余興」が始まらないことを理解している。それゆえ、奏者たちを後押しするように声を発している。

「余興」を始める際には、演者になる側の人々の間でのやり取りだけでなく、このように、「見る側の人々」と演者の間でもやり取りを重ねることによって、会場の雰囲気がいよいよ「余興」を行う方向へと向かっていく。「余興」の行われる場は、その始まりにおいては、その場の人間関係や場の雰囲気に依存しており、影響を受けやすいことがうかがえる。

演者たちがほぼ出そろい、用意が整ってくると、演者のなかで代表的な立場にある人物から、これから「余興」を行う旨が伝えられる。これにより、「表舞台」とは異なる趣旨で芸能が行われることが宣言される。

実際に祭囃子の演奏が始められると、そこには演者と観衆といった関係が成立する。場合によっては、観衆のなかから立ち上がって踊りだし、また観衆の側に戻っていくというように、演者に転化し、再び観衆のなかに回帰していく。

会場の人々が演者と観衆に分化した状態は「余興」が行われている間維持されるが、終了とともに、その関係は解消される。同時に演者同士の相互関係も解かれていく。演者たちは席に戻り、普段の人間関係のなかに回帰していく。それによって「余興」のあいだ分化していた集団が再融合していく。

「余興」として行われる芸能は、現在に生きる人々の生活世界のなか（もしくはその延長上）から立ち現われてくる事象であり、そこでは誰もがその行為にかかわることが可能な空間が形成されている。それは、人々の集まりにおいて、その集団自体がその時々の事情に応じて臨時的に演者と観衆に分化しながら、そのつど立ち現れては解消されていく関係でもあるといえよう。

（三）芸能を介した人々の関係性

「余興」が行われる宴会の場には地域の社会における普段の生活の様々な人間関係が持ち込まれている。今回の二つの事例においては、「近所付き合い」や、「保育園、小学校の父母同士の付き合い」、「町会や公民館の組織におけるつながり」、「農作業や大工仕事など生業における付き合い」、「保存会の会員同士の関係」などが見られた。

これらの関係性は「余興」として芸能が行われる場においても表出している。演者たちの大半は地元の人々であり、観衆にとっても、彼らの知り合いが演者になっている。たとえば、演奏の最中に特定の奏者の栽培している稲やリンゴの生育状況が観衆の間で話題にされるというように、観衆は日常の人間関係の延長上に演者を捉えている。

このような関係とは別に、「余興」の場で芸能を介した相互交流的な関係もつくられる。祭囃子の奏者たちは演奏にあたって、笛、鉦、太鼓というように各種の演奏相手を求め合う。そのメンバー構成はその場に居合わせた奏者たちであり、その場で初めて共演する関係が発生する場合もある。とくに、事例2においては、祭囃子を伝承する複数の団体の人々が合同かつ多人数で「余興」を行っているため、普段にはないメンバーの組み合わせが形成されている。すなわち「演奏の場は、卓越した特定の個人の力によってつくり出されるようなものではなく、共同作業によってはじめて構築されるもの」〔小林　一九九五：二五三〕であり、その演奏はその場限りの「一回性の実現の連続」〔小林　一九九五：二五三〕であるという状態が如実に見えてくるのである。

芸能を介して形成される関係はなにも演者間のみに限らない。演者と観衆の間においても単に「演じる側」「見る側」という図式を超えた相互交流的かつ、共同的な行為に基づいた関係がつくられている。

わかりやすい例の一つが「かけ声」である。演者たちの祭囃子演奏に対して、観衆からはかけ声が発せられたり、「サイギサイギ」の唱文がうたわれたりしている。場合によっては、観衆のなかから、立ち上がって踊り始める人々もいた。

このように「余興」は、演者と観衆が共に芸能に興じる行為になっているともいえるが、その背景として留意しておきたい点がある。それは、ここで行われている芸能が「津軽地方（地元）に伝承されている祭囃子」であるということである。その地方に伝承されている祭囃子を演奏するとは、単なる「演奏」と「享受」にとどまらない意味がある、と論者はみている。人々が祭囃子の演奏を観ることによって得られる体感すなわち、笛の音色や旋律、息遣い、太鼓や鉦の打ち鳴らされる音や奏者たちの身のこなし、さらにはかけ声などを耳にし目にして、これらを身体で感じることで、人々は、その囃子が本来属している祭の光景や現場の情景を想起しているのである。

その祭を知らない者にとっては、その祭囃子は単なる曲に過ぎないかもしれないが、その祭を知っている者、とくに実際にその現場を体験している者にとっては、祭囃子の演奏は祭にまつわる様々な記憶を想起する体験にもなる。祭囃子を演奏し、皆でそれを楽しむという行為には、必然的に、人々に「各自それぞれの祭の記憶」を想起させ、祭で体験した昂揚感を想起させるといった働きがある。

このような体験に対し、いわゆる「中毒」的[10]な症状を示す人も少なくない。むしろこの点が、人々を「余興」へと向かわせている動機の一つとも考えられるのである。

西郷由布子は早池峰岳神楽を題材としながら、M・アルバックスの「集合的記憶」の概念を援用し、現地の人々の神楽というものが「過去の岳神楽のイメージのうえにできあがって」〔西郷　一九九三：三〇〇〕おり、それが「他所者であり、過去を共有しない「われわれ」」との岳神楽に対する理解の違いとなって表れている点や、その記憶の蓄積が「伝承を支え生み出す「文化的な仕掛け」になっているという指摘をしている。

本論で対象とする「余興」においても、西郷の指摘との類似点を見出すことができる。つまり、祭囃子に興じる地元の人々は、すでに、地元の祭にまつわる記憶の蓄積を有しており、祭囃子の演奏を行う・観ることによってこれらの記憶が想起され、その個々の体験が追体験されている。もっとも、このような現象は「余興」に限らないであろうが、「余興」では、種々の制約から「解放」されているため、人々がより率直に祭に対する情感を喚起しやすいものであると考えられるのである。

ここまで述べてきたような祭の体験の想起といった精神的な行為とは別に、演者と観衆による具体的かつ共同的な行為の一つとして挙げられるものに「かけ声」がある。それぞれの祭囃子において独特のかけ声があるが、かけ声を発するにはそれに適したタイミングや間のとり方というものがある。観衆も、演者と呼吸を合わせる必要がある。息を合わせて声を発するという共同性を帯びた行為が「かけ声」であり、それによって、観衆もまた祭囃子の演奏に間接的に参加している。演者もまた、観衆からの行動（反応）がくることによって、観衆との繋がりを実感する。

長野〔長野　二〇〇七：一三六〕は民謡伝承と個人について論じるなかで、聴き手も歌の選択に関与している点を指摘しながら「歌の「場」は、歌い手と聞き手によって成立している」といった主張を展開しているが、本論で対象とするところの「余興」においても同様に、演者と観衆の両者によって芸能の場が形成され、成立していることを指摘できる。ここで対象としているのは民謡ではなく祭囃子であるものの、見る側の人々も、演者に対して芸の披露を要望したり、歓声で応えたり、祭囃子の呼吸に合わせてかけ声を発したりしている。また特定の祭囃子をリクエストするなど、観衆側の人々も芸能の実践に対して能動的に関与している。

祭囃子の演奏という行為はまた、演者にとっては自己をその場の人々にアピールする機会でもある。熟達した芸能者達は「余興」を盛り上げる技能者として周囲に認められ、必要とされている。さらには、尊敬や憧れの対象になる場合もある。小林〔小林　一九九五〕が室尾の三味線の伝承形態の記述のなかで指摘しているように、芸能の遂行力がその人物の評価に大きく関与しているのである(11)。

「余興」の場において、芸能をとりまく人々の間に見られるこのような関係性は、人々の普段の生活にも反映されている。芸能の場への参入を機に新たな人間関係が生じたり、これまでの関係がさらに深まったりすることもある（もちろん、その逆の場合もある）。たとえば、「余興」により和やかになった会場で、久しぶりに歓談を深め関係を維持したり、奏者同士の仲が深まりその後もメールやフェイスブックなどで連絡を取り合いながら他所の行事にも参加したり、祭囃子の奏者が「余興」で活躍した「名人」として地元内外の人々に知られ本人の人間関係が拡張されたりしている。

芸能は、いわば「社交の技術」すなわち、地域の人々の生活世界における営為のなかで互いに関係を築き、これを保持していくための有効な技術になっている。

五、芸能の多面的な実践を必要とする社会

（一）「余興」を支える芸能者たち

これまで見てきたように「余興」という芸能行為は、経験を積んだ芸能者たちの祭囃子演奏によって支えられている。彼らはどのようにして祭囃子を習得してきたのだろうか。津軽地方において祭囃子の奏者（伝承者）たちがいかにして祭囃子を学習・習得しているのかについて、若干ではあるものの、時代を遡りながら触れておきたい。

前出のF氏によると、昭和二〇年代ころの思い出として、夏になると近所の湧水地で子供たちがネプタの笛を吹いていたので、上手な人の真似をしてネプタ囃子をおぼえたという。F氏の「笛吹ぎ」（津軽地方における笛奏者の呼称）としての人生はそれが出発点であった。

岩木登山ばやし保存会初代会長のS氏（昭和一二年生まれ、旧岩木町出身）は、若いころ近所で登山囃子の笛を吹いている人がいて、最初はその

笛の音を聴きながら登山囃子をおぼえたという。

F氏やS氏によると、かつてはこのように、祭り囃子の習得が口伝もしくは耳を頼りにした模倣で行われることが多かったという。

S氏はその後、F氏の協力を得ながら岩木登山ばやし保存会を昭和五九年に立ち上げるが、保存会での指導はある程度の統一性が求められるため、紙面に記した運指表を基本にした祭り囃子の学習法が導入されるようになった。口伝から紙面上の記号による伝承方法の変化は津軽一円で認められるが、これに加えてテープレコーダーなど録音機器の普及による影響も見逃せない。F氏は三〇代（昭和四八年）ころに鳥井野獅子踊りの笛を本格的に学習し始めるが、その際、畑の行き帰りのトラックで先輩の笛のテープを何度も聴いていて、不明な箇所については、その都度車を止めて笛を取り出し、音を確認していたという。

現在では、録音・撮影機器の発達が著しく、手軽に音声や動画を記録・携帯できる上にインターネット上での公開や閲覧も可能になっている。なかには、現地の祭への参加に向けて、事前に他者がアップロードした当該地区の祭囃子をYou Tubeなどの動画サイトにおいて閲覧し、該当の祭囃子を学習する人々も現れており、音声や画像、動画による情報が「彼らの本来の社会的規模を遥かに超えてひろがって」〔D・ベン＝エイモス一九七二（訳・一九八五）〕いる、という事態がますます進化、発展している(12)。

そのほかにも、通信機器や、携帯情報端末などの発達と普及により「弘前ネプタの囃子を伝承する人々」と「五所川原のネプタ囃子を伝承する人々」というように、これまであまり交流の無かった地域間の関係においても、活発な交流がここ一〇年間ほどの間に進んでいる。

このようないわゆる情報インフラの日常生活への浸透による生活環境の変化のなかで、人々はより広範囲な交友関係を築き、自身の所属する団体のみならず他所の祭りや行事にも参加し、各自の祭囃子の演奏のレパートリーを増やしている。そのため、年配の伝承者よりも若手の伝承者のほうが幅広く各地の祭り囃子を習得している場合もあり、年配の熟練者が若手の伝承者から他所の祭囃子を教わるといったケースも発生している。

高度情報化社会の現在において、パソコンや携帯電話などの携帯情報端末やインターネットに代表される情報通信網などの発展が人々の生活に与える影響の一つとして、大月隆寛が「明らかに我々の経験の質を直接的なものから間接的なものへと塗り替えてしまっている」〔大月　一九八五：三四〕と指摘しているように、日常生活における人々の営為の質が間接的なものに変化していく側面が注目されがちであるように思われる。しかしながら、当該地域ではむしろこのような発展が地域の祭囃子伝承者たちの新たな対面の交流のスタイルを生み出すことに貢献している側面もうかがえる。

電子メールやSNSなどが普及し、人々の生活に浸透することで、地理的・時間的な制約を超えた各個人の間の交流が可能になった。これまで気軽に連絡を交わすことのなかった地域間の人々がインターネットを介して日常的にやり取りを交わすようになり、互いに、それぞれの地元の祭礼に参加するといった事例や、特定の地域の祭団体の立ち上げに対して地域外の祭囃子奏者たちが参入してサポートし(13)、会の連絡を電子メールやブログなどで行うといった事例も見られる。本論で見てきた事例2においても、お山参詣行事において囃子方をつとめている人々は、鳥井野獅子の囃子方以外にも多方面から集まっているが、彼らの多くは互いにメールやSNSなどでのやりとりを介し連絡を交わしながら、本番に向けての情報や意見を交換するだけでなく、当日の様子をインターネット上で公開し、不

特定多数の人々に紹介している。かつてアラン・ケイ[14]が「コミュニケーションのアンプ（増幅装置）」〔アラン・ケイ　一九八三（訳・一九九二）：一三三〕と呼んだ機能が芸能実践や伝承の現場に多大な影響を及ぼしている。

インターネットを介した個々人の間の情報端末機によるコミュニケーションが普及しながらも、なお人々が直接的な交流を必要としているのもまた事実である。その要因の一つとしては（他所の祭りに参加してみたい、という欲求もさることながら）祭囃子の実践の本来的な部分が、それぞれの祭礼や年中行事の現場にあり、その現場に参加してこそ、それぞれの祭囃子の背景や、その囃子らしさ（息遣いの強弱や、かけ声のタイミング、笛の音色や装飾音など）を知り、習得できるのであり、動画や音声記録を活用した学習のみによって祭囃子を習得することは不完全であるという認識がある程度共有されているためである、と考えられる。しかしながら今後、当事者たちの認識がどのように変化していくのかについて「メディアの変容は、世界を思考する身体技術の変容に他ならない」〔吉見　一九九六：一七〕といった議論にも関心を置きつつ、引き続き注目してゆきたい。

（二）　多面的・可変的な芸能実践

津軽地方の祭囃子奏者たちに見られる芸能実践の多面性は、芸能に対する当事者たち自身による意味づけや解釈が多岐にわたっていることの表れでもある。現在、「余興」における祭囃子演奏を支えている芸能者たちの多くは保存会や各団体に所属しているが、祭囃子の「余興」的な実践は、早くから、保存会内における活動の一環としても受け入れられてきた。たとえば岩木登山ばやし保存会では、設立当初間もないころから市内ホテルや公民館などでのパーティや結婚式におけるアトラクションとしての祭囃子演奏を請負っている。この場合は、ショウ的な性格を帯びた行為になっているものの、これらとは別に、忘年会の場など、会員の間で楽しむための「余興」も行われている。

保存会における練習会や、大会への出場を目的にした「伝統」的な形式もしくは観光の場で演じるに「ふさわしい」演奏を行いながらもその一方で、「余興」のように自分たちの欲求や楽しみを優先させるような演奏を行うことについてF氏は次のように話す（括弧内は論者補足）。

「我々ほら、お山参詣でも何でもそうだけど…あの、（祭や行事が終わって）はいこれで終わりですよ」ではなくて…一杯飲んで、また騒ぐ。ピーヒャラドンドンやる。これはもう本当に最高である。こういう楽しみ方は、あまりよそにはないように思う。」

「飲めば笛吹いて、太鼓叩いてガンガンやる。それで踊る。これが祭りの、一番のその原点というか楽しいところではないか。かなり酔った連中は、それに合わせて手踊りなんかもした。我々はそれに輪をかけて笛をやる、鉦や太鼓をやる。だから最高だ。これが、直会の会の一番楽しいやり方だと思う。それが良くて、それを楽しみにやっているわけだ。」

F氏自身、岩木登山ばやし保存会の設立当初からの役員として日頃「保存」、「観光」の両面において会の活動に尽力してきた人物であるが、その一方で純粋に自分たちの楽しみを追求する芸能実践のありかたを強く肯定している。

岩木山お山参詣は国指定の重要無形民俗文化財である。その行事の祭囃子としての「登山囃子」の演奏について、当事者たちは芸能に対する解釈

や意味づけを自分たちの価値観や欲求に基づきながら行っており、その意味では、俵木が指摘するように「「文化財保護」という制度は、ある人々が自らの担うものの価値を説明し、権威づけるために用いられるリソースの一つに過ぎない」〔俵木　二〇一〇：一五九〕という状況になっている。

津軽の祭囃子において、当事者たちは文化財保護という制度や観光という産業の枠組みのなかにおける芸能実践のみならず、芸能を行うことの面白さや楽しさといった欲求に基づく芸能実践のあり方を構築している。それは、より可変的な動態としての性格を帯びており、場合によっては意外性や変化などが期待される側面を有している。

「余興」として祭囃子演奏が行われる場合と祭礼や民俗芸能大会などにおいて演奏が行われる場合における相違点についても少々触れておきたい。「余興」における祭囃子演奏では、単一の祭囃子の演奏のみに終始するのではなく、どちらかというと「弘前ねぷた囃子」と「お山参詣囃子」というように、複数の祭礼や行事の囃子が奏でられる。曲目が多い場合は、その場に居合わせた奏者たちそれぞれのレパートリーから各自得意なものを中心に行うという方法や、その囃子にのせて、盆踊りや虫送り行事などの踊りの所作が踊られるなど、芸能の「持ち寄り」ともいえる現象が発生している。

留意しておきたいのは、この場合、持ち寄られる芸能それぞれは普段の保存活動によって受け継がれてきたものである、という点である。保存活動によって保持されてきた技術・技法の「型」が、ここでは新たなスタイルの芸能実践を行う上での「資源」になっている。この場合、これらの各祭囃子自体はむしろ「弘前の」ねぷたの囃子というように、現地で奏でられる祭囃子であることが強調されている。しかしながら、一方で、本来の祭礼や行事における演奏と異なっているのは、これら各地の祭囃子を一堂に集めて演奏し楽しむという点である。また、曲のテンポを意図的に変化させたり、人目を引くような演奏のポーズや動作を行ってみたり、かけ声の文句を工夫してみたり、即興的な舞踊を踊ってみたりするというような行動も見られた。

祭囃子演奏の「余興」的な実践は伝承者たちの間において芸能実践の一環として認識されているが、同時にそれは祭囃子演奏を見る側の人々にとっても芸能に触れる機会の一つになっている。見る側の人々にとってもその演奏が本来の祭礼や行事、もしくは民俗芸能大会や競演会とは別の形で行われていることは承知しており、むしろこれらの場で行われる演奏よりも意図的な変形や意外性をともなう行為が見られ、「余興」での楽しい思い出や奏者に対する憧れを機に祭囃子の習得を志す人々もいる。

（三）「余興」を必要とする人々

これまで見てきたように、「余興」としての民俗芸能は「保存」の対象でも、「観光」の資源としての民俗芸能とも異なる性格をもった事象であり、より内向きな性格を有しているものであるともいえそうであるが、これら各実践の領域は決してそれぞれに隔絶されたものではなく、各領域において異なる目的と形態をもち、各場面において異なる性格を発揮するという民俗芸能の多面的な実践のあり方である、とするべきであろう。

先の橋本による「壬生の花田植」を題材にした指摘にもとづきながら、津軽地方における祭囃子伝承の当事者たちの活動を見ても、たとえば、「本番の祭と観光イベントへの協力」「ネプタの合同運行におけるパレード形式の演出」など、というように「保存と観光」という両コンテクストに対する「方法の使い分け」に類似した部分を見ることができるが、ここではさらに「保存」と「観光」という二つのコンテクストに、さらに「日常の

延長」もしくは「人々の生活世界」といったコンテクストを見出すことができる。

このコンテクストの位置づけについては「「保存」と「観光」のはざま」〔橋本　一九九六〕というよりは、文化財保護制度や観光産業といった枠組みの支配下にある芸能実践とは異なるあり方、すなわち、小規模かつ散発的ながらも、当事者たちの生活世界に密着したところに位置づけられるものであると考えられる。

日常に密接し、諸々の拘束・制約的条件から「解放」された場において、人々は芸能に興じる時間を共に過ごすという体験を必要としている。当事者たちは、文化的な財としての権威づけや、観光的な資源としての利点を享受しながら、さらにもう一方で、より生活世界に近い場における芸能の楽しみ方、すなわち、「表舞台」では満たすことの困難な欲求を充足させるために「余興」の場を必要としている。

当事者たちはあえて「余興」という言葉を用いながら芸能を実践していくことにより、芸能のなかに遊興性を取り戻し、芸能を自分たちの生活世界に再び引き寄せているとも考えられるのである。

六、おわりに

本論では「余興」と称して実践される民俗芸能に着目しながら、人々の日常のなか（もしくはそこに密接した領域）、すなわち、文化財保護制度や観光産業といった、人々の生活世界のレベルから乖離した領域ではなく、より人々の生活世界に密接した領域において民俗芸能がどのような意味をもち、どのように機能し、必要とされているかについて見てきた。別のいい方をすれば、民俗芸能の「演技そのものから目をそら」さずに「演技の実践を重視して等身大の民俗芸能を浮き上がらせる」〔大石　二〇一〇：一六七―一六八〕ためのささやかな試みでもあった、といえるかもしれない。

「余興」は、現在に生きる人々の生活世界のなかから立ち現われてくる事象であり、そこに形成されるのは誰もが芸能に関わることが可能な関係性を帯びた空間であった。「余興」という営み自体が、その場の状況に応じてそのつど立ち現れては解消されていく関係であり、「一回生の実現の連続」でもあった。

芸能実践の多様性や「一回生の実現」といった側面を重視する態度は、固定的・反復的な伝承観を超克しようとする姿勢を生み出す。日常の生活世界における人々の営為そのものに対して「繰り返されながらも、状況に応じて常に変化をともなう動的な営み」であるという理解を基本にするならば、そのなかで、芸能のあり方もまた動態としての性質を帯びたものとして人々の生活世界のなかに生き続ける、という見方ができるであろう。

「余興」の場において、芸能に興じる体験を互いに共有することによって形成された関係性は地域の人々の日常の営為にも反映されており、芸能者にとっては地域の社会において自己の立場を確立していく手段にもなりうる。このような意味において、芸能は人々が互いに関係を築き、これを保持していく上での有効な「社交の技術」になっていた。

「余興」としての民俗芸能は、いわゆる「舞台上」の展示物ではなく、体裁の整えられたイベント向けの演技とも異なっており、人々の日常の身近な「手の届く」ところに存在し、共にそのひと時の芸能行為を楽しむものとしての性格を有している。それは「いま、ここ」を生きる民俗芸能のもう一つの姿でもある。

祭囃子の伝承者たちにとって「余興」もまた祭礼や民俗芸能大会、競演会、各種イベントなどに加え芸能実践の一つになっている。人々は芸能に対して多様な欲求を抱いているが、それは見方を変えるならば、芸能に対する人々の意味づけや価値観が多岐にわたっていることの表れでもある。

人々はそれぞれの実践の領域において、各実践の目的に見合った欲求をその場に応じて充足させているが、「余興」においては、諸々の制約から「解放」された場において、芸能に興じる楽しさを優先させた実践のあり方を構築している。

それは「芸能が消え、文化財が舞う」状況を本能的に回避するべく、当事者たちが芸能の遊興的な部分を取り戻そうとしている姿にも見えるのである。

制度や産業にとらわれない芸能実践のあり方は本論で見てきた「余興」に限らず、他にも様々な場面で垣間見ることができよう。

註

（1）平成一九年度ふるさと文化再興事業伝統文化総合支援研究委員会の調査による。『津軽の獅子踊研究』。

（2）大村達郎は「近年、祭の場とは異なる芸能を披露する機会が、伝承者たちの伝承に対して、さまざまな変化を遂げる原因となっていることが指摘されるようになった」として、その一つとして平川市（旧・尾上町、二〇〇六年に合併）に所在する「県下獅子踊大会」についてふれている〔大村　二〇〇六：二八五〕。

（3）全国的にも「保存会」の設立の背景には、文化財保護法による文化財指定への対応、すなわち、保持者の明確化の必要性があった。たとえば「弘前ねぷた」の重要無形民俗文化財の指定（昭和五五年（一九八〇）指定）においては、それまでの各町内会や愛好者団体とは別に、「弘前ねぷた保存会」が設立されている。

（4）金子直樹は、本来は岩木山の登拝行事の一環であったお山参詣の囃子が芸能化し、お山参詣から離れた二次的な実践の側面を有している点を指摘している。〔金子　二〇〇七〕。

（5）「弘前ねぷた祭り」は、八月一日～六日は夜間に「合同運行」が行われ、参加する全てのネプタが市内中心街において定められた同一のルートを運行する。八月七日は朝に運行が行われる。二〇一一年より七日の夕方に岩木川の河川敷にネプタを集合させ、一部のネプタを燃やす「なぬかびおくり」も行われている。

（6）お山参詣が国の重要無形民俗文化財に指定（昭和五九年、一九八四）されたのと同時に岩木町では「レッツウォークお山参詣」という名称で、観光客や参詣の団体に属さない地元住民など一般の人々も個人で参加可能なお山参詣のツアーを行うようになった。以来毎年継続され、現在では岩木山観光協会によって主催されている。ツアーの行程としては、午前8時に岩木文化センター「あそべーる」の駐車場を出発し、途中休憩を入れながら徒歩で岩木山神社を目指し、12時頃に到着する。徒歩によるお山参詣は、近代以降、交通の発達により減少したが、戦時中には心身の鍛錬を目的として徒歩参詣が強制されたこともあった〔金子　二〇〇七〕。レッツウォークお山参詣について金子直樹〔金子　二〇〇七〕は、徒歩参詣がこの行事の伝統的形態として再認識されたことを示している点を指摘している。

（7）津軽において祭囃子を熱心に実践する人々の多くが岩木山お山参詣囃子を習得しているが、この祭囃子のコンテストである「登山囃子大会」では演奏の前に奏者たちがステージ上で「気を付け」と「礼」という近代的な作法を行うことになっている。これが大会の場だけでなく演奏の場面において広く慣習化している。

（8）岩木山お山参詣囃子には「サイギサイギ、ドッコウサイギ、オヤマサハチダイ…」という唱文が伝えられている。その由来は近世に遡るとされているが、現在ではその文句に旋律がつけられて歌われるようになっている。

（9）下山囃子では「いー山かーげた、ついたち山かげたじゃ、バーダラバーダラヨ」というかけ声がかけられる。文句についてはいくつかの種類が見られ、必ずしもこの通りではない。

（10）西郷は川田順造〔川田　一九八八：二〇三〕の言葉を引用しながら、神楽という芸能が伝承されていく背景には、社会的、組織的な枠をはめることによる維持ばかりでなく、人々が神楽に夢中になる「中毒現象」の側面もあることを指摘している〔西郷　一九九三〕。

（11）小林は室尾の三味線伝承の基盤として宴会を基礎に据える交際のかたちを挙げ、その基本形式がかつて若衆宿で行われた三味線と唄を介した男女の交際のパターンにあるとしている。そのなかで、奏者や唄い手たちの魅力が、奏者の巧拙によって左右されている点に着目している。

（12）ベン＝エイモスは、フォーク・ミュージッシャンの歌がテレビのネットワークを使うことにより彼ら自身の「小さな仲間内」である「本来の社会的規模」を遥かに超えて広がってゆくことを例に挙げながら、「民俗」は移動可能であり、操作可能

であり、文化と文化の間を飛び交うことすら可能である、としている。

(13) 弘前市内に住む論者自身もかつて（二〇〇九年頃）、知人から要請を受けて、笛奏者として、五所川原における祭囃子・ネプタ団体の設立を支援したことがあった。

(14) アメリカの計算機科学者（一九四〇年生れ）「パーソナルコンピュータ」という概念を提唱。アランは、人間の深奥の欲求（夢想したい、コミュニケートしたいという二つの欲求）に応える〝増幅装置〟（アンプ）として、「コミュニケーションのアンプ」については、初期の試みとしては都市や飛行機といったものがあり、その後は電子メールやワードプロセッサーなどが当たり前になったことが人々のコミュニケーションを増幅しているという。

参考文献

・青森県教育委員会　二〇〇七『青森県祭り・行事調査報告書』青森県民俗の会
・アラン・ケイ　一九八三（訳・一九九二）「パーソナル・ダイナミック・メディア」鶴岡雄二（訳）浜野保樹（監修）『アラン・ケイ』　三四-六三　アスキー
・伊藤純　二〇一一「本田安治の民俗芸能観とその課題」『民俗芸能研究』五一　一-二三頁
・岩木町登山ばやし保存会（現・岩木登山ばやし保存会）（編）　二〇〇四『岩木町登山ばやし保存会20周年記念誌』岩木登山ばやし保存会
・上野誠　一九九〇「民俗芸能における見立てと再解釈　―静岡県引佐町川名のヒヨンドリを事例として―」『日本民俗学』一八四　三四-五七頁
・大石泰夫　一九九三「「天下御免」の三番叟　―西伊豆の若い衆と芸能―」民俗芸能研究の会〈第一民俗芸能学会『課題としての民俗芸能研究』ひつじ書房　四五一-四七三
・大石泰夫　二〇一〇「民俗芸能における「実践」の研究とは何か」日本民俗学会（編）『日本民俗学』二六二　一五五-一七八頁
・大月隆寛　一九八五「コミュニケーションとしての民俗」『常民文化』編集委員会（編）『常民文化　第8号』（発行）成城大学大学院文学研究科内　日本常民文化専攻院生会議
・折口信夫　一九七六『古代研究　Ⅳ　民俗学編④』角川書店
・金子直樹　二〇〇七「近現代における岩木山参詣習俗の変容　―徒歩参詣の伝統化―」『日本民俗学』二四九　三八-七七頁
・亀井好恵　二〇〇〇『女子プロレス民俗誌　―物語のはじまり』雄山閣出版
・川田順造・坂部恵・徳丸吉彦・野村純一　一九八八「息・声・身体」『口頭伝承の比較研究4』弘文堂　二〇三頁
・小林康正　一九九四「伝承論の革新　―獅子舞を伝えるとはどういうことか―」松戸市立博物館編『千葉県松戸の三匹獅子舞』　一五九-一七二頁
・小林康正　一九九五「伝承の解剖学　―その二重性をめぐって―」福島真人（編）『身体の構築学　―社会的学習過程としての身体技法―』ひつじ書房
・小林康正　一九九七「民俗芸能における〈内閉した美意識〉について（二）」『相模原市立博物館研究報告』六　七四-八九頁
・小松和彦（編）一九八九『これは「民俗学」ではない』福武書店
・笹原亮二　二〇〇三『三匹獅子舞の研究』　思文閣出版
・桜田勝徳　一九八一「調査の態度とその方法について」『桜田勝徳著作集第五巻　民俗学の仮題と方法』名著出版
・下田雄次　二〇一五「民俗芸能と〈日常〉の身体のつながりをめぐって　―同時代的文脈のなかでとらえる民俗芸能の姿―」弘前大学大学院地域社会研究科（編）『弘前大学大学院地域社会研究科年報』第十一号
・D・ベン＝エイモス　一九七二（訳・一九八五）「コンテクストにおける民俗＝フォークロアの定義へ向けて」　大月隆寛・訳『常民文化』第八号　成城大学大学院文学研究科内日本常民文化専攻院生会議
・鳥井野地区お山参詣実行委員会　二〇一二「二〇一二　鳥井野地区お山参詣実施報告書」鳥井野地区お山参詣実行委員会
・長野隆之　二〇〇七『語られる民謡　―歌の「場」の民俗学―』　瑞木書房
・西郷由布子　一九九三「人はどうして「踊りおどり」になるのか　―早池峰神楽を題材として―」民俗芸能研究の会〈第一民俗芸能学会『課題としての民俗芸能研究』ひつじ書房
・對馬伴成　二〇一三「広報『サイギサイギ』」4　鳥井野地区お山参詣実行委員会
・橋本裕之　一九九〇「民俗芸能研究における「現在」」　国立歴史民俗博物館　『国立歴史民俗博物館　研究報告　第二七集　共同研究「日本民俗学方法論の研究」三六三-三九一
・橋本裕之　一九九一「民俗芸能の知的可能性（『国立歴史民俗博物館研究報告』第三四集　国立歴史民俗博物館
・橋本裕之　一九九三「民俗芸能研究という神話」民俗芸能研究の会〈第一民俗芸能学会『課題としての民俗芸能研究』ひつじ書房　三-一四
・橋本裕之　一九九六「保存と観光のはざまで　―民俗芸能の現在―」　山下普司（編）『観光人類学』一七八-一八八
・橋本裕之　一九八九「これは「民俗芸能」ではない」　小松和彦（編）『これは「民俗学」

ではない』福武書店
・俵木悟　一九九七「民俗芸能の実践と文化財保護政策　―備中神楽の事例から―」『民俗芸能研究』二五　四二-六三
・藤田隆則　一九九五「古典音楽伝承の共同体　―能における保存命令と変化の創出」福島真人（編）『身体の構築学　―社会的学習過程としての身体技法―』ひつじ書房
・平成一九年度ふるさと文化再興事業伝統文化総合支援研究委員会　二〇〇八『津軽の獅子踊研究』青森県教育委員会
・松尾恒一　一九三三「本田安治の方法と思想」民俗芸能研究の会／第一民俗芸能学会『課題としての民俗芸能研究』ひつじ書房　三九-七八項
・松戸市立博物館　一九九四『千葉県松戸市の三匹獅子舞』
・松下清子　二〇〇〇『津軽の獅子舞・獅子踊』北方新社
・三隅治雄　一九九三「芸能をもてあます村々」民俗芸能研究の会／第一民俗芸能学会『課題としての民俗芸能研究』ひつじ書房　四二三-四五〇
・民俗芸能研究の会／第一民俗芸能学会　一九三三『課題としての民俗芸能研究』ひつじ書房
・吉見俊哉　一九九六「電子情報化とテクノロジーの政治学」井上俊、上野千鶴子、大澤真幸、見田宗介、吉見俊哉（編）『岩波講座　現代社会学　第二二巻　メディアと情報化の社会学』七-四六　岩波書店

URL
・青森県庁　（二〇一五年八月二六日取得）http://www.pref.aomori.lg.jp/

Recreational Practice of Japanese Folk Performing Arts
Folk performing arts in people's daily lives

Yuji SHIMODA

Abstract：

This study focuses on Japanese folk performing arts that are practiced recreationally, i.e. for amusement / entertainment rather than for the sake of preserving culture or promoting tourism.

Since Japan's period of rapid economic growth during the latter half of the 20th century, folk culture has followed a course of decline. The folk performing arts have changed from enjoying a self-evident presence in people's daily lives to an almost hidden existence. Rather than being a subjective part of people's daily lives, folk performing arts have come to exist as objects. As such, their existence now needs to be justified. Folk performing artists have begun reinterpreting their arts so as to fit them into their present institutional or commercial framework (i.e., as protected cultural properties or tourist attractions). In order for their arts to be instituted as official cultural properties, they must be "preserved;" in other words, their practice becomes fixed, and their transmission comes to be seen as static. In this way, the institution of cultural preservation has separated the folk performing arts from their regional context. In the region explored in this paper, we can see some cases in which artists enjoy their folk performing arts as recreational practices at casual gatherings. In Japanese (in this specific region), this sort of entertainment is known as *yokyou* (余興).

In this sense, recreationally practiced Japanese folk performing arts have not received much attention in terms of academic study. Most of the research on Japanese folk performing arts has been conducted in the areas of cultural history and indigenous faith / religion.

However, issues related to folk performing arts are problems of people's activity and communication. In addition, it is thought that society is communicatively constituted and communication is socially constituted. In this view, it is crucial to study folk performing arts within people's daily lives. Making observations about folk performing arts that are practiced recreationally would offer clues about how people communicate through them, and how these performing arts fulfill their social functions.

This study focuses on festival music in Aomori prefecture. The purpose of the study is to bring to light the meaning of folk performing arts that exist in people's daily lives, and the way in which they fulfill their social functions. Additionally, the author considers the necessity for folk performing arts in people's daily lives.

The main findings are as follows: (a) The relationships between the people who practice folk performing arts rise up from their daily lives, and are transient in nature. (b) Folk performing arts can be a valid means of social intercourse, establishing and maintaining relationships among people. (c) People attach various meanings to the practice of their performing arts, above and beyond merely preserving cultural properties or contributing to the tourist industry. Their recreational practices create enjoyable and exciting experiences in their daily lives by doing their folk performing arts in places outside of institutional and commercial frameworks.

Keywords: folk performing arts, daily life, communication, relationship among people

論　　文

（査読なし）

偏見・差別にさらされるＢ型肝炎被害者

田　中　泰　恵※

要旨：

本研究は、集団予防接種等によるHBV（B型肝炎ウイルス）感染被害者の生活困難の実態を解明し、被害者救済・恒久対策等今後の支援策への示唆を得るものである。本稿では、偏見・差別に関する被害実態の解明と、その認識を構造化することを目的とする。被害者のうち111名の協力を得て、2013－14年にインタビュー調査を実施し、逐語録をもとにKJ法による質的研究を行った。

その概要は、医療者の心無い対応や処遇等**〈医療現場の差別〉**に傷つき、**〈母子感染で差別が拡大〉**し我が子にも累が及んでいた。また、職場では排除の論理が働いて、被害者は**〈働きづらい〉**状況に陥っていた。さらに**〈引き裂かれる絆〉**に、夫婦・親子・きょうだい・恋人等の人間関係にも亀裂を生じていた。被害者は、社会の無理解や無関心から生じる、偏見や差別の折り重なる被害にさらされ**〈身のおき処がない〉**状態に陥り、安心して他者と関係を築くことができない状態となっていた。加えて今日のネット社会では、不十分な、**〈情報が一人歩きする〉**ことで被害はさらに拡大していた。こうした中、一歩前に出ようと偏見や差別から立ち上がり**〈提訴に踏み切る〉**ことで自分を取り戻し、新たな関係を築こうとする人々もいた。

HBV感染被害者は、様々な生活場面において偏見・差別の折り重なる被害に苦しい思いを抱いていた。彼らの心の底に堆積したつらい思いが、自らの身を一歩引かせる。それは、被害者を「安心して他者と関係を築けない」状況に追い込み、普通の市民生活を奪っていた。更に今日の情報社会では、不十分な情報が独り歩きすることで被害を拡大していることも明らかとなった。

偏見・差別の克服には、①全ての人々が肝炎に関する正しい知識を身に着け広めていくこと、②被害者が普通の市民生活を送ることができる社会づくりが重要である。そのための「点」から「線」さらに「面」へと被害者のエンパワメントやその支援のあり方等が示唆された。

キーワード：HBV感染被害、偏見・差別、折り重なる被害、KJ法

HBV Patients Who Are Exposed to Constant Prejudice Discrimination

Yasue TANAKA

Abstract：

The purpose of this study was to elucidate the realities of hardships in the lives of victims infected with HBV (hepatitis B virus) from a mass vaccination and to obtain information and ideas for future support measures for the relief of victims as well as permanent solutions. This article aims to shed light on the actual status of the victims as a result of prejudice and discrimination

※　たなかやすえ
青森明の星短期大学　非常勤講師

and to structure their perceptions. With the cooperation of 111 victims, interviews were carried out from 2013 to 2014. Based on verbal records of those interviews, a qualitative study has been conducted using the KJ method.

The results showed seven areas of difficulties regarded as symbols of the hardships: *discrimination in medical practice, expansion of discrimination to the children due to mother-to-child transmission, uncomfortable working condition, severed bonds, not knowing what to do with oneself, information assuming a life of its own*, and *bringing to court*.

HBV infected victims experienced prejudice and discrimination in a variety of aspects of their daily lives. Such distress accumulated over time and became a major obstacle for the victims. Victims were unable to build healthy emotional relationships with others and were not allowed to participate in the community as a typical citizen might. Furthermore, in today's information society, incorrect information developed a life of its own, resulted in multiplying the victims' suffering.

In order to eliminate prejudice and discrimination, there are two key factors: (i) every individual learns and disseminates correct knowledge about hepatitis, and (ii) creation of a society where the victims can live as a normal citizen. For these purposes, ways to empower and support victims was suggested for each point, then to each line formed by the points, and finally to each plan created by the lines.

Key Words: victims infected with HBV, prejudice and discrimination, discrimination in a variety of aspects, KJ method

Ⅰ．研究の背景と目的

集団予防接種等によるB型肝炎ウイルス（HBV: Hepatitis B Virus）感染者は40万人以上と推定されている（厚生労働省2011）。それは、昭和23年から63年までの間に実施されたBCGやジフテリア等の集団予防接種における注射器の連続使用によりB型肝炎ウイルスの感染が直接・間接の原因となり感染拡大に至ったものである。

B型肝炎訴訟は、札幌地方裁判所に５名の患者が乳幼児期に受けた集団予防接種等とHBV感染被害との間に因果関係があるとして提訴（1989年）したことに始まる（奥泉・安井2004[1)]，奥泉2007[2)]）。17年の歳月を経て、最高裁で原告勝訴の判決が下された。その後、2011年B型肝炎訴訟に関する「基本合意書」の締結及び国による謝罪により一定の決着を見た。しかし、国による被害救済や恒久対策は進展しておらず、被害者及び遺族から早期実現が求められる喫緊の課題となっている。

2012年厚生労働省は、「集団予防接種等によるB型肝炎感染拡大の検証及び再発防止に関する検討会（以後、検証会議）」を設置し、肝炎ウイルス感染症に対する偏見や差別の実態把握、被害防止のためのガイドライン作成のための研究（龍岡2013[3)]）、集団予防接種によるB型肝炎感染拡大の検証及び再発防止に関する研究（多田羅2013[4)]）が進められた。

上記報告書において龍岡らは、アンケート調査結果の分析を通し、偏見・差別の実態把握、肝炎患者に対する偏見や差別の構造を明らかにしている。すなわち、一般の生活者へのアンケートから肝炎患者に対する偏見や差別を生む要因として、肝炎患者には「差別化となるネガティブの要因」、一般生活者には「感情的要因」、及び「関係性排除の要因」の３つがあるとしている（龍岡2015[5)]）。

集団予防接種等によるHBV感染被害に関する先行研究は極めて少ないが、検証会議の被害調査結果を対象とした質的研究がある（岡・三並2012[6)]　2013[7)]）。いずれもB型肝炎感染被害者への全国調査における自由記述を基に、KJ法を用いて質的研究を行っている。それによるとB型肝炎感染判

明時の医療現場での不十分な対応、職場・公的機関などでの社会的排除の経験など、偏見・差別にかかわる報告がなされている。

検証会議における報告書において被害の全体像が把握されているが、被害者一人ひとりの苦しみや思いを深くとらえる点においては限界がある。そこで本研究は、被害者一人ひとりの病気や生活の様子等個人レベルに視点をあて、2013－2014年に実施したインタビュー調査111事例の逐語録をもとにKJ法による質的研究を行った。

本稿では、偏見・差別に関する被害者の認識を構造化し、被害の様相を明らかにし、被害救済や恒久対策への示唆を得ることを目的とする。以下にその詳細を述べる。

Ⅱ．研究方法

１．対象と方法

全国B型肝炎訴訟原告団･弁護団の協力を得て、全国各地で調査への協力を得られた111名を抽出し、半構造化による面接調査を2013年10月～2014年４月に実施した。主な聞き取り内容は、感染判明当初の状況と現在の病態・医療機関や治療の状況、医療費負担、生活上の困難、国や社会への要望等である。

２．研究倫理に関する配慮

調査に当たって、回答者の個人情報、プライバシーに直接かかわることから、回答者が特定されることのないよう個人情報の管理を厳にし、倫理面に配慮した。すなわち、研究責任者の所属する研究機関での研究倫理審査を受けて承認された後に、協力者に調査目的と倫理的遵守に関する文書及び口頭での説明を行い、了承を得て同意書に署名をいただいた上で実施した。

３．KJ法による質的研究法

調査結果は、KJ法[8, 9, 10]によって構造化した。調査協力者の同意を得て作成した逐語録の中から、研究目的に関係があると判断した内容をラベル化し（668枚）、多段ピックアップにより精選したラベル（30枚）を元ラベルとして、狭義のKJ法[11]を行った。

Ⅲ．狭義のKJ法の結果

１．全体像

ラベル群のグループ編成を２回繰り返した結果、７つの「島」に統合された。図解及び結果を下記に示す。なお文中において、元ラベルは「 」、第１段階表札は『 』、第二段階表札は【 】、シンボルマークは〈 〉で表した。

最終的に統合された７つの「島」を概観すると、B型肝炎被害者は生活の様々な場面において被る偏見や差別に苦しい思いをしていた。即ち、医療者の心無い対応や処遇等**〈A医療現場の差別〉**に傷つき、**〈B母子感染で差別が拡大〉**し我が子にも累が及んでいた。職場では排除の論理が働いて**〈C働きづらい〉**状況に陥っていた。また、**〈D引き裂かれる絆〉**に、夫婦・親子・きょうだい・恋人等の関係に亀裂が生じていた。この様に、被害者は誤解や差別により**〈E身のおき処がない〉**状態が恒常化しており、安心して他者との関係を築けなくなっていた。

加えて今日のネット社会では、**〈F情報が独り歩きする〉**ことにより、不十分な情報から被害がさらに拡大していた。

こうした中、偏見・差別から立ちあがり、自分らしく生きようと一歩前へ踏み出し**〈G提訴に踏み切る〉**被害者もいた。

以上、図解の総タイトルを『**偏見・差別にさらされるB型肝炎被害者**』とした.

２．各島の詳細

〈A医療現場の差別〉

B型肝炎被害者は、医療現場における偏見・差別による体験として、「医師が母子感染の母を、水商売人のように捉え」たり、「歯科で、エイズの人とB型肝炎の人お断りと書いてあり愕然とした」等、『**医療者の心ない対応に唖然と**』するような扱いを受けていた。さらに、「看護師がこの患者の血は汚れているから、洗濯物を別にと言った」り、「キャンプ用の使い捨て食器が使われ自分で焼却場まで捨てに行った」、「トイレや風呂等で差別的対応が平気で行われていた」等、『**差別を感じる処遇を日常的に強いられた**』。

このように、**【医療者の対応が、感染症対策というよりあからさまな差別・排除であることに傷ついた】**という体験が多々語られている。

〈B母子感染で差別が拡大〉

『**母の感染は、差別としても我が子にも累が及**』んでおり、**〈母子感染で差別が拡大〉**し、二重に傷つけられていた。例えば、母親から「母子手帳に予防接種としてB型ワクチンが書いてあり、他の人に知られるのが嫌だった」、「保育園の先生に感染予防ワクチンを受けに行くことを伝えたら、態度がガラッと変わった」等と語られた。

〈C働きづらい〉

『**職場では排除の論理がはたらく**』ことが多く、働こうとする意欲が押しつぶされていた。効率優先の職場では、「再就職面接時、B型肝炎であることを話すと全て不採用になった」、「職場の皆の前でB型肝炎の人がこの中にいると言われた」、「職場で、私が入れたお茶は飲んでもらえない」等、採用、仕事、職場の人間関係等、社会生活を送る上でもB型肝炎故の**〈働きづらい〉**状況が語られた。

〈D引き裂かれる絆〉

さらに、**〈引き裂かれる絆〉**が被害者をさらに追い詰めていた。B型肝炎感染の被害は家庭生活にも容赦なく忍び寄ってくる。最も身近な人と安心して共に過ごしたいという、あたり前の願いが壊されて**【家族関係にも亀裂が生じ】**ていた。

「夫に病気のことを言えず離婚した」、「妻は私が箸をつけたものは絶対に食べない」等、感染が分かったことで『**夫婦の間にも深い溝ができ**』てしまう。結婚についても「そういう病気持ちの人に娘は任せられないと言って離婚させられた」、「結婚相手に感染のことを話したら家族に猛反対され話が流れた」等、『**家族の反対が二人の仲を裂**』いてしまっていた。また、「この家には邪魔な人間がいると家族の中でも差別され苦しんだ」り、「実名訴訟について、父は人に知られて恥になるような事はするなと言った」等、『**親きょうだいからも家族であることを恥だと思われている**』と語られた。

〈E身のおき処がない〉

上述のように、医療・職場・社会・家族等の日常的な生活現場において浴びせられる冷ややかな目に、B型肝炎被害者は**【誤解や差別におびえ、安心して関係を築けない】**状況に置かれ、精神的にも身構えることを強いられ、**〈身のおき処がない〉**と感じていた。

「職場にわかると口には出さずとも白い目で見られる」のではないか、「B型肝炎であることが周囲に知れたら社宅には住み続けられない」と、『**世間に知られるのが怖い**』と思っていた。また「近所

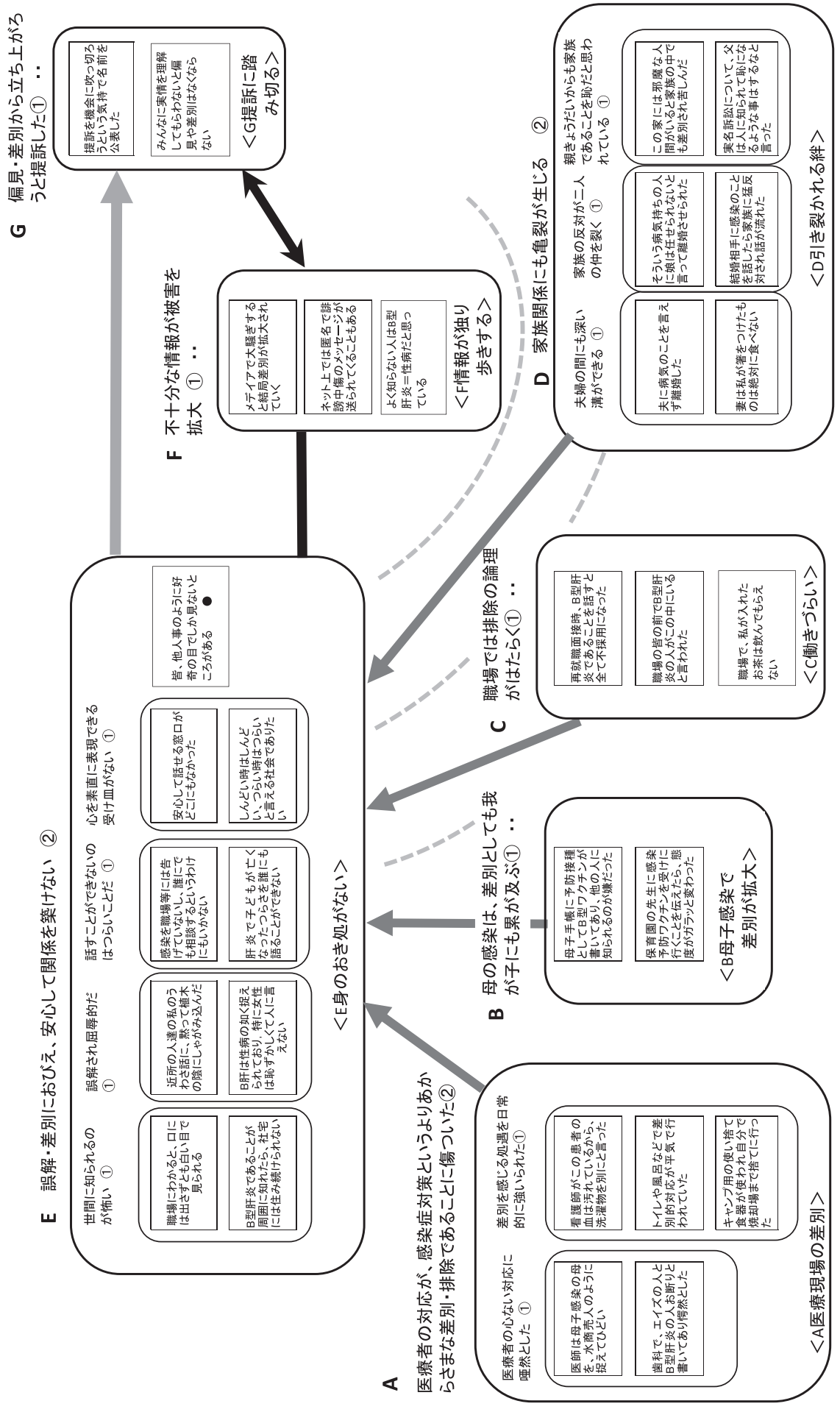

図１　KJ法図解『偏見・差別にさらされるB型肝炎被害者』　1）2015. 4. 10　2）青森　東京
3）HBV感染被害についてのインタビュー調査　4）田中泰惠　岡多枝子　時本ゆかり

の人達のうわさ話に、黙って植木の陰にしゃがみ込んだ」り、「B肝は性病の如く捉えられており、特に女性は恥ずかしくて人に言えない」等、人々から『**誤解され屈辱的だ**』と感じる人もいた。

また「子どもが肝炎で亡くなったつらさを、誰にも語ることができない」、「感染を職場等には告げていないし、誰にでも相談するというわけにもいかない」、と心の内をありのままに『**話すことができないのはつらいことだ**』と語っており、心が萎縮している様子が浮かび上がる。

さらに、「安心して話せる窓口がどこにもなかった」、「しんどい時はしんどい、つらい時はつらいと言える社会でありたい」等、『**心を素直に表現できる受け皿がない**』ことが余計に生きにくさにつながっていた。また、世間を「他人事のように好奇の目でしか見ないところがある」と受け止める者もいた。

〈F情報が独り歩きする〉

情報社会にあって、いわれのない偏見・差別が「メディアで大騒ぎすると結局差別が拡大されていく」。例えば「よく知らない人はB型肝炎＝性病だと思っている」など、誤った情報が流布され広がっていくことへの危惧が語られている。加えて「ネット上では匿名で誹謗中傷のメッセージが送られてくることもあり」、さらに追い打ちをかけられる。

こうして、生活のあらゆる場面において**〈情報が独り歩きする〉**ことにより『**不十分な情報が被害を拡大**』していた。被害者は不特定多数や匿名性といった大衆的な規模での、つかみどころのない差別に不安をおぼえていた。

〈G提訴に踏み切る〉

国の肝炎対策が遅々として進まない中、「提訴を機会に吹っ切ろうという気持ちで名前を公表した」人や、「みんなに実情を理解してもらわないと偏見や差別はなくならない」と、自分を取り戻し一歩前に出ようと、**〈提訴に踏み切る〉**人々がいた。

『**偏見・差別から立ち上がろうと提訴した**』ことで、自己を解放し、萎縮した気持ちを吹っ切り、新たな関係を構築していこうとしていた。

Ⅳ．考察

ここでは、医療現場、生活場面、メディアの３つに着目し、偏見・差別が生まれる状況や構造、拡大する差別について述べていく。

１．医療現場における偏見・差別

偏見や差別の経験は、歯科医院や病院等医療現場での事例が少なくない[12)]。 本調査においても、特に歯科の医療処置を受ける場面での過剰な対応や、病院の治療や入院生活時の差別的対応が挙げられていた。

医療者からの差別的な言動として、例えば、病院の入り口にエイズの人とB型肝炎の人お断りと書いてあったり、血が汚れているから、洗濯物は別にと言われたりしている。また食事は、使い捨て食器を使用し、自分で焼却場まで捨てに行かされ、トイレは、使用禁止の札の貼られたトイレを使用するように言われた等、差別的対応が平気で行われていた。

勿論、病気ゆえの医療的対応は理解できるが、むしろ、医療者の配慮に欠けた言葉や対応の在り方が、B型肝炎被害者（患者）にとって、（感染症対策というよりも）あからさまな差別・排除として受け止められ傷ついていた。こうした中、「医療的対応をきちんとしていれば、B型肝炎感染者か否かと聞く必要はない」と標準予防策の重要性が語られた。

診療拒否などは明らかに不当であるが、たとえ標準的な予防策であっても、患者が偏見や差別と受け止める場合もある。医療者からの患者への十分な説明や配慮などが欠かせないと言える。

こうしたことから、医療従事者は最新の正確な専門知識を身につけ、患者に対して配慮をもって接する必要がある。一方、病気や患者（被害者）への理解には、全ての人々に対してB型肝炎に関する正しい知識の啓発・普及が欠かせない。この点不十分なまま今日に至っており、早急の取り組みが求められている。

２．偏見や差別がうまれる構造

龍岡[13)]は、肝炎患者に対する一般生活者が抱く偏見や差別の構造について明らかにしている。それによると、ウイルス性肝炎に関する知識の欠如ないし不足が主な要因となって、それが治癒困難な怖い病気であるというイメージ（差別化となるネガティブの要因）を形成し、感染に対する恐怖心（感情的要因）から肝炎患者に対する忌避感（関係性排除の要因）を生じさせ、偏見や差別につながるとしている。

本調査においてもこうした要因の例が示された。例えば、働きづらさとして「再就職面接でB型肝炎であることを話すと不採用」につながったり（差別化となるネガティブの要因）、「職場のみんなの前でこの中にB型肝炎の人がいる」と非難の目を浴びせられたり（感情的要因）、「職場で、私が入れたお茶は飲んでもらえない」（関係性排除の要因）等、偏見・差別の構造要因が語られていた。

また、B型肝炎差別は母親だけにとどまらず、その子にまで累が及ぶ。「保育園の先生に感染予防ワクチンを受けに行くことを伝えたら態度がガラッと変わった」というが、この様な職員の反応も、知識不足から来る感染に対する恐怖心、関係性排除といった心理背景から来る偏見・差別といえる。母子感染というかたちで何の罪もないわが子にまで累が及ぶことに対して、母親の深い悲しみ、無念さも見て取れる。

さらに、夫婦・親・きょうだい関係をはじめ結婚や離婚といった人生の節目にも、被害の影を落とす。支え合えるはずの身内であるのにそこにも亀裂が生じ、心が「家族」でいられない状況に陥っていた。夫婦間に深い溝ができたり、家族が二人の仲を裂いたり、親きょうだいから家族であることすら恥だと否定されたりしていた。「邪魔な人間がいると家族の中で差別され」たり「父は人に知られて恥になることはするなと言った」りと、「家」や「世間体」が前面に出て、安心できるはずの居場所や、あたりまえに普通の生活が送れるという願いが後退を余儀なくさせられていた。

さまざまな日常生活の場で浴びる偏見・差別の体験は、一つひとつの体験は小さくても、決して消え失せることなく「澱」のように心の底に積もる。それは、被害の事実を知られないよう、ためらい、息を潜ませた生活を被害者に強いていた。

以上のように、龍岡の述べる概念に加えて、本調査におけるKJ法分析結果から、偏見・差別の被害は二重三重に折り重なっており、他者と「安心して関係を築けない」状況に追い込まれているという構造が明らかとなった。

「安心して関係を築けない」。即ち、自分らしく生きることができない、身を一歩引いてしまう生活は、被害者を身構えさせ、安穏に暮らせない状態へと追い込み、普通の市民生活を送ることを奪っていた。偏見・差別の克服には正しい知識の啓発・普及が重要であるとともに、被害者が安心して暮らせる（安心して人間関係が築ける）社会づくりが必要である。

３．メディアが拡大する差別

今日の情報社会にあって、誤った情報・風潮が独り歩きすることにより差別が拡大してしまうことへの危惧が語られていた。

例えば「メディアで大騒ぎすると結局差別が拡大されて行く」、「ネット上では匿名で誹謗中傷のメッセージが送られて来ることもある」等、差別が匿名や不特定多数の人々によって浴びせられるこ

ともある。また、報道番組でB型肝炎を取り上げることで反って差別を助長するという意見もあった。こうしたことから、（B型肝炎に関する）不十分な情報が独り歩きすることにより、偏見・差別が助長され被害が拡大していく構図が浮かび上がった。

その一方で、被害者同士がつながりあう手段としてネットワークの輪が広がりつつあり、勇気や希望を得ている人もいることが語られた。

以上のことから、誤った情報の独り歩きが偏見・差別を助長してしまうこと、偏見・差別を乗り越えるためには、生活のあらゆる場面において正しい情報を社会全体で共有することが、大切であるといえる。

Ⅴ．結論

B型肝炎被害者は、医療現場での差別や母子感染による子どもへの差別が拡大、排除の論理により働きづらい職場、家族・人間関係にも亀裂が生じ引き裂かれる絆等、身近な生活の場における偏見・差別に苦しんでいた。日常的に被る理不尽な仕打ちにより、被害者は偏見や差別に自分の身を一歩引き、おびえ、安心して関係を築けない状態に置かれていた。

偏見や差別が生まれる構造として、肝炎に対する正しい知識の欠如が主な要因として挙げられるが、加えて本研究において、被害者にとって様々な日常生活の場で浴びる偏見・差別の体験は①複雑に折り重なっており、②身のおき処のない状態となり、③他者と安心して関係を築けない状況の中に放り込まれ、④自分らしく生きることができない状態におかれるといった負の連鎖に陥ってしまっていた。

それは、感染被害の事実を知られないよう、耐え、ためらい、息を潜ませた生活を強いて、被害者をあらゆる関係に対して、身構えさせ、安穏に暮らせない状態へと追い込み、普通の市民生活を奪ってしまう。

こうした偏見・差別の克服には正しい知識の啓発・普及の重要性とともに、被害者が様々な生活場面において、安心して関係を構築できるような社会づくりが必要となる。

患者への理解には、医学教育における意識改革や、一般の生活者や小学生からの学校教育の中で、身体や健康、感染症や生命に関する基礎的素養を養うこと、肝炎に対する正しい知識の啓発・普及が欠かせない。一方、被害者が差別・偏見の懸念を払拭し、積極的な人間関係を構築するためには、全ての人々が自分らしい普通の生活を送ることができる社会づくり、被害者が元気になれる支援と方策が求められる。

「誰にでも相談するわけにもいかない」「世間に知られるのが怖い」との声から、被害に対する世間の無理解･無関心から各自が孤立状態におかれ悶々としているようにも受け止められる。これまでも、病院併設の相談窓口等はあるが十分に機能していないようである。インタビューの中で例えば、当事者が運営する緩やかな集まり、胸の内が話せる場、語り合える場（サロン・スペース）が身近な場所にあることを求めていた。まずは、「安心して関係を結べる」場づくり、「点」を「線」につなげるところから始めることである。

また、新たな関係と自分らしい生き方を模索する被害者や、偏見・差別から立ち上がり、感染被害の真相究明と被害者救済の道を確立しようと提訴する被害者もおり、「面」の展開へと広がりを見せているところもある。

こうした取り組みを脇から支える社会づくりとして、医療従事者はもちろん一般生活者を含め、全ての人々が肝炎に関する正しい知識を身に着け広めていくことが求められている。さらに情報社会におけるメディアの功罪をよく見極めるとともに、誰もが責任のある情報リテラシーを持つことが必要である。

付記：本研究は、厚生労働省科学研究費（課題番号：H25－新興－指定－011）による研究成果の一部である。本研究にご協力いただいた方々に深く御礼申し上げます。

引用・参考文献

1）奥泉尚洋，安井重裕「北海道B型肝炎訴訟の報告」日本の科学者39(6)，322–327，2004年
2）奥泉尚洋，完全救済に向けてB型肝炎訴訟‥最二小判2006. 6. 16（特集　最高裁判決2006‥弁護士が語る）法学セミナー52(2)，26–29，2006年
3）厚生労働省科学研究（肝炎関係研究分野）難病・がん等の疾患分野の医療の実用化研究事業，研究代表者龍岡資晃，肝炎ウイルス感染者に対する偏見や差別の実態を把握しその被害の防止のためのガイドラインを作成するための研究　報告書，2014年
4）厚生労働省科学研究　集団予防接種によるB型肝炎拡大の検証及び再発防止に関する研究　報告書，2013年
5）龍岡資晃，「論説ウイルス性肝炎患者に対する偏見や差別に関する研究について」学習院法務研究第9号，2015年
6）岡多枝子　三並めぐる「B型肝炎患者のエンパワメント」日本福祉大学教職課程研究論集，第11号，11–18，2012年
7）岡多枝子　三並めぐる「集団予防接種によるB型肝炎感染被害者遺族の悲嘆」現代と文化 第128号，111–120，2013年
8）川喜田二郎，「発想法―創造性開発のために」中公新書，1967
9）川喜田二郎，「続・発想法―KJ法の展開と応用」中公新書，1970年
10）「霧芯館―KJ法教育・研修―」主宰，川喜田晶子氏によるスーパービジョンを複数回にわたって受けた。
11）KJ法の手順は、①収集したデータを吟味し、主題にとって関係がありそうな内容をラベル化する。②何段階かに渡ってピックアップを繰り返し、ラベルを精選して（「多段ピックアップ」）「狭義のKJ法」のための元ラベルを決定する。以下、「狭義のKJ法」の手順となる。③ラベル群の「グループ編成」を行う。（「グループ編成」は、「ラベル拡げ」「ラベル集め」「表札作り」で成り立ち、ラベルの質の近さが吟味されてグループが形成され、「表札」と呼ばれる統合概念が与えられてゆく）④このグループ編成を複数回繰り返し、ラベル群の統合化を図って行く。最終的に10束以内になるまで統合を繰り返す。⑤統合結果を図解化する（グループになったラベル群は「島」と呼ばれ、最終統合の各「島」にはその島をシンボリックに言い表す「シンボルマーク」が付与される。「島」同士の関係を「関係線」で示して構造化する）。
12）前掲書4，歯科医院では患者の43.7％が経験し，病院でのそれは29.6％であった
13）前掲書5

C.ダーウィン1831年8月の地質調査（補遺）

鎌　田　耕太郎※

要旨：

C. Darwin は1831年８月上旬にA. Sedgwickの指導のもと、ウェールズ北部において地質調査を行った。この調査は、ダーウィンにとっては将来のカナリア諸島調査のための技術習得で、セジウィックにとっては夾炭層以下の地質系統を解明し、下部古生界の年代層序の確立をめざす画期的な事業の始まりであり、異なる事情が遭遇した出来事であった。このような時代背景は自伝にはそれとわかるように記述されてはいない。ダーウィン自伝やビーグル号航海記の記述には必要な時代背景の説明を欠く傾向があり、時系列的にみると記述の不備も認められる。その例として、ここではフォークランド諸島産の化石について検討した。航海記でシルル系産とみなされた標本は、実際にはデボン系産の腕足類であり、発見時に産出層準の年代には言及できなかったことをフィールドノートの記述や文献から明らかにした。

キーワード：C.ダーウィン、地質調査、夾炭層、下部古生界、ウェールズ、地質学史

Supplement Note about Geo-Historical Background of C. Darwin's Geological Survey led by A. Sedgwick in August 1831 in North Wales

Kotaro KAMADA

Abstract:

Charles Darwin carried out a geological survey led by A. Sedgwick early in August 1831 in north Wales. The event of this survey was a coincidence in a geo-historical background. Darwin needed to do a practice of a geological surveying for an exploration of the Canary Islands with J.S. Henslow who was a Darwin's mentor at Cambridge University. And Sedgwick planned to clarify an unclear infra-Carboniferous System and to establish the relative-chronostratigraphic division of the systems with R.I. Murchison. These such a relevant story was not described in detail in Darwin's biography. I will attempt to find out the meaning of the intersection between different time series stories of Darwin and his environment of the natural history in the early 19th century in this paper. Some mistaken description in Darwin's biography and their incorrect quotation are found in discussions about Darwin's study. For example, I will clarify that fossil specimens from Falkland collected by Darwin are Devonian brachiopods, not Silurian ones based on Darwin's field notes and Darwins' study.

Keywords: Charles Darwin, geological survey, Coal Measures, Lower Paleozoic, Wales, Geo-history

※ かまだこうたろう　　弘前大学教育学部 / 弘前大学大学院地域社会研究科　教授
Department of Geology, Faculty of Education, Hirosaki University

Ⅰ．はじめに

1831年８月上旬にダーウィン（Charles Darwin）がセジウィック（A. Sedgwick）の指導を受ける形で行われた北部ウェールズの地質調査は、時系列の異なった二つの計画の実行時期が、偶然その時期に遭遇した結果であることを述べた（鎌田，2014）。「ダーウィン自伝」（ノラ・バーロウ編，八杉・江上訳，1972）では、北部ウェールズ調査に限らず、当時の時代背景や学界の情勢とダーウィン自身がどのように関わっていたのかについて、状況説明が不十分と思われることがほかにもある。

マーチソンとセジウィックによるウェールズの地質調査計画は、地質学史的には下部古生界の年代層序区分が確立される端緒を開き、近代地質学の基盤をつくることとなる画期的な事業の一つであった。そのような地質学界の事業とは別に、当時の自然誌（Natural History）*研究者に大きな影響を与えたフンボルトの南アメリカ大陸調査旅行に倣い、ダーウィンとその恩師であるヘンズローらはカナリア諸島探検を計画し、ダーウィンは地質調査法の習得を必要としていたのである。このような時系列の異なった二つの計画の実行過程で接点となったのが、1831年８月上旬の北部ウェールズ調査だったのである（第１図）。このような事実関係を読み解くために、「ダーウィン自伝」や当時の地質学史を扱った文献を参照する過程で、ダーウィン自身の記述にみられる不備や、それらを不用意に引用している文献が見つかった。それらの不都合はなぜ、どのように生じたのかは、ダーウィン自身の調査ノートやダーウィンの研究史を扱った文献からかなりの精度でたどることができる。小論では、1831年頃の自然誌界との関わりからダーウィンの地質学への意識を探り、加えてフォークランド諸島産シルル紀化石に関する文献学的な不備を指摘する。

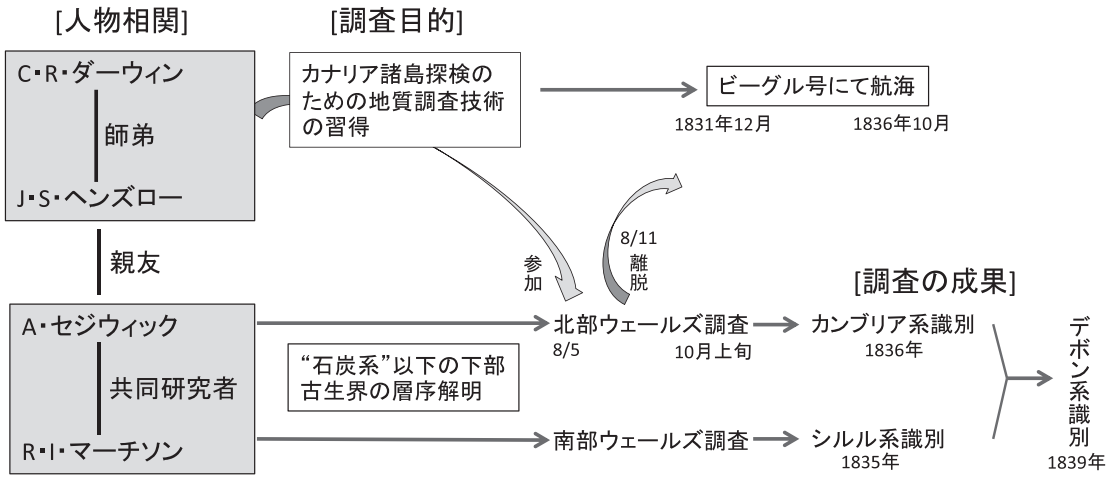

第１図　1831年８月に実施された北部ウェールズ調査に関わる、ダーウィン–ヘンズロー側とセジウィック–マーチソン側の目的の相違と調査の経緯。

* Natural Historyの邦訳は「博物学」あるいは「自然史」（荒俣，1982）とされることもあるが、シップリー著「シップリー英語語源辞典」（梅田ほか訳，2009）によると「historyはギリシア語historia（探究によって得た知識）が語源で、ラテン語historia（探究・物語）を経て借入された。」ものである。たとえば沼田（1994）は後者の立場に立って「自然誌」を使っており、本論でも自然誌の訳語を用いる。

Ⅱ．8月上旬の調査ルート

自伝ではウェールズ調査で指導にあたったセジウィックの調査目的のみならず、後世に大きな影響を残すことになる当時の自然誌研究者間の関心事や論争などの研究活動に触れていないことは不自然である。

下部古生界の層序区分を検討できる調査の対象地域としてウェールズ地域が選ばれた。マーチソンは南部ウェールズを、セジウィックは北部ウェールズを分担することで調査が開始された。ダーウィンを伴ったセジウィックはシュルズベリーを出発し、ランゴルンからコンウェイ（Conwy）へ向かった。このようなルートが選択されたのは、英国地質図（Institute of Geological Sciences, 1979）による地質分布から追認できる。彼らは石炭系とその下位に位置する漸移層の地質境界をたどるように北西方向に向かい、海岸部に位置するコンウェイを目指したのである。コンウェイから西方のバンガー（Bangor）には現在オルドビス系と呼ばれる堆積岩と、ほぼ同時期の活動と考えられる火成岩が分布しており、その後に訪れるカペル・キュリッグ（Capel Curig）付近も同様の地質系統が連続して分布している。地質図から判断すると、彼らが調査に向かった地域には、石炭系の基底に大きな不整合があってデボン系を欠如している。またランゴルンからコンウェイの間には広くシルル系が分布するので、このような場所で未知で古そうな化石を発見できるとよかったのだが、強く褶曲して劈開の発達した地層からは年代層序学的な収穫はなかった。さらにコンウェイからバンガーを経てカペル・キュリッグ付近の調査でも同様にオルドビス系と火成岩が分布しており、ダーウィンと現地踏査している期間に検討した地質系統は、セジウィックの当初の目的を詮索するには難しすぎた感がある。

デズモンド・ムーア著「ダーウィン（Ⅰ・Ⅱ）」（渡辺訳，1999）では、1831年のセジウィックとの北部ウェールズ調査の意義が説明されている。また挿話としてクルーイド谷に旧赤色砂岩が分布していないことをセジウィックに報告したところ、分布していない意味をセジウィックから説明されたと書かれている。既述のように地質図で確認すると、この付近では不整合により旧赤色砂岩層（デボン系相当層）を欠如している。1787年にスミスが初めて認識した不整合という地質現象を、その当時、セジウィックがどのように説明し、ダーウィンとどのように認識を共有したのかについては、大変興味のあることである。

自伝から読み取れることとして、北部ウェールズ調査に従事した時期、もっともダーウィンが興味をもった現象は、地質学のなかでも地形形成に関わる氷河痕跡であったことがわかる。その頃、自然誌研究者の間では、聖書地質学から脱却するきっかけともなった斉一説と激変説の大論争中であり、氷河痕跡を残した過去の気候変動を考察するにはどちらかの立場に踏み込まざるを得ないはずだが、そのような視点に立った記述は残されていない。

Ⅲ．1830年前後における自然誌界の論争

1829－30年には英国地質学会では斉一説と激変説に関する大議論がかわされており、1830年には斉一説側の論客であるライエルによる著書「地質学原理」が出版された。そのような時代の自然誌界の動向には無関心だったのか、または地質学にそれほど目的意識が芽生えていなかったのか、自伝には書かれていないこの間の事情は書簡から知ることができる。若いころを懐古する文章を書く際には、当時の自然誌界の論争を背景に、自分の地質観がどのように醸成されたのかを説明しそうなものだが、自伝ではそのこととともにセジウィックとの北部ウェールズ調査の背景に関しては不思議なほど説明が欠如している。自伝の書き振りの性格なのか、書くほどのことでもないと思ったのか、このことの意味にふれたものはない。

自伝に書かれているように、セジウィックとの調査からは中途で離脱して友達との遊びに合流し、

ウズラ狩りに行くことを優先するなど、地質調査の技術習得のせっかくの機会を十分に活用していない。自然誌研究を志す者として当初の崇高な目的とは矛盾する不可解な行動は、若い時の奔放な性格で済ませられることなのだろうか。

とにかく斉一説と激変説の大論争や下部古生界の層序解明という、今日からみると地質学史における激動期にあり、その歴史的な現場にたちあっていたはずなのに、ダーウィンはそれを傍観していたのか無関心だったのか判断できる資料はどこかに残されているのだろうか。

Ⅳ．フォークランド諸島産シルル紀化石

19世紀前半のヨーロッパは近代地質学の黎明期にあたる。M. Rudwickはその頃の地質学に関わった人物像や論争の経過を詳細に論じている地質学史の泰斗である。かつての自然神学から自然誌研究を経て近代地質学に脱皮する過程で、自然誌研究を推し進める個々の人物がどのように地質学に取り組み、地質観を醸成させたことや、後年忘れ去られてしまっていたデボン紀論争の再確認を促すなど、地質学史に関する多くの著書を公表してきた。

Rudwickの著作といえども、上で指摘したような文献学的に不正確な議論がみられる。たとえば1976年の著書「The Meaning of Fossils」（2013年邦訳「化石の意味」p.225）では、マーチソンが石炭系以下の下部古生界の層序を確立する過程について解説する中で、ダーウィンがフォークランド諸島でシルル紀化石を採集していたと書いている。しかしマーチソンによりシルル系という地質年代名が識別されて命名・公表されたのは1835年である。ビーグル号の航海時にフォークランド諸島で問題の化石を採集したのは、後述のように1833年３月22日なので、その化石をシルル紀のものと認識できたはずはない。この時系列的に矛盾した謎を解くために、まずはビーグル号航海記に実際どのように書かれているかを確認してみよう。

荒俣の「ビーグル号航海記」（原著1845年刊の第二版の邦訳p.364）では次のように書かれている。

> フォークランド諸島の地質構造は、だいたいどこをみても単純にできあがっている。低地帯は粘板岩と砂岩からからなり、化石が含まれていて、ヨーロッパでいうシルル紀の地層からみつかるものにきわめてよく似ているが、まったく同じというわけではない。

確かに文中ではダーウィンはシルル系の区分名称を使っている。フォークランド諸島を訪れた当時、シルル系やデボン系相当層は石炭系の夾炭層や山稜石灰岩の下位に位置する「旧赤色砂岩」と「グレイワッケと漸移石灰岩」と認識されている程度で（たとえばGradstein, Ogg and Smith, 2004のp.140の次の図）、世間ではまだ未区分の地質系統であったはずである。そもそも航海記（荒俣訳の同書p.338）で「原成岩」を使っていることからわかるように、その当時の下部古生界に関する層序学的分解能は、石炭系より上位の地質系統に比べると未成熟で、セジウィックとマーチソンらがウェールズ地域などで長い調査期間と検討を重ねてデボン系やシルル系などとして識別可能になって地質系統名が提唱されるまでは、それらの名称はまだ存在しない用語である。ではなぜそう書いたのだろう？またシルル紀という用語をいつ知ったのだろう？

フォークランド諸島でダーウィンが採集したとされる化石は何だったのだろうか。航海記には具体的な化石名は書かれていない。Chancellor and Wyhe（2009）は、航海時のノートブックについて紹介し議論しているので、そこからフォークランド諸島での調査のようすがわかる。ノートブックには３月22日の日付のメモの中にFossils in Slateと書いているのみで、具体的な化石名を記してはいない。Chancellor and Wyhe（2009）は化石は主に腕足類で、ウミユリをともなうとしているので、シルル系の化石と書いた化石に該当するものは腕足類だったことがわかる。なおDesmond and Moore

第 1 表　18世紀後半から19世紀中期における、近代地質学の成立過程と ダーウィンに関する年譜。（鎌田（2014）を修正し加筆した）

	地質学に関連する年譜	ダーウィンに関する年譜
1786	ウェルナー、「岩石の分類」出版	
1788	ハットンら、シッカー岬にて不整合を確認	
1795	ハットン「地球の理論」第１・２巻出版	
1796	ウェルナー、始原層と成層岩の間に漸移層を提唱	
1799	スミス、層序表を提示する	
1807	ロンドン地質学会創立	
1808	バックランド、スミスの地質図を持ち、南西イングランドを踏査（1812年まで）	
1809	ドリュック「地質学概論」出版	シュルズベリーにて誕生
1811	アニングの兄がイクチオサウルス化石の頭部発見	
1815	スミス、世界最初の地質図作成	
1818	セジウィック、ケンブリッジ大学トリニティ・カレッジの地質教授職に就く	
1819	バックランド、オックスフォード大学の最初の地質学の教授となる	
1822	コニーベア、石炭系を提唱 ダロア、白亜系を提唱	
1823	アニング、プレシオサウルス化石発見	
1825		エディンバラ大学医学部に入学
1826		プリニウス協会に入会
1827		エディンバラ大学医学部を退学
1828	アニング、英国初のプロダクティルス化石発見	ケンブリッジ大学学芸学部に入学
1829	ブロンニャール、ジュラ系を提唱	
1830	ライエル「地質学原理」第Ｉ巻を出版	
1831	スミス、Wollaston medal の最初の受賞者となる	セジウィックと北部ウェールズを地質調査．ビーグル号出航
1832	ライエル「地質学原理」第Ⅱ巻を出版	
1833	ライエル「地質学原理」第Ⅲ巻を出版	
1834	アルベルティ、三畳系を提唱	
1835	マーチソン、シルル系を提唱	
1836	セジウィック、カンブリア系を提唱	ビーグル号ファルマス港に到着
1839	マーチソンとセジウィック、デボン系提唱	グレン・ロイに関する論文発表 「ビーグル号航海記」初版出版
1841	マーチソンらによるロシア遠征調査が行われ、ペルム系が提唱された	
1842		「サンゴ礁の構造と分布」出版
1844		「火山島の地質学的観察」出版
1845		「ビーグル号航海記」第２版出版
1846		「南アメリカの地質学的観察」出版

(2009) ではフォークランド諸島の調査に関する記述の中で、「腕足類と二枚貝を含んでいる」と書いているが、ダーウィンのノートブックには二枚貝を採取した記録はないので、これも誤りとなる。

Herbert (2005) では“種の鎖”に関する記述の中で、フォークランド諸島でダーウィンが採取した化石に言及している。ダーウィンの帰国後（1836年)、マーチソンはフォークランド諸島産の化石の産出層準を、彼自身が提唱したばかりのシルル系の下部に位置づけた。つまり、フォークランドで採取した時にはシルル系産と判断できなかったはずで、時系列的に矛盾していることが明らかである。

しかしマーチソン自身は、フォークランド諸島産の腕足類化石の時代判定の初期の判断に疑問を持ち、その後、上部シルル系～デボン系の可能性ありとした (Herbert, 2005)。その腕足類化石はMorris and Sharpeにより1846年の論文ではデボン紀とされた（Chancellor and Wyhe, 2009)。つまりビーグル号航海時にはシルル紀産と判断できなかったことと、デボン系の地質系統名は1839年に識別されたので、その事実を踏まえれば、自伝執筆時には地質学的な新知見をふまえると化石はデボン紀と記述すべきだったことになる。

ちなみにHerbert（2005）に掲載された、ダーウィンの直筆になる色分けされた南米大陸南部の地質図をみると、フォークランド諸島は「花崗岩、片麻岩、雲母、石英岩そして粘板岩」分布域として塗色されている（Herbert, 2005)。

Ⅴ．おわりに

８月上旬に実施されたセジウィック指導による地質調査は、ダーウィンは一週間とたたないうちに離脱している。またとない機会を十分に生かさないことや、友人との遊びを優先する若者らしい振舞いは第三者からみると不可解だが、自伝では、地質学への関心がそれほど高くなかったことを正直に述べている。それにしても地質学史的にさかのぼって判断すると、未知の下部古生界層序の探索に関わっていたという巡りあわせに熱中せず、斉一説・激変説論争へも積極的に関わらなかった傍観者的処世はダーウィンらしい性格なのかもしれない。

ビーグル号航海記の現地観察の記述には、日付が記されて現地で観察がなされた時期の明らかな記述のものと、複数回にわたって訪れた際のものを、後にまとめて書いたものを日付入り文の間に挿入した形で表現することがある。したがって観察や採取等の時期の認定については注意が必要で、ノートブックや書簡などの期日の明らかな資料から逐次確認することが大事である。

「ビーグル号航海記」には、フォークランド諸島にて地質調査を行った際に化石を採集した記述がある。過去のその時点ではまだ認知されていない地質時代名を用いて既知であったかのような調査経過を記述するなど、事実誤認の情報をもたらしている。「ビーグル号航海記」でのこのような不都合な記述は、その後の地学史研究者もそのまま引用するために、研究史的には事実誤認を重ねることとなる。ダーウィンに関する研究は、書簡類や調査ノートなどのオリジナルデータが以前に比べてよりアクセスしやすくなってきているからこそ、文献学的に慎重に読み進め考察することが大事である。なおダーウィンの活躍していた時代の在野の化石採集家、メアリー・アニングの伝記を著した吉川・矢島 (2003) では、セジウィックの教授職就任を1820年としているが、松永 (2009) やRudwick (1985) では1818年となっている。その時期によってはコニベアから指導を受けた年とも矛盾してくるので、年譜を考察するには年代を慎重に確認することがそこでも大事である。

文献

荒俣　宏（1982）大博物学時代．359pp.，工作舎
Gordon Chancellor and John van Wyhe,（2009）Charles Darwin's Notebooks from the Voyage of the Beagle. Cambridge Univ. Press, 615pp.
チャールズ・R・ダーウィン（荒俣　宏　訳，2013）新訳ビーグル号航海記 上・下．平凡社，507+526pp.
A. デズモンド・J. ムーア（渡辺政隆　訳，1999）ダーウィン．工作舎，1042pp.
ガブリエル・ゴオー（菅谷　暁　訳，1997）地質学の歴史．みすず書房，330pp.+xxxvi.
Sandra Herbert（2005）Charles Darwin, geologist. Cornell University Press, 485pp.
Gradstein, F.M., Ogg, J.G.,Smith, A.G., 2004, A Geologic Time Scale 2004. Cambridge University Press, Cambridge, 589pp.
Institute of Geological Sciences（1979）Geological Map of the United Kingdom South（Geological Survey Ten Mile Map, South Sheet）.
鎌田耕太郎（2014）C.ダーウィン1831年8月の地質調査．弘前大学教育学部紀要，No.112, 49–55.
松永俊男（2005）ダーウィン前夜の進化論争．名古屋大学出版会，255pp.+25.
松永俊男（2009）チャールズ・ダーウィンの生涯．朝日新聞出版，321pp.+x.
都城秋穂（1998）科学革命とは何か．岩波書店，331pp.+16pp.
沼田　真（1994）自然保護という思想．212pp.，岩波書店
J. G. オッグ・G. M. オッグ・F. M. グラッドシュタイン（鈴木寿志　訳，2012）要説地質年代．京都大学学術出版会，184pp.
Rudwick, Martin J. S.（1985）The Great Devonian Controversy. The University of Chicago Press, 494pp.
マーティン・J・S・ラドウィック（菅谷　暁・風間　敏訳，2013）化石の意味．みすず書房，334pp.
八杉竜一　1950　ダーウィンの生涯．岩波新書41，岩波書店，252pp.
ノラ・バーロウ編（八杉龍一・江上生子　訳，1972）ダーウィン自伝．筑摩書房，264pp.
吉川惣司・矢島道子（2003）メアリー・アニングの冒険．朝日新聞社，339pp.+4+v.
ジョーゼフ・T. シップリー（梅田　修・眞方忠道・穴吹章子訳，2009）シップリー英語語源辞典．大修館書店，766pp.

研　究　ノ　ー　ト

地域における子どもの放課後の居場所づくりに関する基礎調査Ⅰ
―神奈川県における全県調査結果をもとに―

猿　渡　智　衛※

要旨：

我が国ではこれまで学校週５日制のもとで、放課後の子どもの居場所となる受け皿が地域に強く求められてきた。現在、ゆとり教育路線からの転換によって、学校教育の在り方が見直されているわけであるが、同時に子どもの社会教育においてもその充実が図られており、地域における子どもの居場所づくりは重要なテーマの一つとなっている。国の政策としては、2007年に放課後子どもプランが策定され、全国で放課後子ども教室事業が展開されているわけであるが、現状としてはその広がりが限定的であることが課題の一つとなっている。その要因としては、受け皿となる地域社会の問題や保護者の意識など、様々であるが、対象となる現代の子どもの生活スタイルやニーズに合致していないということも指摘されている。

本稿は、これらに関して、筆者が神奈川県の生涯学習審議委員として調査を担当した全県規模での子どもの放課後の意識・実態調査の結果をもとに、分析を加えたものである。神奈川県は地域によって自然環境や社会環境に大きな違いがあるが、それぞれの地域における現代の子どもの放課後の過ごし方についての現状と意識とが明らかになった。

キーワード：放課後、居場所、地域

Basic investigation the project of “children’s place-making” in region Ⅰ: Based on the whole prefecture investigation in Kanagawa Prefecture

Tomoe SARUWATARI

Abstract:

In Japan, it was a problem in our country to make “children’s place” after school in the region. A “children’s place-making” plan after school was settled on in 2007 as a national policy. And “HOUKAGO-KODOMO-KYOUSHITSU” policy was developed at a various part of Japan. But now, the policy is not very popular. The reason is that there is a problem related to regional and parents. The primary reason is, the policy is that it does not match the lifestyle and needs of the modern child. I investigated how of the child who lived in Kanagawa Prefecture to spend after school. This paper is based on the results of the survey conducted in all the municipalities, Kanagawa

※　さるわたりともえ　　横浜市立永谷小学校　教諭
平成24年3月　博士（学術）取得（弘前大学大学院地域社会研究科）
第10・11期　神奈川県生涯学習審議会　専門部会委員・審議委員

Prefecture, it is one that plus my analysis. Kanagawa Prefecture there is a large difference in the natural environment and social environment by region. In this investigation, consideration and the current state in various places to how of a modern child to spend after school were clarified.

Keywords: after school, place-making, region

１．放課後の子どもの居場所づくりが求められる背景と国の政策動向

(1) 子どもの居場所づくりをめぐる経緯

本稿のように、地域における子どもの活動場所や居場所を論じる際は、しばしば「居場所論」が取り上げられる。この中で居場所とは、直接的には子どもが育成される場、すなわちハード面として場所を意味しているわけであるか、同時に単純な場としてだけではなく、子どもにとってどういった場なのか、そうした質的な問題について問われている。

社会教育分野において、居場所づくりがテーマとなった背景には、子どもの集団離れという本質的な変化が一因として挙げられており、例えば田中は今日、「集団指導施設から居場所空間の確保」へと社会教育に求められる役割が変化していると論じている。具体的には子ども会やボーイ・スカウトなどの青少年団体への参加数や、児童館や青少年教育施設の利用者数が1980年代をピークに会員数を減らしていることや、公園で子どもだけで遊ぶ姿が見られなくなったことについて、子どもの「集団離れ」の現象として指摘しているのであり[1)]、この原因について萩原は、親が子どもを思うままに「加工しようとする意思」が1950年代の「心理学ママ」、1960年代の「教育ママ」を経て、1980年代頃に「パーフェクト・ペアラント」を生み出すに至り、その後子どもが「親の加工意思」や「教育的まなざし」からすり抜けようとした結果であると論じている[2)]。さらに筒井は、1970年代以降のメディア機器の普及もこの集団離れ現象に拍車をかけていると指摘する[3)]。今日におけるインターネット環境の充実やテレビゲーム機・パーソナルゲーム機の普及は、子どもの他者との「仮想現実」におけるバーチャルな交流を促進する一方で、実社会におけるリアルな交流を妨げる要因ともなっていると言うのである。こうした集団離れや現実社会における人とのつながりの希薄化が、居場所の喪失感につながっており、こうした現状を受け、子どもの生活の大半を占める学校のあり方だけでなく、児童館や青少年教育施設のあり方やプレーパークや子ども会などの活動のあり方など、広く社会教育分野における居場所づくりが今日、議論されているわけである[4)]。

(2) 国の政策動向

子どもの居場所づくりに関する国の政策はどのような変遷をたどってきたのだろうか。2006年に改正された教育基本法に基づいて、2008年に初めて策定された教育振興基本計画では、放課後や週末の子どもたちの体験･交流活動等の場づくりや、自然体験活動や集団宿泊体験をはじめとした、様々な体験活動を推進する施策が示されている。さらに、2013年に閣議決定した第２期教育振興基本計画においても、「社会を生き抜く力の養成」をはじめとした、生涯の各段階を貫く教育行政の基本的方向性が新たに設定され、学校教育外においても、体験活動が得られるような機会や仕組みを意識的に設ける必要があることが明記された。そして、保護者と地域住民の参画による子どもの学びを支援するための体制をすべての学校区に構築することが示され、これを受けて、中央教育審議会生涯学習分科会の下に、放課後及び土曜日の教育支援体制や活動の在り方について検討を行うワーキンググループが設置され、検討が行われている。

具体的に子どもの放課後の居場所づくり政策として国が打ち出したものとしては、2004年度に青少年の問題行動の深刻化や、家庭や地域における教育力の低下などの緊急的な課題に対応するために

創設した「地域子ども教室推進事業」がまず挙げられる[5)]。さらに2007年度からはこの事業を受ける形で「放課後子ども教室推進事業」として実施され、現在に至っている。放課後子ども教室は、放課後や週末などに地域住民の協力を得て、小学校の余裕教室などを活用した子どもたちの安全な活動場所・居場所を確保し、学習やスポーツ・文化活動などの様々な体験活動や、地域住民との交流活動などを支援する取組みである。事業の主な実施主体は市町村であり、国は各地域の取組みに対して予算補助を行ってきた。2013年度には、全国1,090市町村の10,376か所で実施されており、全公立小学校区のうち約半数で実施されている。また同時に、「放課後子どもプラン」として、厚生労働省が留守家庭児童を対象として実施している「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ・学童保育）」と連携して、総合的な放課後対策をも推進している。

表１　近年における子どもの社会教育に関する生涯学習政策

生涯教育論・政策の推移 （理念・政策提言等）	現場実践の推移 （具体的取り組み）
1984　臨時教育審議会答申 -87　生涯学習支援 生涯学習体系への移行 1989　中教審答申「生涯学習の基盤整備について」 1992　生涯審答申「青少年の学校外活動の充実」	1987　教育改革推進大綱の制定 1988　生涯学習局の設置 生涯学習審議会の設置
1996　生涯審答申「地域における生涯学習機会の充実方策について」 【学社融合】	
1999　生涯審答申「生涯学習の成果を生かすための方策について」 生涯審答申「生活体験・自然体験が日本の子どもの心をはぐくむ」 2000　生涯審答申「社会の変化に対応した今後の社会教育行政の在り方について」 2002　中教審答申「青少年の奉仕活動・体験活動の推進方策等について」 2003　中教審答申「新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興計画の在り方について」	1999　全国子どもプラン （緊急三カ年戦略） 2001　文部科学省が発足。生涯学習政策局が筆頭局となる。 社会教育法の一部改正 21世紀教育新生プラン 2002　文部科学省　新子どもプラン
2004　中教審生涯学習分科会「今後の生涯学習の振興方策について」 家庭・地域の教育力の向上 生涯学習を推進する人材の育成及び確保の在り方 2007　中教審生涯学習分科会「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について」	2004　地域づくり支援室設置 子どもの居場所づくり新プラン （地域子ども教室推進事業） 2005　地域教育力再生プラン 2007　放課後子どもプラン （放課後子ども教室）

（出典：井上講四「生涯教育政策・研究の今日的状況とその諸相」2007年をもとに筆者が一部加筆・修正）

(3) 神奈川県の概要と施策動向

前述のように現在実施されている国による放課後子ども教室の前身である地域子ども教室推進事業は2004年度から展開されてきたわけであるが、政令市においては既に1990年代からそのモデルとなる「全児童を対象とした放課後児童育成施策」がいち早く展開されてきていた。特に神奈川県においては、1993年に横浜市が大阪市に次いで全国で２番目となる「はまっ子ふれあいスクール」事業が、2000年には川崎市でも「わくわくプラザ」事業が展開されてきた。このように神奈川県は行政主導による子どもの居場所づくり事業の先進地ともいえるわけである。そして、その後の放課後子ども教室の全国展開を受け、県域全体で居場所づくりが展開されるよう、県は市町村が設置運営する放課後子ども教室及び放課後児童クラブへの助成を行っている。2012年度では、21市町村78教室の放課後子ども教室推進事業と、26市町村の放課後児童健全育成事業に対して補助を行っている[6)]。

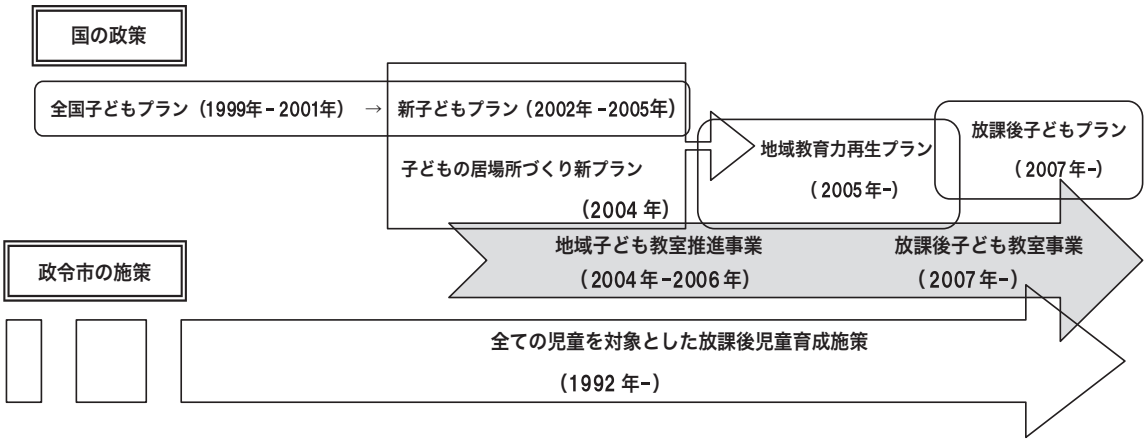

（文部科学省の一連の政策に関する資料をもとに筆者が作成）

図１　地域子ども教室推進事業の展開にいたる政策の推移

横浜市と川崎市には、安全・安心な遊び場の減少や地域コミュニティの低下、ゲーム遊びに代表される子どもの遊びの変化など、都市部特有の共通した問題が存在しており、それらが事業を実施する主目的であった。しかしながら、現状においてはそうした問題は政令市特有の問題ではないという見方が主流である。そのため、本県のみならず、全国の都道府県において、都市部だけでなく、地方においても実施されているわけである。本稿においても全県規模で調査を行うことで、都市部と地方との相違点も明らかとなってくるのではないかと考えている。

さて、ここで調査を実施した神奈川県の概要について簡単ではあるが取り上げておく。神奈川県は政令市が３市と全国で最も多く、人口も東京都に次ぐ約910万人となっている。地域別にみると、県東部の横浜市・川崎市は東京都のベットタウンとして人口も増え続けており、都市化が進んでいる。また東京湾に面した京浜工業地帯の一角を形成しており、工業化も同様に進んでいる。他方、県西部は緑豊かな丹沢山地から足柄山地、箱根山が連なっており、酒匂川が流れる足柄平野には小田原城の城下町・小田原市が開けている。県中央部は新たに政令市となった相模原市を中心に、海老名市などの平野部では都市化･工業化が近年、進んでいる。県南東部は、海沿いに茅ヶ崎市、藤沢市が開けており、鎌倉幕府が置かれた鎌倉市から、明治以来の軍港都市・横須賀市がある三浦半島にかけて、三浦丘陵が連なっている。このように横浜市や川崎市のような政令市の印象が強い感が神奈川県にはあるが、県全体で捉えると、地域色が非常に豊かであることがわかるだろう。

表2　神奈川県内の市町村と人口、地域の特徴

地域	市町村名	人口（2015年９月時点）	地域の特徴	地域	市町村名	人口（2015年９月時点）	地域の特徴
政令市	**横浜市**	**3,719,589**	都市部･沿岸部･内陸部	中	平塚市	**256,347**	都市部
	川崎市	**1,473,658**			大磯町	**32,434**	沿岸部
	相模原市	**723,884**			二宮町	**28,479**	
湘南三浦	横須賀市	**404,293**	都市部		秦野市	**168,072**	山間部
	藤沢市	**422,305**			伊勢原市	**101,439**	
	茅ヶ崎市	**238,629**		足柄上	中井町	**9,687**	内陸部
	鎌倉市	**173,000**	沿岸部		大井町	**17,189**	
	逗子市	**57,590**			松田町	**11,233**	
	三浦市	**45,154**			開成町	**17,079**	
	葉山町	**32,385**			南足柄市	**43,159**	山間部
	寒川町	**47,687**	内陸部		山北町	**10,785**	
県央	厚木市	**225,331**	都市部	足柄下	小田原市	**194,190**	都市部
	大和市	**233,280**			真鶴町	**7,440**	沿岸部
	海老名市	**129,797**	内陸部		湯河原町	**25,399**	
	座間市	**129,060**			箱根町	**12,835**	山間部
	綾瀬市	**83,837**		合計		**9,118,562**	
	愛川町	**40,098**	山間部				
	清川村	**3,218**					

（出典：神奈川県人口統計調査結果　http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f10748/）

２．調査の概要

(1) 調査の目的と意義

本調査は第11期 神奈川県生涯学習審議会の諮問事項である『「体験活動を重視した放課後の子どもの居場所づくり」のための、社会教育施設等地域の教育資源の活用について』に基づいて、県内の子どもの放課後の過ごし方の現状やニーズ、現代の子どもを取り巻く環境などについて明らかにすることを目的として、筆者が調査代表となり実施した。本稿ではこうして得られたデータを基に、新たな分析の視点を設定し、クロス集計や地域別集計を行った。特に、調査結果を政令市と都市部、内陸部、沿岸部、山間部という５つの地域エリアに分けて集計し直したことは、県内の調査でも初の試みであると思われる。これにより、より地域の特性に合わせた分析が可能となると考えられる。例えば、人口規模が大きく、都市化が最も進んだ政令市の子どもの生活と、川や山などの自然環境豊かな地域で育っている子どもとの生活を比較することができるわけである。

さらに、本稿では地域による子どもの放課後の生活に対する意識の違いや、放課後の過ごし方に満足していない子どもの実態を明らかにすることも試みた。これにより、今後の居場所づくり政策の展開に当たって、参考となるデータを提供することにつながるのではないかと考えている。

(2) 調査対象

調査は県内全33市町村を対象とし、自治体内の学校数に基づいて対象校の校数を設定した。調査対象者である子どもについては、調査校に在籍するすべての学年で１学級ずつ抽出し、質問紙による調査を担任教諭のもとで行った。回収数は表３の通りである。

表3　回収数

			横浜	川崎	相模原	横須賀	湘南三浦	県央	中	足柄上	足柄下	合計
子ども	1年	男	292	144	79	63	108	113	82	44	54	979
		女	269	146	75	56	126	134	81	32	64	983
	2年	男	280	151	75	71	126	131	98	50	61	1043
		女	289	134	74	50	114	116	84	31	43	935
	3年	男	305	165	81	81	128	143	89	44	62	1098
		女	305	155	89	63	112	130	70	46	46	1016
	4年	男	318	170	83	73	126	143	87	40	61	1101
		女	339	153	83	57	126	138	79	40	49	1064
	5年	男	306	177	86	63	138	154	99	56	54	1133
		女	285	151	85	53	133	140	80	47	50	1024
	6年	男	312	159	84	66	126	155	101	49	62	1114
		女	300	149	98	59	123	142	79	41	60	1051
	合計	男	1813	966	488	417	752	839	556	283	354	6468
		女	1787	888	504	338	734	800	473	237	312	6073
		全体	**3600**	**1854**	**992**	**755**	**1486**	**1639**	**1029**	**520**	**666**	**12541**

さて、放課後の子どもの居場所と言えば、前述のように文部科学省が所管する新政策の放課後子ども教室とともに、厚生労働省が所管する放課後児童健全育成事業（いわゆる放課後児童クラブや学童保育クラブ）が挙げられる。両事業について県内の自治体の設置率を見てみると、放課後児童健全育成事業は歴史も古く、神奈川県内においてもほぼすべての自治体で小学校区に１か所以上設置されていることがわかる。それに対して、放課後子どもクラブの設置率は自治体内で大きな違いが見られている。国による全国展開よりも先行していた横浜市と川崎市は100%となっているが、その他では逗子市、寒川町、綾瀬市、愛川町、大磯町、真鶴町とわずか２市４町に留まっており、特に都市部とされる相模原市、横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市、厚木市、大和市、平塚市、そして小田原市という横浜市と川崎市を除くすべての市での設置率は低く、１割未満の自治体も少なくない。国による放課後子どもプランの策定から６年が経過しているものの、未だ幅広く普及しているとは言えない現状であることがわかる。なお、自治体における事業担当者と保護者への調査結果と考察については、基礎調査Ⅱにおいて後日発表する予定である。

表4　神奈川県の全市町村における小学校・放課後子ども教室・放課後児童クラブ数

地域	市町村名	小学校数（特別支援学校や分校を含む）	放課後子ども教室数	小学校数に対する子ども教室の設置割合	放課後児童クラブ数	小学校数に対する児童クラブの設置割合	調査実施校数
政令市	**横浜市**	349	349	100%	284	81%	20
	川崎市	113	113	100%	128	113%	10
	相模原市	72	12	17%	104	144%	5
湘南三浦	横須賀市	47	5	11%	54	115%	4
	藤沢市	35	2	6%	45	129%	9
	茅ヶ崎市	19	15	79%	24	126%	
	鎌倉市	16	1	6%	16	100%	
	逗子市	5	5	100%	6	120%	
	三浦市	8	0	0%	4	50%	
	葉山町	4	0	0%	6	150%	
	寒川町	5	5	100%	5	100%	
県央	厚木市	23	1	4%	35	152%	9
	大和市	19	8	42%	20	105%	
	海老名市	13	12	92%	21	162%	
	座間市	11	0	0%	13	118%	
	綾瀬市	10	10	100%	12	120%	
	愛川町	6	6	100%	6	100%	
	清川村	2	1	50%	1	50%	
中	平塚市	28	1	4%	35	125%	6
	大磯町	2	2	100%	2	100%	
	二宮町	3	1	33%	3	100%	
	秦野市	13	1	8%	23	177%	
	伊勢原市	10	0	0%	15	150%	
足柄上	中井町	2	0	0%	2	100%	3
	大井町	3	0	0%	2	67%	
	松田町	2	0	0%	2	100%	
	開成町	2	1	50%	2	100%	
	南足柄市	6	2	33%	8	133%	
	山北町	3	1	33%	2	67%	
足柄下	小田原市	25	1	4%	32	128%	5
	真鶴町	1	1	100%	1	100%	
	湯河原町	3	1	33%	3	100%	
	箱根町	3	0	0%	3	100%	
合計		863	557		919		71

（出典：神奈川県教育委員会生涯学習課『神奈川県における放課後の子どもの居場所づくりに向けた実態調査 研究調査報告書』）

(3) 調査方法

調査は質問紙を筆者が小学１～３年生用と小学４～６年生用に分けて作成し、2013年２月に実施した。質問項目は次の通りである。

- 問１～３（学年・性別・地域に関する設問）
- 問４～９（放課後の実態に関する設問）
- 問８～10（探られるべき課題に関する設問）
- 問11～14（子どもと社会教育施設とのつながりに関する設問）
- 問15～16（子どもと地域とのつながりに関する設問）
- 問17　　（子どもと家族とのつながりに関する設問）
- 問18　　（子どもと自然とのふれあいに関する設問）

なお、本稿においては、放課後の子どもの実態とニーズを明らかにする目的に従って、全ての調査結果を扱わず、関係する調査項目における結果のみを集計、分析したデータを扱うものとする。

３．神奈川県における子どもの放課後の生活実態

子どもの遊びや活動について論ずる際、しばしば「三間」の充実が指摘される。すなわち、活動する時間、居場所となる空間、そしてともに過ごす仲間である。脱ゆとり教育路線へと転換されて以来、しばしば子どもの多忙化が指摘されているわけであるが、本項ではそうした中で、子どもはどこで誰と過ごしているのか、そしてその受け皿としての機能が期待されている地域とはどの程度関わっているのか、その現状を概観していきたい。

(1) 子どもが放課後に過ごす場所

まず、現代の子どもが過ごしている場所である。表５を見てみると、平日の放課後によく過ごす場所として最も多く選択されたのは「自分の家」であり、およそ８割に上っていた。次いで「塾や習い事」が45%程度であり、このことからも前述のように多忙化する現代の子ども像が見えてくるだろう。対して「公園、空き地、広場など」は沿岸部や山間部といった比較的自然環境の整っていると思われる地域が25%前後であるのに対して、横浜や川崎、相模原といった政令市では45%程度を占めている。これは公園の整備が進んでいることもある一方で、遊び方の調査からは、従来のような体を使った遊びではなく、携帯型ゲーム機やカードゲームを使って公園で遊ぶ子が多いということも同時に分かっている。

また、国が推し進めている「放課後子ども教室の活動場所」は低学年では６％であったが、高学年はわずか２％にとどまり、特に、全国に先立って事業を展開してきた横浜や川崎においても、その選択率が５％程度と低いことは、現状において、事業が多くの子どもの居場所とはなりえていないという実態が今回、明らかとなったと言えるだろう。同様に「公民館や地区センター、児童館など」の従来の子どもを対象とした施設を選択した子どもの割合もわずか５％程度となっていたが、厚木市を中心として古くから児童館が地域に根付いた市町村では、12%を占めていることも分かっている。

今回の調査では「自分の家」や「友だちの家」といった屋内が多くの子どもが放課後に過ごす場所となっていることが分かったわけであるが、これに関して、文部科学省が2005年度に実施した全国調査[7)]においても、同様の結果が得られている。

表5　放課後に子どもがよく過ごす場所（よく過ごす場所３か所まで選択）

	政令市		都市部		内陸部		沿岸部		山間部	
	低学年	高学年	低学年	高学年	低学年	高学年	低学年	高学年	低学年	高学年
自分の家	76%	75%	75%	80%	82%	78%	82%	86%	80%	87%
友だちの家	33%	38%	37%	42%	36%	42%	45%	47%	37%	47%
塾 や習い事	48%	49%	43%	48%	42%	45%	39%	45%	37%	37%
学校の校庭や体育館	6%	12%	13%	21%	9%	17%	17%	23%	9%	14%
放課後子ども教室の活動場所	6%	1%	7%	5%	6%	2%	8%	1%	10%	4%
学童（放課後児童クラブ）の活動場所	14%	3%	12%	3%	12%	2%	14%	3%	17%	2%
公園、空き地、広場など	43%	51%	33%	36%	34%	46%	21%	25%	22%	32%
公民館や地区センター、児童館など	2%	6%	5%	6%	3%	7%	3%	4%	6%	3%
図書館、博物館、美術館など	2%	2%	3%	2%	2%	2%	2%	3%	5%	2%
スーパーやコンビニエンスストア	5%	5%	5%	7%	8%	10%	6%	4%	8%	6%
その他	6%	4%	7%	6%	3%	4%	5%	5%	4%	7%

(2) 公民館などの社会教育施設や、児童館の放課後の利用

1946年の「公民館の設置運営について」の通牒が文部次官により発せられ、住民の要望に応じて公民館が設置され始めることで、戦後のわが国の社会教育事業は本格的なスタートを切るわけであり、公民館は社会教育の中心的施設として位置付けられてきた。子どもの社会教育においても同様であり、子ども会の活動拠点としても地域の社会教育を一身に担ってきたわけである。しかし、近年の少子化や核家族化、都市化などの社会の変化や、子どものライフスタイルや遊びの変化を受け、公民館にはかつてのように子どもが集まらなくなってしまったという現状であることがしばしば指摘されている。これにより、公民館においても子どものための講座・学級の数は全体のわずか13.5%にすぎず、子どものための社会教育の機能は縮小されているようである。また、「子ども会」への加入率が全国的に低下したことも、公民館の利用の減少に大きく影響しているようである。大都市では既に軒並み30%を下回っており、横浜市においても1990年代は５割程度を占めていた加入率がいまや２割程度となっている。

一方、児童館は児童福祉法第40条の児童厚生施設として位置づけられた厚生労働省所管の施設であり、「児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする施設」と定義されている。すなわち、子どもを主な対象として設置された、国による全国規模での子どもの居場所整備事業というわけである。児童館は1970年代以降の東京都下の施設拡充が契機となって全国的な広がりを見せたが、現在は地域格差が指摘されており、保育所や学童保育クラブの代替施設として位置づけられていたり、「委託」方式により運営が任せられたりしている自治体も少なくないようである。神奈川県においても、厚木市など県央地域では盛んであるが、横浜市には児童館にあたる施設すらないというのが現状である。

さて、前述のように今回の調査においても、子どもが放課後によく過ごす場所としては、残念ながら公民館や地区センターといった既存の社会教育施設や児童館のような子どもを対象とした施設はあまり選択されていなかったわけであるが、そもそも現代の子どもはこれら行政が主導して設置してきた施設をどの程度利用しているのか、もしくは施設の存在自体を認識しているのかについて調査した結果が表６である。

表6　放課後に公民館や地区センターなどの社会教育施設を利用する頻度

	政令市		都市部		内陸部		沿岸部		山間部	
	低学年	高学年	低学年	高学年	低学年	高学年	低学年	高学年	低学年	高学年
毎週、行く。	6%	6%	6%	5%	9%	9%	4%	5%	12%	9%
毎月、行く。	7%	8%	8%	6%	5%	9%	6%	6%	8%	8%
イベントや行事の時に行く。	15%	17%	22%	32%	11%	26%	17%	22%	29%	33%
行ったことがある。	37%	49%	37%	41%	38%	45%	37%	40%	31%	39%
行ったことがない。	21%	12%	17%	11%	22%	9%	18%	16%	14%	6%
近くにあるのかわからない。	14%	7%	10%	4%	15%	3%	16%	12%	6%	4%

公民館などの社会教育施設に関しては、「毎週、行く」と「毎月、行く」と回答した定期的な利用をしている子どもの割合は、高学年・低学年ともに14%にとどまっていた。これに「イベントや行事の時に行く」を加えても35%前後であり、子どもの多くは公民館などの社会教育施設をほとんど利用していないという現状が明らかとなった。「行ったことがない」という子どもも２割程度を占め、さらに「近くにあるのか分からない」という子どもも１割程度を占めている。この傾向については地域

による大きな変化は見られず、県内で共通していることも特徴的である。

児童館についてはどうであろうか。児童館などの子ども向けの施設に「毎週、行く」と「毎月、行く」と回答した定期的な利用をしている子どもの割合は、高学年・低学年ともに１割前後にとどまった。これに「イベントや行事の時に行く」を加えても、２割程度であり、公民館などの社会教育施設よりも利用頻度は低いことが明らかとなった。「行ったことがない」という回答も２割程度を占めている。特徴的なことは、高学年だけでなく、低学年の子どももほとんど利用していないということである。児童館は児童福祉法第39条による「遊びの指導は児童の自主性、社会性、及び創造性を高め、もって地域における健全育成活動の助長を図るようこれを行うものとする」という主旨のもと、子どもの自主性が重んじられた、いわば子どもを中心に据えた「遊びと文化の拠点」として設置された施設である。公民館とは異なり、活動プログラムもない、自由な遊びの空間さえも、現代の多くの子どもにとって身近な空間、居場所とはなりえていないという事実は、行政主導による居場所づくりの難しさを物語っていると言えるのではないだろうか。

表7　放課後に児童館などの子ども向けの施設を利用する頻度

	政令市		都市部		内陸部		沿岸部		山間部	
	低学年	高学年	低学年	高学年	低学年	高学年	低学年	高学年	低学年	高学年
毎週、行く。	7%	3%	6%	4%	5%	1%	5%	3%	8%	3%
毎月、行く。	6%	6%	5%	5%	4%	4%	5%	2%	7%	5%
イベントや行事の時に行く。	10%	9%	9%	13%	5%	8%	11%	11%	15%	18%
行ったことがある。	37%	51%	33%	47%	23%	39%	36%	40%	37%	46%
行ったことがない。	23%	19%	24%	21%	38%	25%	23%	28%	19%	19%
近くにあるのかわからない。	18%	11%	22%	9%	24%	23%	20%	15%	15%	8%

(3) 子どもが放課後に過ごす人

本来、子どもは学校外においても、放課後の遊びなどを通して、人間関係を作る力や、集団のルールを守る心、忍耐力や責任感、積極的な意欲や自発性などを育ませていくものである。そのためには言うまでもなく、多様な他者との交流が不可欠である。しかし、現代の子どもの遊びは携帯型ゲームやインターネット、スマートフォンが主流となりつつあり、これにより交流する友だちも少規模かつ固定化され、さらにはバーチャル空間における交流に移項しているとさえ指摘されている。

表8　放課後に子どもが一緒に過ごすことが多い人数

	政令市		都市部		内陸部		沿岸部		山間部	
	低学年	高学年	低学年	高学年	低学年	高学年	低学年	高学年	低学年	高学年
1人	6%	10%	6%	9%	9%	10%	5%	12%	9%	14%
2～3人	54%	44%	53%	46%	56%	50%	56%	55%	49%	45%
4～6人	25%	32%	27%	33%	24%	32%	23%	27%	25%	32%
7～9人	4%	7%	4%	5%	3%	4%	4%	3%	5%	5%
10人以上	11%	7%	10%	6%	9%	4%	8%	3%	11%	4%

今回の調査においても、平日の放課後によく過ごす人数については、「２～３人」という選択肢が低学年・高学年ともに半数程度を占め、最も高い結果となった。対して、かつて見られたような10人以上大規模な人数で遊ぶという割合はわずか１割に留まっている。さらには、地域別に集計した結果では、地域間に大きな違いは見られておらず、横浜市や川崎市のような政令市や都市部だけでなく、内陸部や沿岸部、山間部においても、放課後の交流人数の小規模化が進んでいることがわかった。

表9　放課後に子どもが一緒に過ごすことが多い人の属性

	政令市		都市部		内陸部		沿岸部		山間部	
	低学年	高学年	低学年	高学年	低学年	高学年	低学年	高学年	低学年	高学年
1人で過ごす。	15%	21%	14%	21%	15%	20%	12%	25%	15%	28%
家の人	53%	47%	51%	49%	58%	51%	58%	56%	57%	57%
同じ学年の友だち	57%	75%	59%	75%	51%	73%	53%	72%	44%	59%
小学校のほかの学年の人	17%	12%	17%	14%	14%	12%	15%	11%	17%	13%
中学生、高校生、大学生	3%	2%	4%	2%	5%	4%	3%	2%	4%	4%
学童の指導員や公民館の人など	8%	2%	9%	1%	10%	1%	9%	3%	12%	2%
地域（近所）の人	3%	2%	6%	2%	6%	4%	3%	2%	4%	3%
その他	4%	4%	4%	4%	3%	5%	4%	3%	3%	4%

一緒に過ごす人の属性については、「同じ学年の友だち」が最も高く、低学年よりも高学年の結果の方が高いのも各地域で共通した特徴であった。対して「小学校のほかの学年の人」は15%程度であり、異学年交流をしている子どもも少なく、加えて、中学生や高校生、大学生、近所の大人など異年齢間での交流もしている子どももほとんどいないことがわかった。こうしたことから、現代の子どもは家庭や学校以外のコミュニティにおける異学年・異年齢交流が大変乏しいと言えることが明らかとなった。

(4) 子どもが放課後にしていること

神奈川県において、2006年に実施された小学生の校外での生活についての調査[8)]では、「スポーツや遊びで体を動かす」や「趣味や自分の好きなことをする」といった遊びに関する項目はいずれも30%台と低く、対して「テレビ・マンガ・ゲーム・インターネットをする」が第２位で40.5%、「塾や習い事へ通う」が45.8%と最も高い割合となっていた。このように塾や習い事によって、子どもの放課後の生活は多忙となり、時間に余裕も見られなくなっているのが現代の子ども事情とされている[9)]。

今回の調査では、子どもの自由な意思で行う活動を明らかとするため、塾や習い事に関する選択肢は除いたが、それでも「勉強をする」が高い割合を占めていた。また同様に「おしゃべりをする」も７割程度を占め、次いで「ゲーム機や、カードゲームで遊ぶ」と「ボール遊びやスポーツをする」が６割を占めている。「インターネットやメールを見る」については、高学年で30%程度、低学年でも15%程度を占めており、「その他」でもスマートフォンを使ってゲームをしたり、SNS（ソーシャルネットワーク）を使用したりするなどの「スマートフォン」に関する記述が非常に多く見られた。こうしたことから、現代の情報化社会が子どもの放課後の生活にも色濃く反映されていることがわかる。さらに、こうした傾向も最も情報化が進んでいると思われる政令市や都市部だけでなく、山間部や内陸部、沿岸部でも同様に見られていることから、住んでいる地域の特徴に影響されることなく、

子どもの情報化・バーチャル化の進展は全地域において進んできていることが今回の調査によって明らかとなった。

表10　放課後に子どもがすることの多い活動

	政令市		都市部		内陸部		沿岸部		山間部	
	低学年	高学年	低学年	高学年	低学年	高学年	低学年	高学年	低学年	高学年
勉強をする。	72%	55%	72%	52%	70%	55%	71%	48%	71%	58%
本やマンガを読む。	39%	52%	37%	52%	35%	52%	41%	57%	43%	54%
テレビやDVD(ビデオ)を見る。	55%	61%	56%	64%	60%	63%	58%	65%	58%	67%
音楽を聴いたり、楽器を演奏したりする。	19%	31%	26%	34%	26%	33%	22%	32%	24%	36%
ゲーム機や、カードゲームで遊ぶ。	61%	63%	65%	62%	66%	66%	62%	61%	59%	64%
インターネットやメールを見る。	13%	33%	19%	32%	19%	35%	13%	34%	16%	31%
おしゃべりをする。	70%	67%	72%	67%	74%	65%	70%	67%	68%	64%
お絵かき、あやとり、おりがみなどをする。	44%	18%	44%	19%	44%	18%	43%	23%	46%	23%
ボール遊びやスポーツをする。	55%	58%	60%	64%	55%	60%	54%	53%	60%	62%
鬼ごっこやかくれんぼなどをする。	46%	45%	48%	40%	41%	42%	40%	34%	41%	31%
すべり台やブランコなどの遊具で遊ぶ。	39%	30%	39%	20%	34%	25%	29%	20%	30%	19%
自分(たち)で考えた遊びをする。	56%	53%	63%	52%	59%	59%	58%	50%	60%	53%

(5) 子どもと地域とのつながり

我が国では、高度経済成長期以後、地縁的共同体験の機能が弱まってきており、子どもと地域とのつながりも希薄化の一途をたどってきた。この原因としては、急激な産業構造の変化や社会移動の激化、価値観の多様化がすすんだことや、情報化・都市化・商業化の進展によって、生活の地域性が薄まってきたこと、さらには地域規範や生活体験を集団活動として補完し増強する共同的な集団的活動を行う組織的な地域集団が空洞化してしまったことなどが挙げられる[10)]。これについて、松原は、居住区における地域集団と結びついた教育諸機能の活性化や統合を行うことこそが現代の子どもと地域のつながりの強化には必要であると述べており[11)]、門脇も地域の大人と子どもとが交流し、様々な共同体験ができる機会を多く設定することだとしている[12)]。そのため、地域コミュニティの再生を掲げ、全国各地で地域行事に力を入れたり、あいさつ運動や登下校の見守りを通して日常的に子どもと地域住民が関わりをもたせようとしたりする取り組みも近年、見られるようになってきている。

実際、子どもと地域とのつながりはどうなのだろうか。調査した結果が表11である。地域のお祭りなどの地域行事や清掃活動に参加する頻度について質問した結果では、低学年・高学年ともに類似した結果となった。「よく参加する」という回答の割合は30%程度、「時々、参加する」が40%程度であり、合わせると７割程度の子どもが地域行事や清掃活動などに参加すると答えている。また、地域によって若干の違いも見られており、「よく参加する」については、山間部では最も高い40%以上を占めており、他の地域よりも10%程度高い割合となっている。また、「地域の行事やボランティア活動があるのかわからない」についても他の地域よりも若干低い値となっており、子どもの地縁的な結びつきが山間部においては他の地域に比べて、若干強い傾向にあると言えるだろう。

表11　子どもが放課後に地域行事や地域のボランティア活動に参加する頻度

	政令市		都市部		内陸部		沿岸部		山間部	
	低学年	高学年	低学年	高学年	低学年	高学年	低学年	高学年	低学年	高学年
よく参加する。	35%	30%	33%	33%	28%	29%	33%	32%	41%	45%
時々、参加する。	35%	43%	35%	44%	34%	43%	35%	45%	32%	37%
あまり参加しない。	21%	22%	22%	19%	23%	24%	23%	18%	19%	15%
地域の行事やボランティア活動があるのかわからない。	10%	6%	11%	4%	16%	5%	7%	5%	7%	3%

近所の大人と挨拶をしたり、話をしたりするといった日常的な関わりについての頻度は、全ての地域において、低学年よりも高学年のほうが「する」と回答した割合が高い結果となった。

表12 子どもが地域住民とあいさつや会話を交わす頻度

	政令市		都市部		内陸部		沿岸部		山間部	
	低学年	高学年	低学年	高学年	低学年	高学年	低学年	高学年	低学年	高学年
よくする。	43%	47%	49%	50%	43%	48%	48%	52%	46%	57%
時々する。	43%	45%	38%	41%	41%	45%	38%	41%	38%	35%
あまりしない。	14%	8%	13%	8%	15%	7%	13%	6%	16%	7%

地域別に集計した結果では、前出の地域行事への参加の有無の結果と同様に、山間部で比較的高い値となっており、「よくする」という回答の高学年の結果に限っては、政令市の値よりも10%高い。しかしながら、「よくする」と「時々する」を加えた値で見てみると、県内のいずれの地域においても実に90%前後に上っており、こうしたことから、地域においてあいさつなどの日常的な交流をする子どもは未だ多いことが明らかとなった。

また、近所の人と挨拶や話をする頻度についての回答と、地域のおまつりなどの行事や、清掃などのボランティア活動への参加の頻度とをクロス集計した結果では、日頃から地域の大人と交流している子どもほど、地域の行事や活動にも参加する子どもが多い傾向にあることがわかった（図２参照）。

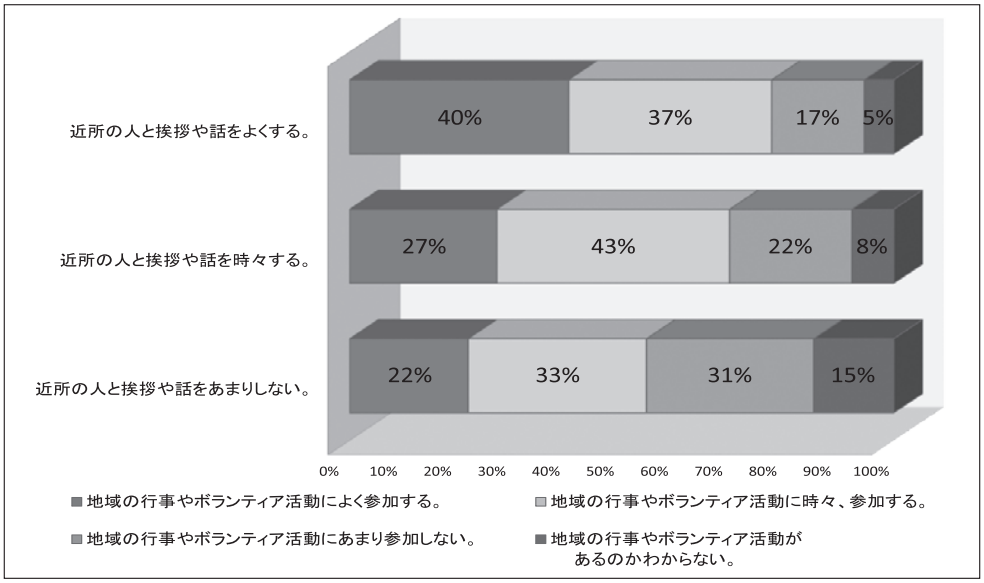

図2　子どもが地域行事などに参加する頻度とあいさつや会話をする頻度のクロス集計結果

さらに、現在、地域の行事やボランティア活動に参加していたり、地域の大人とのあいさつや話をするなどの日常的な交流をしていたりする子どもほど、放課後に地域の行事やボランティア活動に参加したいという前向きな考えをもっている割合が高いことが明らかとなった。

表13　子どもと地域との関わりの頻度と地域活動への参加の意思とのクロス集計結果

		近所の人と挨拶や話をするか			地域の行事やボランティア活動に参加するか			
		よくする	時々する	あまりしない	よくする	時々、参加する	あまり参加しない	あるのかわからない
放課後に地域の行事やボランティア活動などに参加したいと思うか	思う	39.5%	27.0%	17.2%	47.0%	29.3%	17.1%	19.1%
	思わない	60.5%	73.0%	82.8%	53.0%	70.7%	82.9%	80.9%

こうした結果から、日々、行われている子どもと地域の大人とのあいさつなどの何気ない交流は、地域コミュニティが崩壊する現代において、子どもと地域とを結びつける上で大きな可能性を持った大変重要な機会であるということが言えよう。

４．神奈川県における子どもの放課後の生活への意識

(1) 放課後が充実していない子どもの特徴

現代の子どもは、放課後の生活についてどのように感じているのだろうか。調査した結果が次の表14である。平日の放課後について、楽しいと感じるかどうかを三件法で質問した結果では、低学年・高学年ともに「とても楽しい」が最も高く割合を占め、７割近くに上っている。「まあまあ楽しい」を加えると、95%以上と非常に高い結果となっており、多くの子どもが放課後を楽しいと感じていることが分かる。地域別に集計した結果では、地域間で大きな違いはみられていない。

表14　放課後の生活に対する子どもの満足感

	政令市		都市部		内陸部		沿岸部		山間部	
	低学年	高学年	低学年	高学年	低学年	高学年	低学年	高学年	低学年	高学年
とても楽しい。	70%	66%	67%	66%	67%	63%	69%	62%	66%	62%
まあまあ楽しい。	26%	31%	28%	32%	29%	33%	28%	35%	29%	34%
あまり楽しくない。	3%	3%	5%	2%	5%	4%	2%	3%	4%	4%

さらに詳しく放課後の過ごし方について質問した結果では、「やりたいことができている」と回答した子どもの割合は70%前後であり、これについても地域による大きな違いはみられていない。

表15　放課後の生活に対して子どもが感じていること

	政令市		都市部		内陸部		沿岸部		山間部	
	低学年	高学年	低学年	高学年	低学年	高学年	低学年	高学年	低学年	高学年
やりたいことができている。	72%	69%	69%	69%	73%	64%	74%	72%	68%	67%
遊ぶ時間が少ない。	33%	45%	39%	55%	42%	55%	35%	46%	38%	49%
遊ぶ場所が少ない。	22%	24%	32%	27%	35%	28%	25%	27%	27%	30%
遊ぶ友だちが少ない。	22%	9%	22%	11%	32%	12%	21%	10%	25%	14%
遊ぶ道具が少ない。	20%	13%	25%	17%	27%	19%	21%	17%	24%	16%
やりたいことが見つからない。	20%	9%	23%	14%	33%	17%	22%	11%	24%	10%

他方で、課題については地域により、いくつかの違いがみられているが、特に特徴的なことは横浜と川崎、そして相模原の政令市に住む子どもの値が「遊ぶ時間が少ない」などの課題があると回答した子どもの割合が全体的に低いことである。都市別に調査した結果では、最も都市化の進んでいる横浜市の子どもの結果では５つの課題すべてが低いことも分かっている。すなわち、自然環境が豊かで、空き地や川、山といった遊び環境が比較的整っていると思われる山間部や内陸部の子どもであっても放課後の生活に課題意識を持つ子どもが少なくないということであり、「田舎の子は都会の子よりも豊かな自然の中でのびのびと暮らしている」といった従来のイメージは、現代の子どもにおいては必ずしも当てはまらないということを表していると言えるだろう。

前出の平日の放課後について「とても楽しい」「まあまあ楽しい」「楽しくない」のそれぞれの回答と、放課後によく過ごす人の人数について、クロス集計した結果では、「楽しくない」と回答した子どもの35.3%が「１人」で過ごすことが多いことが明らかとなった。これは「とても楽しい」群の子どもが5.7%、「まあまあ楽しい」群が12.2%であったことを考えると、非常に高いことが分かる。反対に中・大規模な交流については、「とても楽しい」群の値が大きく上回っていた（図３参照）。

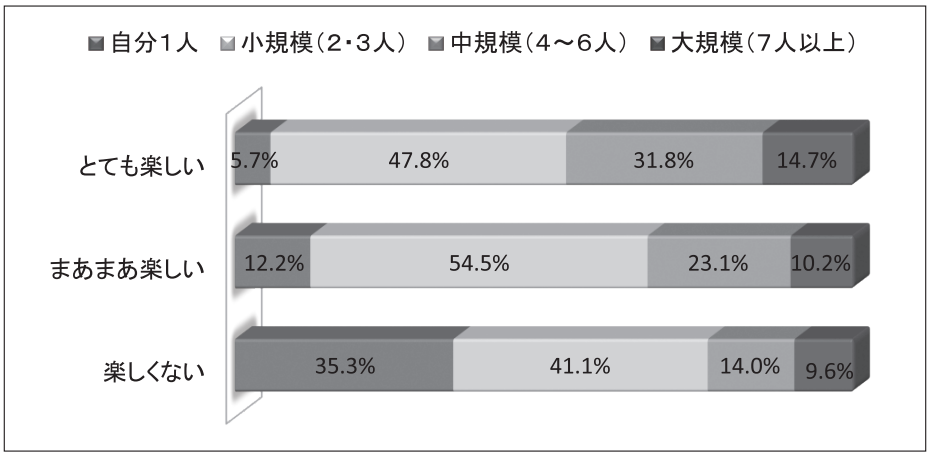

図3　放課後の生活に対する子どもの満足感と放課後の交流人数とのクロス集計結果

また、放課後に一緒に過ごす人の属性とのクロス集計においても「同じ学年の友だち」や「小学校のほかの学年の人」については、「とても楽しい」群の結果が最も高い結果となっており、特に「同じ学年の友だち」については、「楽しくない」群の値が35.3%にとどまっているのに対して、「とても楽しい」群では71.0%に上っていることが明らかとなった。

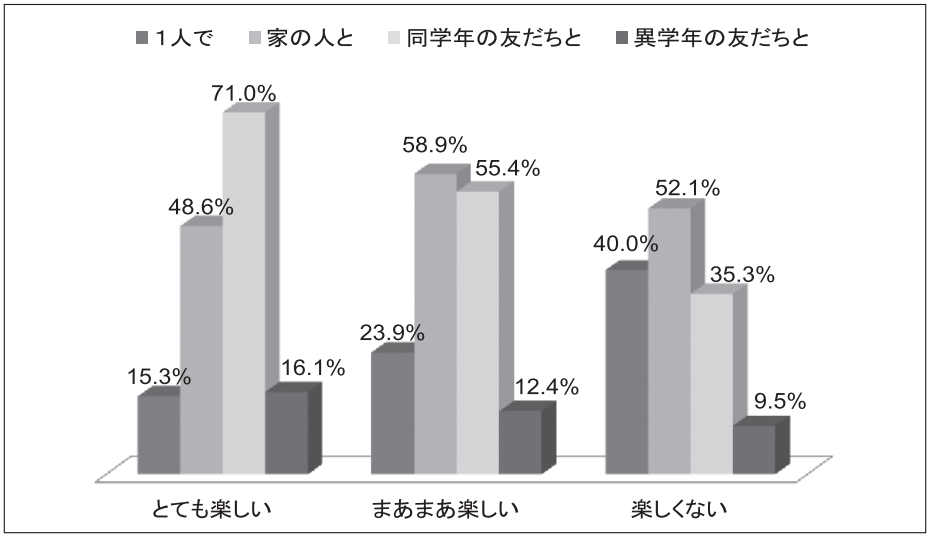

図4　放課後の生活に対する子どもの満足感と放課後に交流する人の属性とのクロス集計結果

こうした結果から、放課後の生活の楽しさと交流人数の多さとの間には相関関係があることがうかがえるだろう。

交流する人の結果と同様に、放課後に過ごす場所についても、「友だちの家」だけでなく、他者との交流が多いと思われる「学校の校庭や体育館」「公園、空き地、広場など」についても「楽しくない」と答えた子どもの結果では、他の二つの群と比べると低い値となっている。

表16　放課後の生活に対する子どもの満足感と放課後に過ごす場所とのクロス集計結果

		放課後の感じ方		
		とても楽しい	まあまあ楽しい	楽しくない
よく過ごす場所	自分の家	75.4%	84.5%	84.7%
	友だちの家	42.6%	31.6%	24.4%
	塾や習い事	45.4%	48.9%	46.3%
	学校の校庭や体育館	14.3%	9.6%	5.8%
	放課後子ども教室の活動場所	4.0%	4.1%	3.7%
	学童（放課後児童クラブ）の活動場所	8.0%	7.9%	9.5%
	公園、空き地、広場など	44.8%	32.0%	22.8%
	公民館や地区センター、児童館など	5.1%	4.1%	3.3%
	図書館、博物館、美術館など	2.3%	1.8%	3.0%
	スーパーやコンビニエンスストア	5.5%	6.4%	6.5%

放課後によくすることについても、「勉強をする」や「本やマンガを読む」、「音楽を聴いたり、楽器を演奏したりする」などの一人でもできる活動については、楽しさについての三つの群の間に大きな違いは見られていないが、「おしゃべりをする」や「ボール遊びやスポーツをする」、「鬼ごっこやかくれんぼをする」、「自分（たち）で考えた遊びをする」、「ゲーム機やカードゲームで遊ぶ」といった他者との交流を示す活動では、「楽しくない」群の値よりも20ポイント以上、「とても楽しい」の値が上回っている。

表17　放課後の生活に対する子どもの満足感と放課後によくする活動とのクロス集計結果

		放課後の感じ方		
		とても楽しい	まあまあ楽しい	楽しくない
よくする活動	勉強をする。	62.1%	63.6%	67.2%
	本やマンガを読む。	45.9%	47.0%	41.5%
	テレビやDVD(ビデオ)を見る。	59.5%	60.8%	49.9%
	音楽を聴いたり、楽器を演奏したりする。	27.8%	27.7%	27.1%
	ゲーム機や、カードゲームで遊ぶ。	65.6%	56.8%	44.3%
	インターネットやメールを見る。	24.6%	24.8%	20.8%
	おしゃべりをする。	72.1%	61.9%	47.4%
	お絵かき、あやとり、おりがみなどをする。	32.8%	27.1%	23.9%
	ボール遊びやスポーツをする。	64.2%	46.5%	36.9%
	鬼ごっこやかくれんぼなどをする。	50.3%	30.0%	20.0%
	すべり台やブランコなどの遊具で遊ぶ。	35.4%	22.6%	18.5%
	自分(たち)で考えた遊びをする。	61.1%	45.9%	37.6%

(2) 放課後における４つの遊び環境

外で多くの様々な友だちと遊ぶことよりも、家で少人数の友だちとテレビゲームをすることの方が多いという現代の子どもの遊びの事情について、仙田は「テレビゲームによる自閉化の進行」と呼んでいる[13)]。遊び場（遊び空間）と遊び集団、遊び方法に遊び時間を加えた４つの遊び環境の要素はお互いに影響しあうものである。遊び場が少なくなることで、子どもが遊びのたまり場を失い、それにより育まれてきた遊び集団が縮小し、あるいは消滅する。このことは遊びの方法が大きな子どもから

小さな子どもへと伝えられていく環境がなくなることにつながり、遊びの方法が次第に貧困化していく。そのため子どもの遊びに対する意欲がなくなり、外遊びの時間がさらに少なくなっていくのである。

このように子どもの遊び時間や空間が失われていくことは、遊び方法や遊び集団とも密接に影響しあいながら、遊び環境はますます悪化していく。これが「あそび環境の悪化の循環」（図５参照）である。

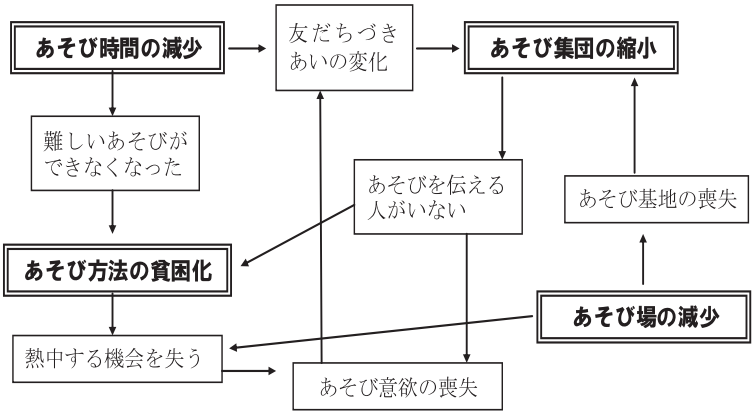

（出典：仙田満『あそび環境のデザイン』1987年）

図５　あそび環境の悪化の循環

このような４つの遊び環境に関する質問と放課後の生活の楽しさについての質問とをクロス集計した結果では、いくつかの特徴が見られている。

表18　放課後の生活に対する子どもの満足感と感じることとのクロス集計結果

		放課後の感じ方		
		とても楽しい	まあまあ楽しい	楽しくない
放課後に望むこと	やりたいことができている。	80.5%	54.4%	27.7%
	遊ぶ時間が少ない。	38.6%	49.5%	57.4%
	遊ぶ場所が少ない。	23.3%	29.8%	36.7%
	遊ぶ友だちが少ない。	12.4%	23.0%	39.5%
	遊ぶ道具が少ない。	16.7%	20.3%	30.5%
	やりたいことが見つからない。	11.1%	23.8%	46.5%

まず、当然のことであると言えるが、放課後が「とても楽しい」という群ほど「やりたいことができている」という充足感をもつ子どもの割合が高い。遊び時間・空間・仲間のいわゆる三つの間についての課題意識では、いずれにおいても「楽しくない」と感じる子どもの群で価は高くなっているが、中でも遊び仲間についての結果に大きな違いが見られている。すなわち、「とても楽しい」という群は12.4%であるのに対して、「まあまあ楽しい」群ではおよそ２倍となる23.0%、そして「楽しくない」群では３倍強の39.5%と、それぞれ倍増しているのである。値そのものを比較してみると、遊び時間や遊び空間についての課題意識の方が高いものの、これについては放課後が「楽しい」子どもの群でも高い結果となっているわけであり、こうしたことから、子どもが放課後を「楽しい」と感じるか否かについては、仲間が最も大きく影響していることが示唆されたわけである。また、遊び方法に近いと思われる課題である「やりたいことが見つからない」についても、「楽しい」と感じる二つの群と、「楽しくない」の群とでは大きな違いが見られており、子どもが多様な体験的活動を経験する中で、自分に合った過ごし方を見つけることも現代の子どもの放課後を充実させるためには大変重要であることも明らかとなった。

また、各課題についてクロス集計した結果からは、仙田の論じる「あそび環境の悪化の循環」が県内の現代の子どもの放課後の生活にも生じていることが分かる。すなわち、あそびの４つの環境いずれにおいて、課題を感じている群ほど、他の要因についても課題を感じる子どもの割合が高く、相互に関係していることがうかがえるのである。

表19　各あそび環境についての課題意識のクロス集計結果

	遊ぶ時間が少ない。			遊ぶ場所が少ない。	
	そう思う	そう思わない		そう思う	そう思わない
遊ぶ場所が少ない。	35.1%	18.7%	遊ぶ時間が少ない。	58.2%	37.3%
遊ぶ友だちが少ない。	20.0%	13.8%	遊ぶ友だちが少ない。	29.0%	12.2%
遊ぶ道具が少ない。	24.0%	14.0%	遊ぶ道具が少ない。	40.3%	10.8%
やりたいことが見つからない。	20.9%	12.6%	やりたいことが見つからない。	28.7%	11.9%

	遊ぶ友だちが少ない。			やりたいことが見つからない	
	そう思う	そう思わない		そう思う	そう思わない
遊ぶ時間が少ない。	51.6%	40.5%	遊ぶ時間が少ない。	54.9%	24.3%
遊ぶ場所が少ない。	45.1%	21.8%	遊ぶ場所が少ない。	45.6%	13.3%
遊ぶ道具が少ない。	37.1%	14.5%	遊ぶ友だちが少ない。	37.3%	7.6%
やりたいことが見つからない。	36.6%	12.1%	遊ぶ道具が少ない。	41.6%	8.4%

５．まとめにかえて　～調査からみえてきた現代の子どもの放課後の生活～

本稿においては、紙面の都合上、筆者が行った調査のうち、子どもを対象とした調査の生活実態や意識に関する結果を分析し、実態に迫るにとどまった。ここでは最後に今回の調査の分析から明らかとなった現代の子どもの放課後の生活実態に関して、ポイントをまとめたいと思う。

①放課後は自分の家で勉強をして過ごす子どもが最も多いが、遊びではゲーム機やカードゲームでの遊び、スマートフォンやケータイでのゲームやSNSなど、室内遊びが現代の遊びの主流となりつつある。

②「塾や習い事」に行っている子どもも半数程度を占め、「遊ぶ時間が少ない」と訴える割合も高いことから、多忙化する現代の子ども像が見えてくる。

③放課後に公園、空き地、広場などで過ごす子どもは、自然環境に比較的恵まれていると思われる沿岸部や山間部では少なく、横浜などの政令市の子どもの方は利用率が高い。その要因としては、都市部における公園の整備の進展という社会的背景だけでなく、携帯型ゲーム機やカードゲームによる遊びが公園などで行われているという現代の子どもの遊び事情が関係していると思われる。

④国が推し進めている放課後子ども教室で過ごしている子どもの割合は、全国に先立って事業を展開してきた横浜や川崎においても大変低く、現状において、事業が多くの子どもの居場所とはなりえているとは言えない。

⑤公民館や児童館の利用率は低く、現代の多くの子どもにとって身近な空間、居場所とはなりえているとは言えない。しかしながら設置に力を入れてきた自治体においては、他の自治体と比べて若干利用率は高く、児童館や公民館が地域の子どもの施設として認識され、地域に根差しているか否かが重要だと思われる。

⑥横浜市や川崎市のような政令市や都市部だけでなく、内陸部や沿岸部、山間部においても、放課後の交流人数は２、３人という子どもが半数以上を占めており、遊び人数の小規模化が進んでいる。

⑦他学年の友だちと放課後に関わっているという子どもは２割未満であり、家庭や学校以外のコミュニティにおける異学年・異年齢交流は大変乏しいと言える。

⑧インターネットやメールを見たり、スマートフォンを使ってゲームをしたり、SNSを利用したりする子どもも少なくなく、現代の情報化社会が子どもの放課後の生活にも色濃く反映されていることが分かるが、こうした傾向は政令市や都市部だけでなく、山間部や内陸部、沿岸部でも同様に見ら

れている。

⑨地域行事への参加や日常的に挨拶などは、山間部の子どもの値が若干高く、地縁的な結びつきが比較的強いという地域性が反映されていると考えられる。

⑩日頃から地域の大人と交流している子どもほど、地域の行事や活動にも参加する子どもが多い傾向にある。また、地域との関わりが多い子どもほど、放課後に地域の行事やボランティア活動に参加したいという前向きな考えをもっている割合も高い。したがって、日常的な子どもと地域の大人とのあいさつなどの交流は、地域コミュニティの再生にとって有効であると思われる。

⑪自然環境が豊かで、空き地や川、山といった遊び環境が比較的整っていると思われる山間部や内陸部の子どもであっても放課後の生活での遊び時間・空間・仲間については課題意識を持つ子どもが少なくなく、反対に最も都市化の進んだ横浜の子どもの課題意識は低いことから、自然環境の豊かさは子どもの遊び環境の充足感と関係性が低いと思われる。

⑫放課後が楽しいと満足している子どもほど、おしゃべりをしたり、ボール遊びやスポーツをしたり、ゲーム機やカードゲームで遊んだりするなど、室内・室外に関係なく、他者と交流している割合が高く、１人で過ごしている子どもほど、満足感が低い。子どもの放課後の生活の満足感は他者との交流が大きな要因と思われる。

以上が本調査から明らかとなった神奈川県の現代の子どもの姿である。特筆すべきは、地域間での違いがほとんどの調査項目において見られなかったことであり、情報化や都市化、核家族化の進展など現代の社会環境の変化が子どもの放課後の生活を一変させたとしばしば論じられるが、このことはもはや都市部に限ったことではなく、古くからの地縁的な結びつきの強い田舎においても同様の傾向が見られているということではないだろうか。すなわち、東京特別区や政令市などにおける子どもの居場所づくり政策だけが求められるのではなく、全国的な展開が現代の我が国においては喫緊の課題であるということであると筆者は考えている。

さて、保護者や施策を担当する自治体関係者への調査、さらにはそうした各調査からみえてきた現代の地域における子どもの放課後の居場所づくりに向けた政策への提言については、次稿において発表する予定である。冒頭においても述べたが、神奈川県は人口第二位、横浜や川崎といった大都市を有する一方で、足柄や湘南地域など自然環境豊かな地域も有している多様な自治体である。本調査における地域別の特徴は、神奈川県のみならず、他県においても同様の傾向が見られるのではないかと考えており、基礎調査として、今後様々な地域での政策・施策の展開の一助となれば本望である。

脚注

1）田中治彦「子ども・若者の変容と社会教育の課題」田中治彦編『子ども・若者の居場所の構想』pp.21，2001年。
2）萩原健次郎「子どもの・若者の居場所の条件」田中治彦編『子ども・若者の居場所の構想』pp.34，2001年。
3）筒井愛知「子ども・若者の遊び空間」田中治彦編『子ども・若者の居場所の構想』pp.98，2001年。
4）例えば，教育科学研究会編「特集　子どもの居場所づくり」『雑誌 教育』４月号，国土社，1993年や，子どもの参画情報センター編『居場所づくりと社会つながり』萌文社，2004年など。
5）詳しくは，文部科学省地域子ども教室推進事業普及委員会『「地域子ども教室推進事業」実施状況報告書』，2006年を参照のこと。
6）神奈川県教育委員会生涯学習課『神奈川県における放課後の子どもの居場所づくりに向けた実態調査 研究調査報告書』，pp.5–7，2014年。
7）日本総合研究所『「地域の教育力に関する実態調査」報告』pp.30，2006年。
8）神奈川県教育委員会『「かながわの教育」教育に関する学校関係者向け意識調査 調査報告書』2006年。
9）吉川はる奈・塚田梢「子どもの放課後の生活調査に関する研究」『埼玉大学教育実践総合センター紀要』第７号，pp.267，2008年。
10）讃岐幸治「地域の教育力」伊藤俊夫編『豊かな体験が青少年を育てる』全日本社会教育連合会，pp.124，2002年。

11）松原治郎・鐘ヶ江晴彦『地域と教育』第一法規出版，pp.45，1981年。
12）門脇厚司「地域の教育力が育てる子どもの社会力」『社会教育』671号，pp.10，2002年。
13）仙田満『あそび環境のデザイン』鹿島出版会，pp.5，1987年。

中高年化したニートを支える親の心配事
―高齢者ケアに携わる専門職への実態調査―

福岡裕美子[※1]・駒井　裕子[※2]・林　成蔚[※3]

要旨：

社会的なつながりがほとんどない中高年化したニートを支える高齢の親の心配事を高齢者ケアに携わる専門職への実態調査から把握することを目的とした。S市社会福祉協議会が運営する介護保険サービス事業所で働くケアワーカーを対象にアンケート調査を実施した。調査期間は平成27年1月末から2月末。調査対象者数は146名。アンケート調査の内容は、①65歳以上の親（両親あるいは父親あるいは母親）と中高年化したニートが同居しているケースの担当の有無、②担当ケース数、③担当ケースの概要（自由記載）、④65歳以上の親の心配事（自由記載）の自記式質問紙にて実施した。倫理的配慮は、ケアワーカーが所属する事業所長への同意を得て、各ケアワーカーへのアンケート調査は回収をもって同意とみなした。倫理申請はT大学研究倫理審査の承認を得た。

アンケート調査の結果は、ここ1年で中高年化したニートがいるお宅を担当したことがあるケアワーカーは32名（43.8％）だった。担当ケースの概要が記載されていたのは23件だった。自由記載の内容は意味内容を変えずに1文節化してコード化し類似性のあるものにまとめた。その結果、親の心配事の内容は【親の年金に依存した生活】【ニートの病気の心配】【心理的負担感】【親の死後の生活の心配】【親戚への負い目】【親の過剰な保護】【助けてもらえる存在】【日常生活の不自由さ】というカテゴリに分類された。ケース概要の中にはニートから受けた相談の内容も含まれていた。内容は【親の介護の負担】【生活費の工面】というカテゴリに分類された。親以外の家族からの相談内容は【妹の行く末の心配】というカテゴリに分類された。

ニートを支える高齢の親の心配事を把握することができた。また、親の心配事に関する調査であったが、ニート本人から受けた相談の内容も含まれていた。その内容から、親の介護のために離職し、そのまま社会との接点を失ってしまったケースがほとんどであると推察された。

キーワード：中高年ニート、高齢の親、社会との接点

※1 ふくおかゆみこ　常葉大学健康科学部看護学科　教授
※2 こまいひろこ　常葉大学健康科学部看護学科　講師
※3 りんちぇんうぇい　常葉大学法学部法律学科　教授

Concern of Parent Who Support a Middle-Aged and Older NEET: The Actual Situation through Survey on Geriatric Care Experts

Yumiko FUKUOKA, Hiroko KOMAI, Chenwei LIN

Abstruct:

This study clarify the actual situation of elderly parent support their middle-aged and older NEET (not in education, employment or training) who has no relatation with the community through survey on geriatric care experts.

We took questionnaire survey on care-staff of Long-term care insurance services offices managed by S-city social welfare council. Study period was between the end of January and February on 2015.

146 people responded to this survey. the content of open-ended questionnaire was as follows, 1. Presence or absence of living case with parent or single-parent aged over 65 years old and their middle-aged and older NEET, 2. The number of charge, 3. Overview of the case (free writing), 4. Concern of parent over 65 years old (free writing).

Ethical consideration was that care-worker with their administrator's consent shall be deemed to have agreed to the Terms and Conditions by collecting the questionnaires. This study was carried out with the approval of the T-University Ethics Committee. 32 care-workers (43.8%) were responded who have charged the case with middle-aged and older NEET for about a year now. 23 cases provided the overview. The contents of free writing have divided each sentence without changing a meaning, corded and categorized with similarities.

As a results, the details of consultation raised by parent were categorized, "Life depend on parents' pension", "Concern of NEET's disease", "Psychological burden", "Concern of life after the death of parent", "Feeling of indebtedness toward relative", "Overprotection by Parent", "Existence can be helped", "Inconvenience in daily life". These of NEET, meanwhile, were categorized "Burden of caring for parent" and "Managing living expenses". The details of consultation raised by families outside parent was categorized "The fate of sister". This study, therefor, could grasp problem of elderly parent who support their NEET. Although we surveyed concern of parent, NEETs' details of consultation were also included.

The content suggests that NEET in most cases may quit his job to care elderly parent, and then lose contact with the community.

Keywords: middle-aged and older NEET, elderly parent, contact with the community

Ⅰ．はじめに

ニートと呼ばれる、いわゆる就労時期にあっても働かない人たちの中には、既に初老期、老年期を迎え、中高年化している人もいる。彼らの生活を年金で支えている両親も高齢化し、親が亡くなった後の中高年化したニートの生活資金が絶たれ、社会とのつながりを持たない中高年化したニートの生活の継続が困難であることは容易に想像できる。総務省統計局労働力調査[1)]によると、2012年45～54歳のニートは45万人を超えた。この世代は上限35歳までのニート対策から漏れた世代であり、その親は70～80歳代となっている。中高年化したニートの概念が十分検討されていないため、その実態や要因等が明らかにされているとは言い難い。

一方で、中高年化したニートの親が抱える問題もまた多様であることも予測できる。平成25年度高齢者白書[2)]によると、平成23年現在、65歳以上の高齢者のいる世帯は1,942万世帯であり、全世帯の41.6％を占めている。構成割合からみると、親と未婚の子のみの世帯と夫婦のみの世帯が増加傾向にあり、暮らし向きにあまり心配のない高齢者は約７割と、生活状況も安定しているという特徴がある。このデータからも、親が子を養っている可能性があることが推察できる。中高年化したニートを抱える親はいずれ自身の健康や生活を維持することが困難になり、ともに困窮する時期がそれほど遠くない将来に来る可能性も非常に高い。しかし、中高年化したニートは社会的つながりがほとんどなく、親も恥ずかしいことと捉え、相談する場もわからない場合が多い。働かず引きこもるだけであり、社会的問題として露見しないため、事例的データを収集し、分析を試みる先行研究はほとんど見いだせない。

本研究では、中高年化したニートを支える親の心配事を高齢者ケアに携わる専門職への実態調査を通し把握することを目的とする。

Ⅱ．用語の定義

西[3)]の報告から、中高年は35～59歳、ニートは「一般的に、無就業、無就学で、なおかつ職業訓練も受けていない人」と定義する。

Ⅲ．研究方法

１．研究対象

Ｓ市社会福祉協議会へ所属する日常的に在宅部門で（訪問介護、通所介護、訪問入浴、訪問看護、居宅介護支援、短期入所生活介護など）高齢者ケアに携わる、介護福祉士、ホームヘルパー、訪問看護師、ケアマネージャー、社会福祉士などケアワーカー約146人。

２．調査期間

平成27年１月末から２月末。

３．研究デザイン

実態把握調査

４．アンケート内容：

アンケートの内容は、基本属性として、性別、年代、保有している専門資格、現在の職種、勤務し

ている介護保険サービス事業所の種類を聞いた。さらに、高齢の親に関する質問項目として、①65歳以上の親（両親あるいは父親あるいは母親）と中高年化したニートが同居しているケースの担当の有無、②担当ケース数、③担当ケースの概要（自由記載）、④65歳以上の親の心配事（自由記載）について自記式質問紙を作成した。

５．データ収集方法

Ｓ市社会福祉協議会へ所属するケアワーカーが所属する施設長へ研究の主旨と研究協力依頼を文書にて行った。所属するケアワーカーへは各事業所にて質問紙を配布してもらい、無記名自記式による回答後、郵送にて回収した。

６．分析方法

アンケートは単純集計および、自由記載部分は自由記載の内容の意味内容を変えずに１文節化し、コード化して類似性のあるものに分類した。

７．倫理的配慮

本研究はＴ大学の研究倫理審査の承認を得て実施した。調査への協力は自由意思であること、回答しなくても不利益を受けることはないこと、データは個人が特定されることがないように処理すること、データの管理は厳重に行うことを依頼文に明記し、回答をもって同意とみなした。

Ⅳ．結果

１．アンケートの回収率

アンケート調査の回収率は、146票配布し回収が73票（回収率50％）だった。有効票は73票だった（有効票率100％）。

２．対象者の属性

対象者の属性を、表１に示した。性別では、男性８名（11.0％）、女性65名（89.0％）だった。年代別では、20歳代３名（4.1％）、30歳代10名（13.7％）、40歳代20名（27.4％）、50歳代33名（45.2％）、60歳代７名（9.6％）であった。保有資格（複数回答）では最も多いのが介護福祉士で46名（63.0％）、次いで介護支援専門員の43名（58.9％）、ホームヘルパー30名（41.1％）であった。現在仕事をしている職種では最も多いのが、介護支援専門員の34名（46.6％）、次いで介護福祉士の11名（15.1％）、ホームヘルパー９名（12.3％）であった。現在の勤務先は

表１　回答者の基本属性　n=73

項　目	カテゴリー	人数	%
性別	男性	8	11.0
	女性	65	89
年齢	20歳代	3	4.1
	30歳代	10	13.7
	40歳代	20	27.4
	50歳代	33	45.2
	60歳代	7	9.6
保有資格（複数回答）	社会福祉士	5	6.8
	介護福祉士	46	63.0
	介護支援専門員	43	58.9
	生活相談員	3	4.1
	寮母	1	1.4
	ホームヘルパー	30	41.1
	介助員	3	4.1
	看護師	4	5.5
	准看護師	2	2.7
	理学療法士	0	0.0
	作業療法士	0	0.0
	言語聴覚士	0	0.0
	その他	15	20.5
現在仕事をしている職種	介護福祉士	11	15.1
	介護支援専門員	34	46.6
	生活相談員	3	4.1
	ホームヘルパー	9	12.3
	介助員	2	2.7
	看護師	3	4.1
	准看護師	1	1.4
	その他	10	13.7
現在勤務している介護保険サービス事業所	ケアマネセンター	33	45.2
	ヘルパーステーション	20	27.4
	訪問看護	2	2.7
	デイサービス	8	11.0
	訪問入浴	2	2.7
	その他	8	11.0

ケアマネセンター33名（45.2％）、次いでヘルパーステーション20名（27.4％）、デイサービス８名（11.0％）であった。

３．65歳以上の親（両親あるいは父親あるいは母親）と中高年化したニートが同居しているケースの担当の有無について

ここ１年で中高年化したニートいるお宅を担当したことがあるケアワーカーは32名（43.8％）だった。内訳は、現在担当している人が10名（13.7％）、現在担当しているおよび過去に担当したことがある人は５名（6.8％）、過去に担当したことがある人は17名（23.3％）だった。

４．ケース概要および65歳以上の親の心配事（自由記載）について

担当ケースの概要が記載されていたのは23件だった。内訳は、高齢の親からの相談内容が17件、中高年化したニートからの相談内容が４件、中高年化したニートと同居する親以外の家族からの相談内容が２件だった。記載１件につき複数の相談内容が含まれているものもあった。記載内容を意味内容を変えずに文節ごとにコード化し分類した。総コード数は39であった。親の心配事に関するコード数は32コードであった。ニート本人からの相談を受けた内容に関するコード数は６であった。その他同居する親族が抱える問題についてのコードが１であった。

親の心配事内容は【親の年金に依存した生活】コード数５、【ニートの病気の心配】コード数４、【心理的負担感】コード数４、【親の死後の生活の心配】コード数９、【親戚への負い目】コード数２、【親の過剰な保護】コード数３、【助けてもらえる存在】コード数１、【日常生活の不自由さ】コード数４というカテゴリに分類された。

ニート本人からの相談内容もあった。その内容として【親の介護の負担】【生活費の工面】というカテゴリに分類された。

親以外の家族からの相談内容は【妹の行く末の心配】というカテゴリに分類された。

Ⅴ．考察

１．ケアワーカーの担当に関する実態

回収票のうちの43.8％のケアワーカーが中高年化したニートがいるお宅のケースを担当していた。今回の調査協力機関であるＳ市社会福祉協議会は、Ｓ市全域で介護保険サービス事業所を展開している。しかし、Ｓ市全域の介護保険サービスを担っているわけではない。

事業所の詳細は、訪問介護（ホームヘルパー）４ヶ所（出張所を含めると５ヶ所）、通所介護（デイサービス）４ヶ所、訪問入浴２ヶ所、訪問看護１ヶ所（出張所を含めると３ヶ所）、居宅介護支援（ケアマネジメント）６ヶ所、短期入所生活介護（ショートステイ）１ヶ所である。また、それら事業所の利用者数は平成26年度の利用実績のべ数は、訪問介護（ホームヘルパー）6,454名、通所介護（デイサービス）4,878名、訪問入浴601名、訪問看護は医療保険分と介護保険分を合わせて4,127名、居宅介護支援（ケアマネジメント）12,887名、短期入所生活介護（ショートステイ）275名であった。

Ｓ市には今回の調査協力機関のほかにも介護サービス事業所が多数あるのでこのようなケースを担当している数はもっとあるものと推測される。

２．親の心配事について

親の主な心配事は、【親の年金に依存した生活】と【親の死後の生活の心配】であった。親は、子に収入が無いため生活費のやりくりが大変な状況があった。さらに親が施設等に入所した場合、子に収入がないので、どうやって生活をするのかと心配していた。親の年金に依存して生活しているとい

うことは、その親が死亡すると収入が途絶え生活を維持することが困難となる。【親の年金に依存した生活】が【親の死後の生活の心配】につながっているのである。親戚づきあいに関しても【親戚への負い目】を感じており、また、すでに付き合いがない状況もあった。

【ニートの病気の心配】では、精神疾患を抱え就業していなかったり、受診を勧めても、本人が病院に行かない場合もあった。

また、就労に関して、子は働けないと親が思っていたり、子に仕事をしてほしいがうまくいかないと【親の過剰な保護】もうかがえた。一方で、親が認知症で子に助けてもらうことが多いという【助けてもらえる存在】となっている場合もあった。こうした場合はニートとはいえ、親の心理的サポートを担う存在となっていることは否めない。

今回の調査対象のケアワーカーからの回答は、高齢の親に対しての介護保険サービス提供のために訪問した際に受けた相談である。木村[5)]らは家族はニート・引きこもりの身近な支援者（客体）である一方で、家族自身も困難を抱えている要支援者（主体）であると指摘されるようになってきたと述べている。もはや家族単位の問題となっている。親への介護保険サービス提供で関わりを持ったケアワーカーがこうした情報を次にどのような専門職や機関へつなげるかということが重要であると考える。そのためには、今後は最初に情報を得たケアワーカーが遭遇した事例や情報に関して次はどこへつなげるかといった振り分ける知識を持つことも必要になるものと思われる。

また高齢の親が抱く思いや心配事を把握することで、共感的配慮を持ったかかわりが可能になるものと考える。

３．ニート本人やニートの同居者からの相談内容

今回得られた回答の中に、ニート本人やニートの同居者から相談を受けたことがあるという内容があった。

ニート本人からの相談内容は【親の介護の負担】【生活費の工面】というカテゴリに分類できた。親の介護のための離職や、介護があるので就業できない、介護のために職種が制限されるという状況があった。さらに、無収入ゆえ、生活を親の年金でやりくりしており、介護保険サービスを今以上に利用したくても利用料金が支払えない状況があった。介護保険サービスを利用できない部分は家族が介護を担うことになり、場合によっては【親の介護の負担】につながっていくことが考えられる。

親の介護のために離職し、そのまま社会との接点を失ってしまったケースがほとんどであると推察された。このような場合もニートとくくってしまってもよいのかどうか検討する必要がある。一旦離職してしまうと、再就職は非常に難しい現状である。こうした人たちは介護経験を活かした仕事へ就労支援ができるようなシステムを考える必要があるのではないだろうか。

ニートの同居者からの相談内容は【妹の行く末の心配】ということで、ニートの妹の将来を心配するものであった。このケースのように、親の介護のみならず、同居している他の家族構成員も問題を抱えている場合もある。

Ⅴ．おわりに

今回の調査で、ニートを支える高齢の親が抱える問題を把握することができた。また、親の心配事に関する調査であったが、ニート本人からの相談内容も含まれていた。

今後さらにＳ市内の介護保険サービス事業所の協力を得ることにより、さらにデータを積み重ねていくことができると考える。こうした試みがＳ市全体の中高年化したニートに関する実態や、その親が抱える問題について把握していくことができると考える。

この研究は平成26年度T大学共同研究費の助成を受けて実施したものである。

引用文献・参考文献

1）総務省統計局，労働力調査2014年１～３月　http://www.stat.go.jp/data/roudou/sokuhou/4hanki/dt/（2014年６月８日アクセス可能）
2）内閣府，平成25年度高齢者白書2013.
http://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2013/gaiyou/index.html（2014年６月８日アクセス可能）
3）西文彦：中高年の無就業・無就学者の最近の状況，労働政策研究・研修機構刊行「日本労働研究雑誌」，11月号，2011.
4）厚生労働省，地域包括ケアシステムの実現に向けて　http://www.stat.go.jp/data/roudou/sokuhou/4hanki/dt/（2014年６月８日アクセス可能）
5）木村和代，松見咲子：［前編］ニート・引きこもり問題を抱える家族の類型化の重要性，NRIパブリックマネジメントレビュー，1–6，vol.121，August，2013.

高齢者介護と児童保育の組合せ
―老年と子供との精神的絆の視点から―

南　　勉※

はじめに

子供と中高年齢者は社会的な弱者である。生産人口でなく被扶養人口であるという点で共通している。しかし昔から、子供と老人の結び付きは切っても切れない関係にあった。

現在、子供は子供、高齢者は高齢者として独立して考えられ、被扶養施設としても別々の建物と管理体系の下に運営されている。

本稿は、この問題を根本から考え直し、具体的な提言を添えて、独自に問題提起したものである。ここでの中高齢者の定義とは高度の介護を必要とする老人という意味ではない。

健康に生活をしていてある程度の経済力をもっている（もたなくてもいい)、独り暮らしまたは家族と同居の、生きる意欲は旺盛だが淋しい老人という意味である。

ここでの中高齢者は、マンションであっても自宅であっても、一人暮らしであっても家族と一緒の暮らしであってもいい。健康または病弱でも、充実して余生を行きたいと思っている方々のことである。

最大の眼目は生甲斐の創出にある。なにかを為して社会に尽くしたい、まだまだ働きたい、人生はまだこれからだと信じている高齢者にその機会を与えることは、生甲斐発見に繋がることになる。高齢者をこれらの視点から見て、本稿は先例を含めて一つのユニークな提言をしてみたい。

有料老人ホームはこの10年間で9600ヶ所と約10倍に増えた。段階の世代が高齢者の仲間入りをして、これからはもっとハイペースで増えるだろう。また、保育施設も共稼ぎが増えることによる需要の高まりで、認可保育所などが25,464ヶ所と４％も増えたが（幼稚園も入れると37,330ヶ所)、保育士の確保が出来ず待機児童数は23,167人と需要に追い付けない。このような状況の中で、本稿が提言するのは、老人と保育児童を組み合わせる事によって、このミスマッチを乗り切ろうという訳である。

本稿の提案は要約すると二つの試案である。一つは、高齢者と児童の共有の施設をもち、常時でなくとも一緒に生活しようという事である。同じ屋根の下であっても、隣り合わせであってもいいし、近くでもいい。建設費とスタッフの合理化のための提案である。

二つ目は、高齢者による児童へのケアーである。お互いに接触することによってどちらも癒され、なお人手不足の解消への一つの対策となるだろう。意欲のある高齢者を教育し、できれば有料で児童との接触時間の中で、ケアーや互いの癒しと共に、様々な事柄を直接に指導していただくのである。

第１章
提案のプラットホーム

「組合せ」はイノベーションで最も必要とされる概念である。イノベーションは「組合せ」の妙味から生まれることが少なくない。既存のいくつかの概念が組合せを替える事によって、全く新しい概念に豹変して生まれ変わるのである。

※　みなみつとむ　　弘前大学大学院地域社会研究科客員研究員
minami.t@blue.ocn.ne.jp

ここでは、はっきりと切離された二つの概念である老齢者の生活と幼児、子供の生活という概念を、施設と接触という関係の共通項で、結び付けようという試みである。共通項とは、どちらも社会的弱者であり、生活上様々な援けを必要とする人々ということになる。

1）定義

ここでは、定義している中高齢者の範疇から、重い介護を必要としている層を除きたい。なぜならば、ここでの老人の定義は先述の通り、ある程度、健康で自活しているが淋しくて、なにか社会のお役に立ちたいと願っている人達のことだからである。

中高齢者層の中でのこれらの層は、思っている以上に多くおり、お金と時間とを十分に有しながら、充分にそれらを活用していない人々を指している。子供の方の定義もまた、幼児から小中校生までを指しており、これも既存の定義と幾分異なることに注意したい。

■ 子どもの定義

子供の定義の概念についても年齢別に考えてみたい。乳幼児から就学前の子育てが必要とされる年代と、その上の小学生の年代である。どの世代も、親と一緒に生活する家庭環境が最も望ましいのは自明の理である。しかし、昨今は共働きが多く、保育施設にお世話になるケースが多い。保育園の絶対数が不足しており、保母さん等も必要人員を充足する状況にない。ここで必要なのは保育の労働力であり、育児ケアーのサービス力である。

就学前の子供とは、保育園、幼稚園などで自律的に生活できる子供を指している。親と一緒に住んでいるが共働きのため、これらの施設に預けられた子等のことである。

このようなマクロの環境下にあって、老人と子供の絆の機会は、どんな方法で達成されるのだろうか。本稿は、この老人と子供の定義を踏まえた組合せの中に、意味を見出そうと試みている。

■ 寂しさの定義

老人の立場から

戦後の核家族制度のなかで家族はバラバラになり、徹底した個人主義教育がなされてきた。昨今また、家族の暖かさが見直され始めているが、すでに定着した核家族制度の下での暮らし方の中で、マイホームは郊外の小さな家を生涯に取得することが夢であり、老後はマンションに入りケアーを享け、又はアパートで独り暮らしをするというパターンが定着している。

経済的に独立した環境の中にあって孤立して生活し、家族が一同に会うことも多くはない。中高齢者専門のケアーマンションに入居した人たちは友達もいて、それなりに充実感をもっている人達もいるのだろうが、一戸建て家屋またはマンションに、夫婦二人きりないしは独りで生きている高齢者にとっては、物理的快適感よりも精神的な不足感は戦前の大家族制とは比べ物にならない深刻さと思われている。

孫が近所に住んでいるならまだしも、盆正月の年２回しか会えないなかでは、世代間の絆はそれほど深いとは言えないだろう。いずれにしても老人は、年齢が大きく開いた世代と共にあるほど、心身ともに癒されることが多い筈である。

老人の独り暮らしは「小人、閑居して不善を為す」につながる。運動量も少ない。子供と遊ぶ機会があれば、それだけ多くの時間、身体を動かすことに使うことにもなる。居眠りかテレビか、習い事等の趣味での時間ならまだしも、妄想に時間を費やすのが多いのかもしれない。

子供の立場から

子供は核家族の中で独立して生きてきた。両親は共働きの世帯が少なくなく、学校から帰っても誰もいないケースも多い。経済力のある家庭での殆どは、学習塾通いを始めることになる。しかし、経

済力のない家庭または両親のいない母子家庭では、学習塾へ行くこともままならず、子供たちの自由裁量に任せられている。この生活パターンの結果は、良くも悪くもすでに出ている。

最も家族の暖かい絆の必要な時期に、子供達には家族とくに高齢者の家族と触れ合う機会が与えられていない。必然的にスマホのゲームや、繁華街の徘徊につながっていく。

子供は、自分の親の世代よりも高齢の、未だ触れたことの無いおじいちゃん、おばあちゃんによって癒されることが多い。思いやりは、弱者同士の共有の絆から生まれるからである。高齢者と子供はともに社会的に弱者であり、本来一体に結び付いていることが理想的な状態の存在だと思う。

■ 双方の組合せ

まず、双方を物理的に接触の機会を増やすことから始めたい。最大の物理的効果のある方法とは、老人と子供が近くに住み意図的に会う機会を増やすことである。

そのためには、どんな環境が構築されなければならないだろうか。ここでの世代間の接触とは、必ずしも家族間だけの関係を指しているのではない。子供の存在に温かみや親しさを感じているお年寄りであれば、必ずしも血族である必要はない。なにかが不足している者同士、寂しい者同士、弱い者同士の絆ということになる。

■ 高齢者と園児が一つ屋根の下

ここですぐ思い付くのは、「高齢者の介護施設や有料マンション」と「子供の保育施設」である幼稚園とか保育園が、同居して結び付いていたらどうだろうかという事である。

たとえば、１階が保育園であり２階が高齢者専用マンションであるとか、そんなデイケアーセンターではどうだろうか。

ここではっきりと意識しておきたい事がある。それは、老人と子供は相性がいいという事である。老人で子供が疎ましいという人に出会う事はめったに無い。子供は実に素早く、相手の自分への好意と嫌悪を感じとる。概して子供は、相手の年齢性別を問わず、優しい人へ好感をもつ。

この組合せは９割以上の確率で成功する。今に残る欧米の名作に、老人と子供の交流が感動を呼ぶ名作が多いのは、「フランダースの犬」などにみるように、本当に相性が良いからである。ここで親の世代が出てくるよりも、祖父母の世界がより大きな感情の濃密さを感じさせる。

■ 組合せのメリット

老人施設と保育施設が結びつくメリットを、それぞれの視点で考えてみよう。

最大のメリットは、経済的視点からの利点も大きいが、より大きな魅力は、精神衛生的な視点からのメリットである。高齢者の寂寥感は幼児や子供によって癒され、子供の寂しさは祖父母によって癒される。また、子供は年寄りからは、多くの事を訓えられ育つことになる。ここで子供は、多忙な親には欠けている「無駄な時間の効用」と、お年寄りだけがもつ長い人生を生き抜いた滋味に触れることになる。

経済的視点から見てもメリットは少なくない。食事とかケアーの段階で、両者は「組合わせて扱える合理性」があるからである。このメリットは計り知れない。調理人とか介護者とかの技能者が掛け持ちする合理性は、一人二役以上に価値がある。

もし仮に、保育施設と介護施設が同じ建物または近くにあるならば、専門職員には掛け持ちで扱えるメリットが発生してくる。施設も両者で使用し、掛け持ちで共有する機能が満たされる可能性が高い。

第２章
高齢者と児童の共有施設について

１）保育園施設と有料老人ホームの現状

この組合せは、すでに厚生労働省が手掛け始めたばかりの試験プロジェクトだが、色々な問題から遅々として進まない。有料老人ホームは高齢者にとっては住み替えの大きな選択肢の一つだが、2014年時点で約９千６百か所あり、この10年で約10倍に増えた。

一方、幼稚園、保育園は合計でこの10年間に36,514ヵ所から2014年には37,330ヵ所と816ヵ所増えたに過ぎない。

しかもこの中身は、幼稚園が2005年の13,949ヶ所から12,905ヶ所と1044ヶ所も減少し、保育園が22,570ヶ所から24,425ヶ所と1855ヶ所増えての結果である。

園児の数の面からみたとき、2005年の幼稚園児174万人と保育園児が199万人で合計373万人に対し、2014年の幼稚園児は156万人と18万人も減少し、保育園児が227万人と28万人増えて426万人となっている。

合計数でみたとき2005年の373万人が、2014年には383万人と10万人増えただけである。しかし、増大したのはこの４～５年であって、2014年度だけで前年対比で見た時、定員数の14万人増えている。

１施設当たりの平均在園者数をみてみよう。2014年時点での幼稚園は１施設当たり121人だが、保育園は93人と２割近く少ない。両者の規模の差と思われる。

また、幼稚園では14時から15時には終業となるため、働いている母親には幼稚園は対応しにくい。夜まで対応可能な保育所の需要が、増加している大きな理由である。

２）一方、老人施設の状況はどうだろう。

日本の有料老人ホームの数は、平成２年の173ヶ所、定員17,420人の在所者数、13,515人から、平成24年には7,519ヶ所315,234人の定員に在所者数221,907人と、22年間で施設数で7,350ヶ所と50倍近く増え、定員数も17,420人から30万人近くも増えた。

しかし、養護老人ホームは950ヶ所からほとんど変らず、68,000人から65,000人と3000人も減少している。

代わりに、特別養護老人ホームが平成２年の2,260ヶ所161,612人から、平成25年には6,754ヶ所488,659人と３倍に増え、軽費老人ホームもこの間290ヶ所16,419人から、2,182ヶ所80,561人と増大している。

有料老人ホームが急増した要因は、平成12年の介護保険制度の創設により、民間事業者による事業運営の環境が整ったこと、平成18年の老人福祉法の改正により、有料老人ホームの定義が改められて対象が増えた（定員要件の廃止、対象サービスの増加）こと、それと、高齢者向けの住まいの需要が急増して、比較的安価なものの開発も進んだ事によると思われる。この傾向は益々強まり、団塊世代の高齢者への参入とともに、高齢者施設の数は拡大していくことになるだろう。

３）待機児童の数はどうだろう

2014年の時点では１年間で保育定員数は14万人増えた。しかしこれでも、保育園数は需要の高まりに追いつかない。待機児童数（2015年４月１日時点）は２万3167人と５年ぶりに増加した。保育園は急増したが、保育士が追い付かず、どうしても経験の浅い保育士が多くなっている。

とにかく、保育施設が需要に追い付かず、母親が働きたくても働けないならば、現政権の目玉政策である女性の活用もままならない。物理的に保育施設の数を急増することが、喫緊の課題となっている。

「なんで保育園が増えないの？」保育園を探す「保活」する親が抱く疑問である。

しかし、これは全国レベルの話であり、青森県レベルで考えると様相は一変する。

平成25年４月１日現在、保育所の都道府県別待機児童数でみたとき、待機児童数は東京の8,117人に対し青森県はゼロである。都道府県の合計でも16,167人であり、政令都市計で4,379人、中核市計で2,195人、全国合計22,741人となっている。

ということは、今後、待機児童数は減る一方であり、保育施設の需要は頭打ちであることが数字から読み取れる。すでに、当県をはじめとする地方都市のレベルでは、少子化を考えると保育施設については飽和状態といえるのではないだろうか。

４）保育施設が増えない理由

最大の理由の一つは、昨今の少子化でいずれ保育需要は頭打ちになり、いま施設をつくっても将来は余る！という懸念があるからである。

保育需要は2017年にピークを迎え、どんなに今、保育園を作っても10年後にはガラガラになると、ある自治体担当者は言う。

人手を確保する問題も深刻だろうが、最大の問題は、将来の維持または成長の見込みのない事業には、投資する投資家も、意欲的に経営しようとする企業家もいないという事だろう。要するに、先の無い事業だということになる。

この課題を解決する方法はただ一つしかない。将来の保育需要が減退しても、その施設の有効活用が見込まれることが、最大のインセンティブとなる。それも、大幅な改装需要の発生しないことが期待されての話である。

その解決策の一つとして国の政策が提案しているのが、「介護と保育の施設」の連携構想である。

老人の介護は需要増には当分事欠かない。少子化の結果は、保育需要の減退を齎すだろう。保育需要が減退し時、介護需要がその分を補填していくことが、最も望まれる解決策となるはずである。この施設の転用がいま、保育の受け皿として大きな期待をもって迎えられている。

大事なことは、「介護が保育の受け皿に将来なる」だけではなく、現在どのように「介護施設」と「保育施設」を融合活用するかにある。現在すでに両者が両立し得る状況でないかぎり、将来だけのためには、誰も投資も経営もしないからである。ここにこそ、本稿が強調主張したい多くの課題が存在している。

第３章
高齢者による児童へのケアー

高齢差と児童を結び付けるために、まずどんな先行事例があるかを探してみよう。

数はまだ非常に少ないが、高齢者と児童の組合せは、試行錯誤的に各地で試みられている。この組合せは始まったばかりである。その３例だけをここでご紹介しよう。

日本経済新聞からの要約抜粋　1　　(2015.11.10)

「介護プラス保育」が次の切札

実例

(1) 横浜市の「ふれあいの家」の例

不動産、住宅建築の三春情報センターが、本年７月に開いた、１階がデイサービス、２階が保育園の融合福祉施設である。保育園児は原則毎日、午後のおやつが終わると玩具持参で１階に降り、双方の施設のスタッフに見守られながら、デイサービスの利用者のお年寄りたちと遊ぶ。娘(3)を通わせる母親は、「祖父母以外のお年寄りと触れ合う機会は大切」と語る。

厚生労働省は、共働き世帯と高齢者の増加に伴う子育てと、一方で介護分野の需要増を踏まえ、対

象者を限定しない福祉サービスの、交流拠点の拡大を支援する。設置基準や補助金を見直し、需要に応じて施設を転用しやすくして参入を促す。

(2) 学研ココファン、ナーサリー西船橋の例（千葉県船橋市）

学研ココファンナーサリーは、サービス付き高齢者住宅のディサービスをもつ、「ココファン西船橋」と同じ建物にある。園児は毎週１～２回、中庭を通って隣接するディサービスを訪れる。当初は各施設の一日の流がお互いに掴めず試行錯誤だった。やりとりを紙に残したり、スタッフ同士が接点をもつといったような工夫を重ね、今では園児と高齢者だけでなく、スタッフ同士も交流がすすんでいる。

「３歳の娘が、すれ違うお年寄りに挨拶するようになった」と語るのは娘を預けるＡさん。今では、園児とお年寄りは、握手やハイタッチで付き合う。

(3) グローバルキッズ「コトニア赤羽」の例

JR東日本都市開発が開いた２ヶ所目の、子育て支援と高齢者福祉の複合施設である。

認可保育園のほか、ディサービス・居宅支援事務所、リハビリ施設、交流カフェなどが入居する。テナントと運営者は別々だが、毎月「ソフト会議」会議を開き、交流の日程、内容を決める。保育園の誕生会には、デイサービスのお年寄りが折り紙のメダルで祝う。

日本経済新聞からの要約抜粋　２　　(2015. 12. 1)

地域の子育て支援　　(記事)

高齢者が地域で、子育て支援に活躍するケースが増えてきた。子育ての一段落した女性が協力するイメージよりも、最近では男性が支援するケースが目立っている。

世代間の交流はシニア本人の生甲斐になるばかりでなく、ケアーを享ける子供たちの生甲斐にもつながる。これらのシニアの男性に研修の機会があることも、一歩踏み出す後押しになっている。

東京都港区の子育て広場「あい・ぽーと」での、子供との遊びの時間を担うのは、シニアの男性である。絵本の読み聞かせに合わせて、ダイナミックに身体を動かしたり、歌を歌ったりの30分間はアッという間に過ぎる。「子供はこの時間が大好き！」とほぼ毎回通っているのは、１歳の子供を連れた40歳の母親である。

この遊びの時間を担うのは、NPO法人「あい・ぽーとステーション」が2013年に始めた「子育て・町づくりプロデユーサー」たちである。

「定年前後の男性」を対象に計10日間の講義と実習があり、メンバーは、「読み聞かせ」や「一時預かり」、「イベントの企画運営」などの有償活動に参加する。N (67) さんは、」「子供に物づくりの楽しさをつたえたい！」と工作などで活躍、S (68) さんは、「こどもの目線に立ち、一緒に楽しむようにしている」と話す。

なぜ、男性限定なのか。「フリーマーケットの際に商品を見事に展示したり、経理の力を生かしたり、職業人として培ってきた知識や経験は、地域にとって大きな財産。なによりも、じっくりと子供に向き合う人間力がある。」と代表理事の大日向恵泉女子大学教授は話す。

子育てを支援したい住民と、支援を享けたい住民をつなぐ自治体の「ファミリー・サポートセンター」でも、男性シニアの姿が目立つ。元公務員のS (66) さんは、支援する側の「提供会員」になった。幼稚園からの送り迎え担当の「送り迎え会員」になり、この活動をしている。Sさんが言うには、「職場で子育て中の女性から、近所の人に随分と助けてもらった！という話を聞き、自分は送迎で支援しようと思った」と語っている。

2015年から国の「子育て支援員制度」が始まった。仕事として子育て支援に携わりたい人を想定しており、基本研修と分野ごとの専門研修がある。

元会社員の男性（70）は、「孫と接しているうちに、地域の子育てのことを知りたいと思った。自分の社会参加にもなる」

66歳の女性は「保育士の資格はあるが、ずっと専業主婦だった。書道が得意なのでそれも生かしたい！」と話す。

「子育てをする人に地域の支えは重要か？」

内閣府の13年の調査で、「とても重要」と答えた人は57％、60代、70代が他の世代よりも多かった。少子高齢化解決の方策の一つがここにある。

その思いを実際の活動につないでいけるよう、自治体やNPOなどに、後押しの工夫が求められる。

青森県は幸いにも保育所の、待機児童数はゼロである。しかしこれは、女性の雇用の場が余りにも少なく、預けてまで働く場所が無いからである。女性の雇用の場所がもっと多くあると、東京並みに若年人口も増え、多様な職場開発が行われてもっと活発な地域開発、地域創生が展開しているだろう。

こんな時、青森県こそがもっと積極的に地域産業を興し、町村が消滅しないためにも、雇用の場を増やすべきである。

おわりに

これまでに、施設と人手の面から高齢者と児童施設のミスマッチを見て来たが、少子高齢化と地域衰退が、産業振興とのイタチごっこになってはならない。青森県はそのための施策として、現状のままでも解決できるというモデルを提示するべきである。

そのためにはまず、本稿でも指摘してあるように、退職後の余生を楽しむ老人たち、すなわち健康な高齢者たちの、児童施設への関与をもっと喚起すべきである。

シニアの安らぎのためにも、児童の幸せのためにも、互いの接点を意図的に構築すべきである。施設として両者が同居していなくとも、接点は意図的につくることができる。

一つの方法としてまず、本稿中の実例にもある通り、退職シニアの、特に男性シニアから始めて、分野ごとにNPO法人を立ち上げたらどうだろうか。

そこでは、分野ごとに児童ケアーの研修を積み上げ、有料で送り迎えとか、読み聞かせとか、一時預かりとかの容易なものから始めるのである。とにかく老人と児童との接点を増やすため、初めは、老人側が保育所側へ積極的に訪れるのである。

段々に接触時間を長くしていくことが、保育士の人手不足からくる過度の疲労をも、和らげることに繋がっていくと思う。

つぎに提案したいのは、老人施設建設のさいに計画的に、保育所を所内または近場に併設することである。保育児童がいなくなっても、介護老人は益々増えるだろうからである。

そのためには、もっともっと保育園経営側と老人施設運営側の意識を、より積極的に変えなければならない。投資する開発者側も、福祉施設の建設はより総合的に判断して、老人と児童の施設ばかりでなく、一カ所にまとめた様々な地域の福祉支援施設をつくるべきである。

参考文献

1）日本経済新聞　2015年　11/10，11/17，11/19，12/1，12/2，12/13，12/18
2）『成長産業としての医療と介護』鈴木亘，八代尚宏（編）2011年日本経済新聞社
3）厚生労働省統計一覧　厚生労働省　2015年
4）「介護保険事業状況報告」 厚生労働省　2015年
5）「 高齢者介護実態調査」
6）「医療・介護を取り巻く現状（参考資料）」．平成23年５月19日．厚生労働省
7）「仕事と介護の両立に関するデータ」 カエル，ジャパン　内閣府
8）「子ども・子育て支援新制度」 内閣府　平成27年記事
9）「地域子育て支援拠点事業について」 厚生労働省

住宅移行期において「復興支援員」が果たしてきた役割
―宮城県内での制度運用状況を事例として―

中　沢　　峻※

要旨：

2011年３月に発生した東日本大震災を受け、コミュニティの再構築などに向け、総務省の「復興支援員」が各地で支援活動を展開している。被災地では現在、仮設住宅から恒久住宅への住民の移転が本格化しており、コミュニティの再編が進んでいる状況である。そこで本論では、「住宅移行期」と呼ぶべき大きな環境変化の中にある被災地において、「復興支援員」が地域で果たしてきた役割や成果、逆に残された課題について明らかにする。方法としては中越地震の際に設置された「地域復興支援員」のサポートのモデルを土台とし、筆者がその後方支援に携わる宮城県内の「復興支援員」の計画・活動実態から考察する。

結果として、以下の知見が得られた。

復興支援員が果たしてきた役割は２点ある。一つは、「順応的な支援」として「足し算のサポート→掛け算のサポート」モデルが再構築されたことである。二つ目は、「住宅移行期」の長期化に伴う、「足し続けるサポート」である。前者は、中越で提示されたサポート移行モデルの実践による定着であり、後者はモデルの更新にあたる。

成果は、「地域住民主体の活動の機運の高まりに寄与している」ことである。一方、課題として、「足し続けるサポート」・「足し算のサポートへの退行」を積極的な「順応」として評価することと、復興プロジェクト（計画）と活動実態が一致している事例の再検討の２点が導かれた。

キーワード：復興支援員、住宅移行期、中越・地域復興支援員、コミュニティ再構築

The role of “Regional Coordinator of Reconstruction” in the house shift period: Case study of system operating in Miyagi Prefecture

Shun NAKAZAWA

Abstract：

A member of regional coordinator of reconstruction that Ministry of Internal Affairs and Communications sets up develops support activity in each place that East Japan Great Earthquake disaster occurs in March 2011 and rebuilds the community in Japan. Local inhabitants begin a full-scale move from temporary housing to a permanent house and are the situation that reorganization of the community advances to now at the stricken area. Therefore, by the main subject, the writer considers the role and achievement, problem that a member of regional coordinator of reconstruction

※　なかざわしゅん　　（一社）みやぎ連携復興センター　チーフプログラムコーディネーター
nakazawa@renpuku.org

carried out in the stricken area right in the middle of the big environmental change in the house shift period. Studying based on a member of regional coordinator in Chuetsu Earthquake, I brought the result from a plan and the activity actual situation of that in Miyagi engaged in logistical support. A result obtained from the consideration.

The role that a member of reconstruction aid achieved has two points. One of two points is the rebuilding of the support model: “from the addition to the multiplication” as conformal support. The second point is the support that “continues making up for” with the prolongation of the house shift period. Former is fixation by the practice to a support shift model shown by Chuetsu Earthquake aid; latter is the partial update to a support shift model shown by Chuetsu Earthquake aid.

The achievement is that local inhabitants are independent and contribute to a surge of the time of the activity of the member of regional coordinator of reconstruction. On the other hand, issue is lead that to evaluate “the support that continues making up for” and “the regression to support of the addition” as active adaptation, and the example that the actual situation of the reconstruction aid activity accords with a reconstruction project is to be re-examined.

Keywords: Regional Coordinator of Reconstruction, house shift period, Regional Coordinator in Chuetsu Earthquake, reconstruction of the local community

Ⅰ．はじめに

2011年３月11日に発生した東日本大震災から４年９ヶ月が経過した。被災地では仮設住宅での生活が長期化しているが、高台移転や復興公営住宅の着工・建設が進み、恒久住宅への住民の移転がようやく本格化している。しかし、被災による住民流出などが原因で人口減少に拍車がかかった被災地においては、復興やその先の持続可能な地域づくりを果たすという意味ではまだまだ道半ばであり、復興庁の定める、2016年度からの「後期復興期間」の取組の重要性が増している。

被災地の人的支援という意味では、中越地震の際に設置された「地域復興支援員」をモデルにした、総務省の「復興支援員」事業が展開されている。被災地におけるコミュニティの再構築などに対する支援が展開され、2015年３月末時点で岩手・宮城・福島で450名余りが活動するなど一定の広がりを見せている。しかし、実態把握や、何より成果の評価が共有されていないのが実情である。そこには単に事業が継続中であるばかりでなく、中越とは違った被災の様相があることも一因ではないかと考える。端的に言えば、それは被災の長期化であり、特に住宅再建にあたっては、仮設住宅から恒久住宅への移行に伴い「第二の被災」と呼ぶべきコミュニティの再編が見られることである。したがって「復興支援員」には、この「住宅移行期」への対応が求められている。本論ではそこに焦点を絞り、実態把握とそれに基づく評価を試みたい。すなわち、１）「住宅移行期」において、「復興支援員」が地域において果たしてきた役割、２）地域にもたらしてきた成果・事業運用上の課題について、筆者が後方支援に携わる宮城県内の「復興支援員」の計画・活動実態から考察する。

以下ではまず、日本における地域への人的支援の展開について、中越地震の際の「地域復興支援員」、平時の地域支援の取組として展開されている「集落支援員」、「地域おこし協力隊」など、「復興支援員」設置に至る背景や経緯を整理する（第Ⅱ章）。次に、宮城県内の「復興支援員」事業の計画・活動実態から、地域において果たしてきた役割を明らかにする（第Ⅲ章）。続くⅣ章では、宮城県内での制度運用における成果と課題についてまとめる。

Ⅱ．中越「地域復興支援員」でのサポート移行モデル

１．日本における人的支援事業の展開プロセス

まず日本における地域への人的支援事業の変遷を概括する。

従来から日本では、官僚や専門家を地域へ派遣する事業が行われて来た。官僚の地域への派遣は天下り人事の側面もあるが、国の政策が隅々まで行き渡るようにという中央の意図に対して、地方にとっても補助金などを獲得する、有能な中央とのパイプ役になり、一定の役割を果たしてきたといえる（大西、2010：２頁）。一方、専門家の派遣事業としては、国土省地方振興局地方都市整備課の「地方振興アドバイザー」、国土交通省の「観光地域プロデューサー」、地域総合整備財団の「地域再生マネージャー」などがそれにあたる。派遣される専門家は事業を立案、推進する役割として重宝され、各地で地域づくりの取組の展開において中核を担ってきた存在であるといえよう。言い換えればこれらは「事業支援型」支援だということができる。

しかし、近年では、地域の問題が多様化し、解決のために全国一律の事業で対応する困難さが指摘されている。これに対し地域の特性や文化などを考慮した、「地域主導の政策」の重要性や存在感が増しているという（田中、2006：154頁）。

そういった政策転換の動きの中で、平時の地域支援を目的とした人的支援制度として、2008年には「集落支援員」が、2009年には「地域おこし協力隊」が総務省により設置されている。以下、２つの制度の概要を確認したい。

「集落支援員」とは、過疎高齢化の進む集落において住民が地域の課題を自らの課題として捉え、市町村と連携しながら施策を実施していくことを目的としている。具体的には当該地域に住む住民が市町村の委嘱を受け、集落点検や集落の今後の方向性を検討する活動などに取り組む制度である。2008年４月に設置されて以来、導入自治体は増加しており、2016年度は全国221の自治体において、858名が専任で、3,850名が自治会長や町内会長などと兼任で活動に従事している。

一方、「地域おこし協力隊」は地域外の人材に地域での振興・活性化事業に従事してもらい、３年間の任期終了後に当該地域への定住定着を図ることを目的としている。そのため都市部在住者が当該地域に住民票を移すことが条件となっている。市町村から委嘱を受け、行政や地域団体、地域内の事業所などに所属し活動するケースが多い。地域の状況にあわせ、市町村が活動内容を策定することになっており、高齢者の買い物支援などの生活支援から、地域産品のPR・ブランド化などの付加価値創出活動まで各地で多種多様な取組がなされている。「地域おこし協力隊」は専任のみで任期は１年から３年である。2009年から設置され、2016年度では全国444の自治体で1,511名が活動している。国の掲げる「まち・ひと・しごと総合戦略」の重要施策の一つとして位置づけられており、農林水産省の実施する「田舎で働き隊」との統合も視野に、2016年に3,000人、2020年に4,000人を目処に拡充することが謳われている。

以上をまとめれば、「集落支援員」に関しては地域内の人材を、「地域おこし協力隊」については地域外の人材を市町村からの委嘱という形で登用し、地域支援活動に従事してもらう制度だと言い換えることができる。

一方、災害発生時の人的支援事業に目を向けてみる。2004年10月に発生した中越地震を受け、2007年に設置された「地域復興支援員」が初の試みである。これは東日本大震災における「復興支援員」制度のベースとなった事業であり、まずその概要を確認する。

「地域復興支援員」は中越大震災復興基金を財源とし、「地域復興支援員設置支援」事業としてメニュー化された。2007年11月に先行実施され、翌2008年４月より40名規模で本格的にスタートした（新潟県中越大震災復興検証調査会、2015：494頁）。「地域復興支援員」の業務としては、１）被災地における地域復興のネットワークづくり支援、２）被災地における各種復興イベント等の企画、実施の支援、３）住民と行政の連絡調整、４）被災者の福祉的見守り、訪問相談、情報提供、５）その他、

被災地の復興を支援する業務の５点となっている（新潟県中越大震災復興基金、2007）。「地域復興支援員」として登用する人材については、地域内外などの条件設定はされておらず、災害ボランティアとして地域に関わっていた者や、当該地域の行政職員OB、地区出身の学生など様々な人材が活動してきた（田口、2015：136–137頁）。

「地域復興支援員」が果たしてきた役割としては、サポート対象を「個人→集落→地域」と広げながら、住民が主体となった復興（内発的復興）を下支えしてきたとまとめられている（稲垣、2013：355頁）。具体的には、①個人の意識を変える（住民の復興意識の醸成）②集落全体の意識を変える（縮小均衡状態の打開）、③集落の将来ビジョンづくりとその実践、④集落の連携意識の醸成、⑤地域（平成の大合併前の市町村単位もしくは概ね大字単位の集落の連合体）の将来ビジョンづくりとその実践、⑥自立した地域経営による持続的な住民主体の地域づくりの推進、の６点としている（稲垣、2013：355頁）。

制度としても、地域住民を中心に高い評価を受けており、２度の制度期間延長を受け、2017年度までの運用が決定している。

「集落支援員」、「地域おこし協力隊」、「地域復興支援員」の制度設計において特筆すべき共通点は２点ある。一つは、「地域の状況に合わせた、柔軟な運用が可能である」という点である。「柔軟な運用」という点について、中越における「地域復興支援員」のサポートモデルを整理した稲垣の言葉、「足し算のサポート」と「掛け算のサポート」が参考になる。「足し算のサポート（寄り添い型支援）」とは、「住民の不安や悩みに寄り添う（共に考え・行動すること）をベースに閉鎖的・依存的な意識、あきらめ感を持った住民に対し、地域復興支援員が、住民と外部人材との関係を積極的につくり、あるいは自らが外部人材としてよそ者の目を通し、集落の魅力や資源に気づきを与え、その魅力や資源を生かした小さな活動を行うものである。そこで住民が成功体験を積み重ね、また、できるだけ多くの住民を巻き込み、共通体験を積み重ねる中で主体的、開放的な意識、やればできるという思いを持った住民へと転換させていくサポートである」である。これに対し、「掛け算のサポート（事業導入型支援）」とは、「足し算のサポートが終わった後の主体的な住民自らが集落の持続可能性獲得のための事業を進めていく仕組みづくりに対する専門的なサポートである。掛け算のサポート段階における地域復興支援員の役割は集落にあった専門家等をつなぎ、専門家等とともに事業計画づくりから事業の推進までのサポートを行うことである」と定義している（稲垣、2013：356頁）。加えて、地域側からの視点として、新たな価値を作り出す事業は住民自身が活動自体の価値を認めて初めて定着するという指摘もある（平井、2015：253頁）。前述の３事業については従来の人的支援事業に多かった「事業支援型」（＝「掛け算のサポート」）のみならず、「足し算のサポート」までを領域としている。過疎高齢化が進行し、担い手不足が深刻な地域においては地域住民の主体的で継続的な地域活動が求められ、災害対応・平時の地域づくりに関わらず、その活動を共に育んでいく役割が求められていたといえる。また自由度の高い領域の中で、市町村及び集落が地域に必要な活動を設計できるという点において、前述した「地域主導の政策」の流れを汲んでいるといえるだろう。

二つ目は、「地域外の人材が一定期間地域で暮らしながら、もしくは住民が生活しながら、地域への支援を講じる」という点である。前述の通り、平時の取組については過疎高齢化の著しい地域での担い手不足の一時的な解消という側面はある。一方、中越での被災地域においては、将来への不安や悩みに寄り添い、活動をともにしながら一緒に考える存在が制度設計において求められたことが大きい。「地域復興支援員」導入以前に、地域住民とともに集落の復興について議論するというスタンスで支援を行っていた中間支援組織「中越復興市民会議」の活動を被災地で広く、深く展開する目的で「地域復興支援員」が設置されたことが明らかにされている（稲垣、2013：354頁）。

中越における「地域復興支援員」の設置については、災害への対応が背景にあるが、2007年から2009年にかけて、前述の人的支援施策の３事業が設置されたことは興味深い。「災害は地域に新たな課題を提示するのではなく、地域における潜在的な課題が顕在化する機会となる」とはよく指摘され

る（田口、2015：153頁）。その意味では、中越における地域復興へ向けた危機感と、全国的な過疎高齢化に伴う地域の危機感とが同時期にそれぞれの関係者に共有され、人的支援施策の設置という形で呼応したことは決して偶然ではなく、日本における地域支援施策の大きな転換点であったと言えよう。

しかしながら３事業ともに、震災復興や地域づくりなどの定量的な評価が難しいことや、人が関わる事業のため支援員のスキルや特性・キャラクターなどに左右され、他地区との比較が難しいことから、直接的な事業成果が捉えにくいという難点を持っている。しかし、中越における「地域復興支援員」については前述の通り２度目の制度期間延長が要望され決定していること、「地域おこし協力隊」や「集落支援員」については年々導入自治体が増加していることから、一定の評価がなされ、地域に必要とされている制度だと見なしうる点に留意しなければならない。

２．復興構想会議提言書・総務省要綱に見る「復興支援員」制度

以上の人的支援事業の展開を踏まえ、続いて東日本大震災での「復興支援員」設置までの経緯を整理する。

まず東日本大震災の発生を受け、内閣官房に設置された東日本大震災復興構想会議がまとめた提言書「復興への提言－悲惨の中の希望」（2011年６月25日）に、「復興を支える人的支援、人材の確保」という項目が設けられ、中越での「地域復興支援員」が評価され、東日本にも積極的に活用することが謳われた（東日本復興構想会議、2011：17頁）。

> 「市町村の住民は、復興事業に主体的に参画することが望まれる。このため、できるだけ住民自らが復興事業に携わることができるよう検討すべきである。また、住民の合意形成を支援するコーディネーターやファシリテーターと呼ばれる「つなぎ」の役目を果たす人材は、住民との円滑な人間関係の構築の面からも、地形や地理についての知識の面からも、できれば住民内部から育成されることが望ましい。さらに、住民主体の地域づくりを支援するためには、まちづくりプランナー、建築家、大学研究者、弁護士などの専門家（アドバイザー）の役割が重要である。国内外のこうした専門家の力を活用するためには、関係学会からの支援も受け、ネットワーク組織を作ることが重要である。（中略）被災市町村に居住しながら、被災者の見守りやケア、集落での地域おこし活動に幅広く従事できる復興支援員などの仕組みについて、積極的に支援する。さまざまに「つなぐ」役割を果たす人材こそ、コミュニティの復興においてなくてはならないからである。」

当該提言書における、復興支援人材に求められる役割を前述の稲垣の言葉も用いて整理すると、「『足し算のサポート』から『掛け算のサポート』までを活動領域とし、住民主体の復興活動のサポートと担い手の発掘･育成、他分野の専門家とのネットワーク構築を進める人材」だということができる。

上記提言書を受け、2012年１月に総務省事業である、「復興支援員」制度が設けられた。復興支援員事業の推進要綱（抜粋）には以下のように記されている（総務省、2012）。

（趣旨）

「被災地方自治体が、被災地域内外の人材を復興支援員として委嘱し、一定期間以上、被災地域に住み込んで住民の見守りやケア、集落での地域おこし活動などの復興に伴う地域協力活動に従事してもらいながら、当該地域への定住・定着を図る取組について、被災地方自治体が必要に応じて取り組むことができるよう、総務省として必要な支援を行う。」

○「復興に伴う地域協力活動」
「この要綱における「復興に伴う地域協力活動」とは、復興に係る地域力の再生・維持・強化に資する活動をいい、おおむね次に例示するものとするが、その具体的内容は、個々人の能力や適性及び各地域の実情に応じ、被災地方自治体が自主的な判断で決定するものである。
（復興に伴う地域協力活動の例）

○住民の生活支援
- 生活・居住環境の向上、行政手続き等に関する説明等

○住民の見守りやケア
- 仮設住宅等に居住する住民の巡回、話し相手等
- 複数の仮設住宅等に分かれて居住する被災コミュニティの連絡調整

○地域おこしの支援
- 地域行事、伝統芸能等コミュニティの活動再開及び活動の応援等
- 都市との交流事業実施の応援等
- 地場産品の販売その他地産地消の推進のための取り組みの応援等

○農林水産業への従事等

以上から中越の成果と提言書を踏まえ、「復興支援員」については自由度の高い活動領域が設計され、また、被災地方自治体が主体となって活動内容の設定を行うよう促されたと言えよう。また報酬面、事業運営体制、財源などの事業スキームは、すでに総務省事業として展開されていた「地域おこし協力隊」、「集落支援員」をベースにつくられており、「復興支援員」については東日本大震災発生以前の人的支援事業それぞれを参考に制度設計がなされたと言える。

Ⅲ．復興支援員による支援プロセスの再構築

１．宮城県内における「復興支援員」制度の運用状況

以降からは筆者が後方支援活動に関わる、宮城県内の「復興支援員」に対象を絞って論ずる。まずは事業の概要である（表１参照）。本事業は県・市町村、どちらも事業主体となることができる。県事業、市町事業を合計すると2015年11月現在で８市町21事業において展開され、97名が各地で復興支援活動に従事している。

県内初の事業は、2012年４月の気仙沼市の例である。その後2012年６月には県事業として「みやぎ復興応援隊」が設置された。これは、被災によりマンパワーが不足した市町村に代わって、県が手続き・事務処理等を代行することを目的としている。それら「復興応援隊」は、県と業務委託契約を結んだ受託団体と呼ばれるNPOや企業と雇用関係を結び、復興支援活動に従事している。

活動内容は、県事業・市町事業双方とも、現行の市町村だけでなく平成の大合併前の市町村の復興計画に沿う形で策定される。さらに、県事業については、「復興プロジェクト（以下、復興PJと表記）」と呼ばれる活動目的・領域が定められている。

復興支援員の属性は、地域外から学生ボランティアとして被災地に関わる延長で採用された者や被災により職を失ったセミリタイア層、主婦など多岐にわたる。

表１　宮城県内の復興支援員事業概要（2015年11月時点）

No.	自治体	地区／事業名	管轄	担当課	名称	受託団体（本部所在地）	活動内容	人数	導入年月
1	気仙沼市	自治会支援	市	地域づくり推進課	地域支援員	-	仮設住宅自治会運営支援	11	2012年4月
2		担い手育成		地域づくり推進課	地域支援員		まちづくりセミナー、人材育成塾の運営	3	2013年4月
3		地場産業再生支援事業		商工課	地域支援員		地域産品のECサイト運営	0	2014年8月 ※
4		震災復興支援チーム		震災復興・企画課	地域支援員		企業連携を生かした復興支援活動	7	2013年2月
5	南三陸町	南三陸地区	県	地域復興支援課	復興応援隊	株式会社ゆいネット（仙台市）	観光協会運営支援（プログラム運営、情報発信など）	6	2012年12月
6		伊里前地区				南三陸商工会（南三陸町）	仮設商店街運営支援（イベント運営、情報発信など）	4	2013年11月
7		志津川地区				（一社）南三陸町復興推進ネットワーク（南三陸町）	被災休耕田を活用した6次産業化（日本酒造り）など	5	2014年4月
8		入谷地区				（一社）南三陸研修センター（南三陸町）	地域資源を活用した体験プログラム整備など	3	2014年4月
9	石巻市	石巻市中央地区	県	地域復興支援課	復興応援隊	（公社）みらいサポート石巻（石巻市）	震災伝承・語り部、中心市街地のまちづくり支援など	7	2012年12月
10		石巻圏域				（特非）石巻復興支援ネットワーク（石巻市）	オンパク手法を活用した地域づくり	6	2013年4月
11		石巻市北上地区				（特非）パルシック（東京都千代田区）	復興まちづくりに係るワークショップ運営支援など	4	2012年12月
12		石巻市雄勝地区				（特非）雄勝まちづくり協会（石巻市雄勝町）	コミュニティカフェ運営、住民サークル活動支援など	3	2012年6月
13		石巻市牡鹿地区				（特非）キャンパー（埼玉県行田市）	まちづくり会社事務局支援、観光協会運営支援など	7	2012年8月
14		産業復興支援員	市	商工課	産業復興支援員	株式会社東北農都共生総合研究所（仙台市）	6次産業化支援	7	2014年10月
15	女川町	-	県	地域復興支援課	復興応援隊	復幸まちづくり女川合同会社（女川町）	地域産品のブランド化、コミュニティラジオ運営など	7	2013年7月
16	東松島市	-	市	地域協働課	復興まちづくり推進員	（（一社）東北圏地域づくりコンソーシアム（仙台市））	コミュニティ・住民サークル活動支援など	8	2013年1月
17	塩釜市	浦戸寒風沢地区	県	地域復興支援課	復興応援隊	（特非）浦戸アイランド倶楽部（塩釜市）	漁業・農業希望者の受入・育成支援など	3	2015年4月
18		浦戸桂島地区				（一社）浦戸自主航路運営協議会（塩竈市）	漁業希望者の受入・育成支援など	2	2015年4月
19	多賀城市	-	市	地域コミュニティ課	地域支援員	（（一社）東北圏地域づくりコンソーシアム（仙台市））	コミュニティ・住民サークル活動支援など	2	2012年8月
20	丸森町	筆甫地区	町	企画財政課	復興支援員	（筆甫地区振興連絡協議会に出向）	移住定住促進、バイオマス電力整備事務局支援など	1	2013年9月
21		耕野地区				（耕野振興会に出向）	イベント運営支援、高齢者の見守り事業など	1	2013年9月

※体制更新中、2016年度は新規体制で事業継続を予定

（活動終了地区）※いずれも2015年3月まで

1	石巻市	石巻地区	県	地域復興支援課	復興応援隊	（特非）石巻スポーツ振興サポートセンター	スポーツ活動による子どもの健康支援など	3	2012年8月
2	東松島市	-	県	地域復興支援課	復興応援隊	（一社）東松島復興協議会	仮設住宅におけるコミュニティ支援	6	2012年7月
3	仙台市	若林区	県	地域復興支援課	復興応援隊	（特非）子ども育成支援協会	六郷・七郷コミネット（仮設支援協議会）事務局支援	3	2012年10月

2．復興PJ（計画時）の類型

まず、「復興支援員」の活動実態を捉えるべく、稲垣の整理（「足し算のサポート」、「掛け算のサポート」）に則って、①復興PJ（計画）、②活動実態それぞれの類型化を図り、そのズレに注目したい。各地区の復興PJ・活動実態の類型を区分し、事業導入の時系列に並べたものが表２である。なお類型化はそれぞれの活動の後方支援に当たる際に筆者が行った実態把握に基づいている。

〈復興PJと活動実態の類型〉

A：足し算のサポート

B：足し算のサポート→掛け算のサポート

C：足し算のサポート＋掛け算のサポート

D：掛け算のサポート

表２　宮城県内の復興支援員活動状況（導入時系列）

導入		自治体	地区／事業名	活動内容	導入年月	復興PJ類型	活動実態類型
2012年度	1	気仙沼市	自治会支援	仮設住宅自治会運営支援	2012年4月	A	A
	2	石巻市	石巻市雄勝地区	コミュニティカフェ運営、住民サークル活動支援など	2012年6月	C	B
	3	東松島市	-	仮設住宅におけるコミュニティ支援	2012年7月	A	A
	4	石巻市	石巻市牡鹿地区	まちづくり会社事務局支援、観光協会運営支援など	2012年8月	C	B
	5	多賀城市	-	コミュニティ・住民サークル活動支援など	2012年8月	A	A
	6	石巻市	石巻地区	スポーツ活動による子どもの健康支援など	2012年8月	A	A
	7	仙台市	若林区	六郷・七郷コミネット（仮設支援協議会）事務局支援	2012年10月	A	A
	8	南三陸町	南三陸地区	観光協会運営支援（プログラム運営、情報発信など）	2012年12月	D	C
	9	石巻市	石巻市中央地区	震災伝承・語り部、中心市街地のまちづくり支援など	2012年12月	C	B
	10	石巻市	石巻市北上地区	復興まちづくりに係るワークショップ運営支援など	2012年12月	C	B
	11	東松島市	-	コミュニティ・住民サークル活動支援など	2013年1月	A	A
	12	気仙沼市	震災復興支援チーム	企業連携を生かした復興支援活動	2013年2月	D	C
2013年度	13	気仙沼市	担い手育成	まちづくりセミナー、人材育成塾の運営	2013年4月	C	B
	14	石巻市	石巻圏域	オンパク手法を活用した地域づくり	2013年4月	C	B
	15	女川町	-	地域産品のブランド化、コミュニティラジオ運営など	2013年7月	D	D
	16	丸森町	筆甫地区	移住定住促進、バイオマス電力整備事務局支援など	2013年9月	C	B
	17	丸森町	耕野地区	イベント運営支援、高齢者の見守り事業など	2013年9月	C	B
	18	南三陸町	伊里前地区	仮設商店街運営支援（イベント運営、情報発信など）	2013年11月	D	C
2014年度以降	19	南三陸町	志津川地区	被災休耕田を活用した6次産業化（日本酒造り）など	2014年4月	C	C
	20	南三陸町	入谷地区	地域資源を活用した体験プログラム整備など	2014年4月	D	C
	21	気仙沼市	地場産業再生支援事業	地域産品のECサイト運営	2014年8月	D	D
	22	石巻市	産業復興支援員	6次産業化支援	2014年10月	D	D
	23	塩釜市	浦戸寒風沢地区	漁業・農業希望者の受入・育成支援など	2015年4月	D	D
	24	塩釜市	浦戸桂島地区	漁業希望者の受入・育成支援など	2015年4月	D	D

表3　復興PJ類型と活動実態類型の整理（全体）

全体（24地区）		活動実態類型			
		A	B	C	D
復興PJ類型	A	6	–	–	–
	C	–	8	1	–
	D	–	–	4	5

表4　復興PJ類型と活動実態類型の整理（事業導入年度ごと）

2012年度導入地区（12地区）		活動実態類型			
		A	B	C	D
復興PJ類型	A	6	–	–	–
	C	–	4	–	–
	D	–	–	1	1

2013年度導入地区（6地区）		活動実態類型			
		A	B	C	D
復興PJ類型	A	–	–	–	–
	C	–	4	–	–
	D	–	–	1	1

2014年度以降導入地区（6地区）		活動実態類型			
		A	B	C	D
復興PJ類型	A	–	–	–	–
	C	–	–	1	–
	D	–	–	1	4

全体として時間が経過するにつれ、復興PJが「足し算のサポート」から「掛け算のサポート」へ移行しているのが見てとれる（表４：A・C→Dへの移行）。例えば、４事業を展開している気仙沼市は、県内で最も早く2012年４月に仮設住宅の自治会支援という「足し算のサポート」を目的に事業を導入したが、復興の進捗に合わせて、地域の担い手育成や産業振興の分野という「掛け算のサポート」も目的とするように変化してきている。

以下では具体的なイメージをつかむために、復興PJ（計画）の類型について、典型的な事例をまとめておく。

• A：足し算のサポート

生活支援やコミュニティ形成・維持に関する支援である。気仙沼市の自治会支援事業における自治会運営に関わる相談業務や、助成金申請のサポートなどが典型である。

・C：足し算のサポート＋掛け算のサポート

地域の状況に合わせて幅広く活動内容が設定されている。石巻市北上地区の復興PJでは、住宅再建に向けた対応などの「生活再建支援」から、祭り・イベントの開催支援といった「活性化支援」までカバーしている。これは事業導入時の行政担当者が、「地域のニーズに合わせて動けるよう曖昧な復興PJを設定した」としている（図司、2015：55–56頁）。

・D：掛け算のサポート

「事業支援型」に近い活動である。観光、産業振興など特定分野での支援を目的としており、専門知識を持つ「復興支援員」が募集され、配属されるケースも多い。石巻市では本事業を活用して、農水産業の六次産業化支援を行っている。

ここで注意すべき点が２つある。一つは、地域の復興段階とは必ずしも一致しないサポートが計画されている点である。これは主にはDについてだが、「住宅移行期」が完了する前から「掛け算のサポート特化型」として計画・導入されている。このような例が見られるのは、被災によってマンパワー不足に陥った、各種機関・団体の人足の補充として「復興支援員」が捉えられたためでもある。

もう一点は、中越のモデルとして整理された地域の状況に即したサポートの移行（「足し算のサポート→掛け算のサポート」）が必ずしも計画されていない点である。今回のAとDの類型では復興PJの性格が個別具体的である反面、固定的であり、地域の状況やニーズに合わせて形を変えていくプロセスが想定されていなかった。

以上２点をまとめると、計画段階においては、地域の状況に合わせて「足し算のサポート」から「掛け算のサポート」へ移行するという、中越でのモデルが必ずしも共有されていなかった点に留意する必要がある。

3．活動実態の類型

続いて活動実態の類型である。その類型化は主として、宮城県内の「復興支援員」の後方支援の一環として筆者が実施した聞き取り（含む対住民）などに基づいている。

・A：足し算のサポート

2012年４月に宮城県内で最も早く「復興支援員」事業を配置した、気仙沼市の自治会支援の取組が象徴的である。そこでは主に仮設住宅での自治会支援が行われており、「復興支援員」は各地のイベント運営や、各種助成金の申請のサポートなどを、現在11名体制で行っている。聞き取りの中で、仮設住宅の自治会長を務める住民から以下のような声があった（宮城県：2014）。

> 「『何かあったらいつでも相談してください』と言ってくれるからありがたいですよ。各戸を回って住民に声を掛けてくれるしね。誰も来ないとやっぱり寂しい。訪ねてくる人がいると、普段は外に出てこない人も顔を出す。それだけでも違います」

「復興支援員」が地域住民の不安に寄り添って活動している様子が伺えよう。しかしながら、住民主体の動きが上手くつくり出せない自治会をどこまで支援するかということや、住民の移転が進み担い手がさらに減少するなかで復興支援員に頼られる役割が増加しているといった、「住宅移行期における今後の支援のあり方」に課題が残る。

・B：足し算のサポート→掛け算のサポート

地域のニーズや状況に合わせ、柔軟に段階を追って活動を展開した例があり、例えば石巻市牡鹿地

区の取組が挙げられる。2015年11月現在、７名でなされる活動の内容は幅広く、地域コミュニティ誌の発刊などを通じた情報発信や、祭り・イベントなどの運営支援など多岐にわたる。中でも現在の活動の軸となっているのは、2015年６月に設立されたまちづくり会社の事務局支援である。同社は、今後地域内に建設される観光施設や商店街のテナント管理会社として期待されており、関係者の合意形成からまちづくり会社の立ち上げに係る手続きまで、復興支援員がサポートしてきた経緯がある。聞き取りの中では以下のような声が住民からあった。

「実はこれまで、協議会の活動をやめようと思ったことが何度かあったんです。協議会の会員は自由に商売をしていた経営者の集まり。思いや考え方がバラバラなのは当たり前です。それでも会合の集まりが悪かったり、まとまりのなさを感じると、これからどうしたらよいかと悩んで。しかし（復興支援員）さんが事務局に入ってくれて変わりました。だいぶまとまりが出てきて、もう一度頑張ってみようという気持ちになったんです」(2015年10月23日に聞き取り)。

「復興支援員」が関係者一人一人に話を聞いて回る中でニーズを掘り起こし、不安な点を少しずつ解消することで、地域としてまちづくり会社設立の機運が高まったというのである。まちづくり会社をプラットフォームとし新たな価値を生み出していく「掛け算のサポート」は始まる基盤がまさに「足し算のサポート」を通じて形成されたといえよう。

・C：足し算のサポート＋掛け算のサポート

「復興支援員」を観光協会のスタッフに配属している南三陸地区が典型的である。計画は、語り部ツアーや視察受入のコーディネート、復興イベントの企画運営が挙げられ、観光に特化した「事業支援型」の導入が考えられていたといえる。しかし現実に配属されてきた「復興支援員」は住民に寄り添いながら、新たな価値を生み出す展開への後押しも行っている。例えば、現在展開されつつある民泊の普及促進は、建築設計会社員という前職の経験を持つ「復興支援員」が住民と丁寧に進めてきた。以前から地域では民泊を進めていきたいと動いていたが、震災を機に一時機運が落ち込んでしまっていた。そんな折、「復興支援員」は挨拶回りや話を聞くことから始めるなど住民との信頼関係づくりを大切にしながら、自身のノウハウを生かして、民泊事業の説明会や研修、簡易宿泊所申請のサポートを行ってきたという。初めは数軒だったものの、今では地域内の30軒ほどで民泊が可能になるなど広がりを見せ、教育旅行も多く受け入れている。住民に寄り添い、事業に関わる不安を解消しながら、地域外との新たな交流を生み出す後支えをしている。

以上の活動実態の知見を整理すると、計画段階では想定されていなかった「足し算のサポート」から「掛け算のサポート」への「移行」が見られるケースが多い点が注意される。表３中の「復興PJ：C→活動実態：B」の計８地区、「復興PJ：D→活動実態：C」の計４地区がそれにあたる。住宅再建の完了以前における、住民の不安に寄り添う活動に、復興支援員が柔軟に対応してきたのだと言えよう。つまり、地域の状況に合わせて、計画に縛られない、「順応的なサポート」が行われたのである。

Ⅳ.「復興支援員制度」の成果と課題

１．成果と中越でのサポート移行モデルに対する示唆

以下第Ⅲ章の分析を踏まえ、「復興支援員」事業のもたらした成果を概括する。本事業の趣旨に立ち返ると、「活動によって『地域力の再生・維持・強化』がなされ、それによって『復興』が達成さ

れること」とある。しかし、「復興」についても捉え方が様々で、各方面で議論がなされている最中であること、また「復興支援員」事業自体も半ばであること、さらに地域特性や復興状況が一様でないことから、この事業における地域の「復興」に対する貢献は未だ一元的に評価できない現状である。

その上で、「地域住民主体の活動の機運の高まりに寄与している」点に注目したい。前章で整理したように、行政の立てた計画に縛られず、地域や復興の状況に即した「順応的なサポート」が講じられ、住民の意識の底上げにつながっている。こうした「順応的なサポート」のモデルと言えるのが、まさに稲垣の示した「足し算のサポート→掛け算のサポート」という支援の移行モデルである。その意味で、稲垣が概念として提示した中越モデルを、宮城県内の「復興支援員」は実践を通じて定着させつつあると言い換えることもできよう。

同時に、そうした中越でのサポート移行モデルに収まりきらない新しい含意を強調したい。それは、東日本大震災のように被災が長期化したことによって現れる「住宅移行期」に対する「足し算のサポート」であり、「足し算のサポート」が発災期だけでなく、「住宅移行期」にも有効であるという意味で「足し続けるサポート」とも呼べる新たなモデルが示せる点である。

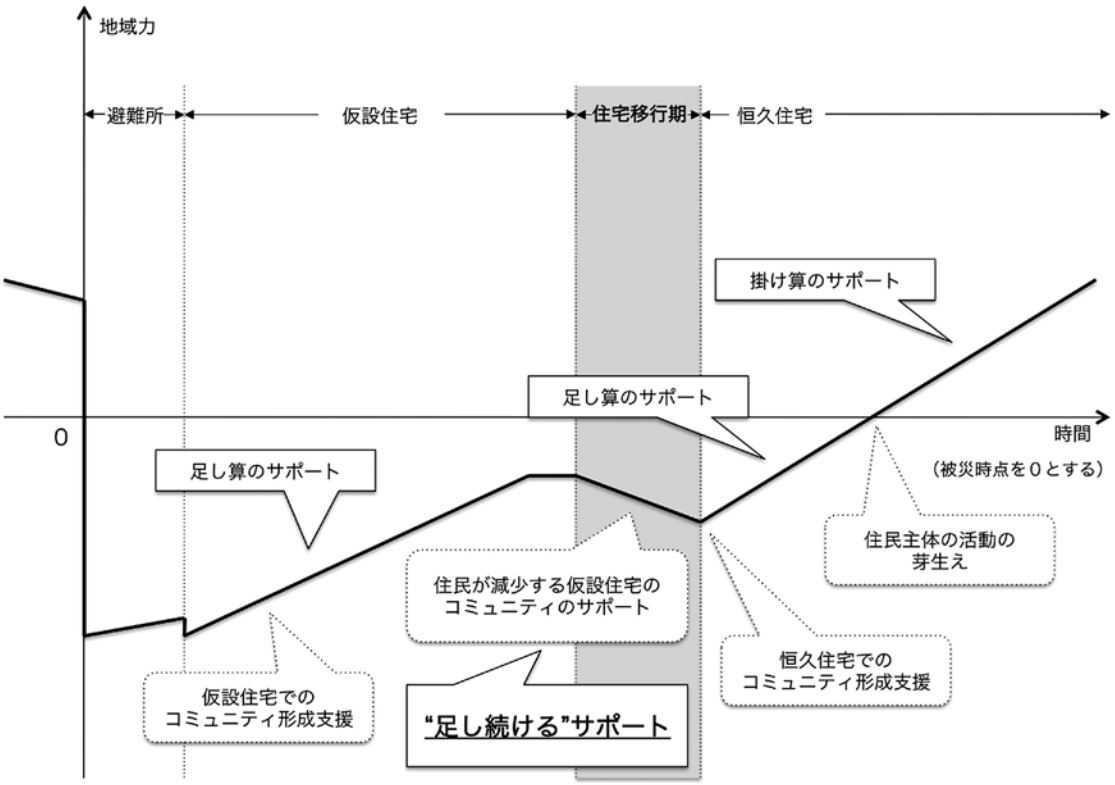

図１　地域力創造曲線（稲垣（2013）作成を元に筆者改変）

図１は稲垣（2013）にならって縦軸に地域力、横軸に時間をとり、時間の経過と共に地域力の変化を図示したものである。

地域力を左右するものとしては、コミュニティの再構築や、住民一人一人の復興感の向上が指摘されており、それらの最も大きな土台が、恒久住宅への入居であることには異論はあるまい。恒久住宅への入居は、被災後の地域力の画期をなすと言えよう。この点に関して、中越地震の際の「地域復興支援員」は恒久住宅への移転以降の支援であった。従って、住民の不安に寄り添い小さな成功体験を共有する「足し算のサポート」から新たな価値を生んでいくための「掛け算のサポート」へと移行する、どちらかと言えば単純なモデルが想定されていた。言わば恒久住宅への移転という、被災後の住まいに関する最後の大きな環境変化を経た上での支援活動であったのである（図における、「恒久住宅」

以降の支援)。

これに対し、東日本大震災の「復興支援員」は、恒久住宅入居前の仮設住宅でのコミュニティ支援の段階にも配置されてきた（図中の「仮設住宅」期の支援)。その延長で引き続き活動が展開されてゆくと、一旦「掛け算のサポート」に移行するように見えても、恒久住宅への移転が徐々に進むにつれ仮設住宅や商店街の人が減り、日々不安が増す残された住民に改めて寄り添わねばならない状況が生まれてくる。住民の心に寄り添い、不安をなだめるという、いわば「足し続けるサポート」が展開されている（図中の「住宅移行期」の支援)。これは「復興が進んでいるにもかかわらず、復興が進めば進むほど縮小するコミュニティを支え続ける」という矛盾を孕んだサポートだと言えよう。

2．課題

以上の成果を確認した上で課題を整理する。一つは、前述の「足し続けるサポート」や地域の状況に合わせて「足し算のサポート」に立ち戻ることを、消極的な「活動の硬直」や「退行」としてではなく、積極的な「順応」として評価すべきである。「住宅移行期」が長期化している状況では、住民の不安に寄り添う姿勢が不可欠であり、このことは事業関係者および政策当局者・専門家が広く共有すべき事項だと言えよう。

二つ目は、復興PJと活動実態が一致している事例（特に、復興PJ：A→活動実態：A、復興PJ：D→活動実態：Dのモデル）の再検討である。このうちまず、A→Aのモデルの例については、「『掛け算のサポート』への移行のデザイン」が求められていよう。「住宅移行期」の長期化に伴う「足し続けるサポート」の必要性は認められるものの、「いつでも相談できる支援者がいる」、「困った時には手伝ってくれる」という「住民の支援慣れ」の傾向も同時に問われるべきであろう。その場合、支援のスタンスを再検討し住民に無理のない「掛け算へのサポート」への移行を図る必要があると考えられる。なぜならそうした視点は、恒久住宅移転後の住民の主体性に関わる必要不可欠なものだと言えるからである。

またD→Dの例については、「『足し算のサポート』が本当に必要ないか」という再確認が必要であろう。逆に言えば、そこでの「掛け算のサポート」が住民の主体性が芽生えた上でのものなのかどうか見極めることが改めて求められる。

どちらの場合でも柔軟に支援の形を変える余裕が「復興支援員」本人だけでなく、それを受け止める地域にも、また政策当局者にも求められる。しかし、本事業の特長だとされた「自由度の高さ」に魂を入れるためにも、「足し算のサポート」と「掛け算のサポート」の組み合わせを戦略的に盛り込み、より効果の高い運用がなされることが期待される。

以上の議論は、事業の途中経過に後方支援者として立ち会った筆者だからこそ可能な速報的な知見である。それゆえ直接事業に関わっていない研究者や政策当局者、あるいは「復興支援員」本人を含め、様々な角度からの「復興支援員」の検証とその突合せが早急に求められよう。その中で筆者の立ち位置は、「復興支援員」の後方支援者という直接の当事者でも部外者でもない中間的なものであり、そこからだからこそ見えるものと見えないものを反省しつつ、今後も得られた知見を体系的に発信し、異なる視点からの知見との突合せにも積極的に関与したい。「千年に一度」と言われた大災害からの歩みがわずかながらでも、今後の地域づくりに生かされることを願ってやまない。

参考文献・参考URL

中越大震災復興基金（2007）「地域復興支援事業（地域復興支援員設置支援）補助金交付要綱」，http://www.chuetsu-fukkoukikin.jp/jigyou/01/028/01–028-youkou.pdf（2015年12月13日最終アクセス）。

東日本復興構想会議（2011）「復興への提言―悲惨のなかの希望」，17頁，http://www.cas.go.jp/jp/fukkou/pdf/fukkouhenoteigen.pdf（2015年12月13日最終アクセス）。

平井太郎（2015）「『地域』が『地域』を評価することは如何に可能か？―地域おこし協力隊をめぐるアクションリサーチ」 日本都市学会編『日本都市学会年報』Vol.48，249–258頁。

藤本穣彦（2013）「人口減少の被災地域におけるコミュニティ政策への視点―地域支援人材配置の社会実験をふまえて」法政大学サステイナビリティ研究教育機構編『サステイナビリティ研究』第３号，135–149頁。

稲垣文彦（2013）「中越地震における地域復興支援員に学ぶ」 農村計画学会編，『農村計画学会誌』Vol.32，No.3，354–357頁。

宮城県（2014）「気仙沼市 水梨コミュニティーセンター仮設住宅 自治会長・齋藤則雄さん 気仙沼市地域支援員・糟谷真紀子さん」，『土と風―地域を耕す人びと–2014–』，Vol.4，http://miyagifukkououentai.jp/?page_id=2271（2015年12月13日最終アクセス）。

新潟県中越大震災復興検証調査会編著（2015）「復興の哲学としての『新潟モデル』」，『新潟県中越大震災復興検証報告書』，476–507頁。

大西隆（2010）「地域への人材還流論―人材派遣制度の成果と課題」 日本地域開発センター編，『地域開発』Vol.552，2–5頁。

総務省（2008）「過疎地域等における集落対策の推進について」，http://www.soumu.go.jp/main_content/000220073.pdf（2015年12月13日最終アクセス）。

――（2009）「地域おこし協力隊推進要綱」，http://www.soumu.go.jp/main_content/000035200.pdf（2015年12月13日最終アクセス）。

――（2012）「復興支援員推進要綱」，http://www.soumu.go.jp/main_content/000239073.pdf（2015年12月13日最終アクセス）

――（2015a）「地域おこし協力隊制度の概要」，http://www.soumu.go.jp/main_content/000380187.pdf（2015年12月13日最終アクセス）。

――（2015b）「集落支援員の活躍先」，http://www.soumu.go.jp/main_content/000349399.pdf（2015年12月13日最終アクセス）。

田口太郎（2015）「復興まちづくりにおける『地域復興支援員』の取組み」 中越防災安全推進機構・復興プロセス研究会著，『中越地震から3800日―復興しない被災地はない』ぎょうせい，127–181頁。

田中重好（2006）「地域政策策定過程と公共性担保の技法」 岩崎信彦・矢澤澄子監修，　玉野和志・三本松政之編，『地域社会の政策とガバナンス』，東信堂，154–172頁。

図司直也（2015）「被災地における地域サポート人材の役割と課題」 西城戸誠・平川全機編著，『生業と地域社会の復興を考える―宮城県石巻市北上町の事例から』公人の友社，48–56頁。

書　　評

可能性の中心としての『哲学音楽論』

平　井　太　郎※

今私は「何を書くべきか」と書きつけそのまま筆が止まる。キーボードの連続音の後、沈黙が訪れ、戸外を車が流れる音が寄せては返す波のように響いている。このように言葉と音とが同時にあること／ともにあること――それが本書『哲学音楽論』で「哲学音楽」と呼ばれる現象であり、またどのようにそうした現象に近づけるかが本書の主題にほかならない。

そのように主題を設定したとき、素朴には「歌」に手がかりを求めることになるだろう。たとえば黄金期のミュージカル／映画の頂点をなす『サウンド・オブ・ミュージック』の主題歌のように。そこでは次のように高らかに歌い上げられる。「私の心は丘に満ちた「音楽の音」に溢れ、耳を打つ全ての歌を歌い出す」と。ここでは自然と人との間に断絶は想定されない。そしてその証が「音楽の音」であり「歌」だとされている。たしかに主人公がさまざまな無理解に曝されるように、両者の間の断絶は垣間見えないわけではない。しかしそれは「音楽の音／歌」によりかならず繕われ癒される。こうしたロマン主義的な言葉と音との幸福な関係は、ある時期から現在に至るまでくりかえし目にし耳にすることができるだろう。

だが本書はそのような途を取らない。言葉と音のロマン主義がはらむ理想論が、時として暴力的な啓蒙につながることを十分に理解しているからであろう。このことを思い起こさせるのが、『サウンド・オブ・サイレンス』という「歌」である。それはちょうどミュージカル／映画の終焉を告げるかのような『卒業』という名のプログラムの主題歌であった。そこではこう絶叫される。「馬鹿な。みんな知らないだけだ。俺の言葉を聞け。俺の腕を取れ。」と。このようにロマン主義は、それを共有しない人びとを「馬鹿」扱いし、言葉と力で介入しようとしがちである。続いてつぶやかれる「だが、ぼくの言葉は沈黙の井戸に消えてゆく」という深い疎外感も、そうした言葉と力による介入をあきらめさせるどころか、さらに執拗に促すことになるだろう。

これに対して本書におけるロマン主義からの転回を基礎づけているのが、「サウンドスケープ」という視点であり、啓蒙にかわる「音楽教育」という営みである。「サウンドスケープ」は『サウンド・オブ・サイレンス』とほぼ同時期に、きわめて似た問題意識から生まれている点に注意される。後者が高度消費社会における都市を覆い尽し、しかも多弁で喧騒に満ちたネオン・サインに「沈黙」を見出しているように、「サウンドスケープ」が見出される契機も「騒音公害」であった。

そのうえで両者のたもとを分かつのは、言葉と音がともにあることの多様性を許容するか否かという点であろう。『サウンド・オブ・サイレンス』では「万人に共有される言葉による歌」が想定されている。しかし「サウンドスケープ」は、その時期、その場所、あるいはそこに関わる人ごとに異なった、言葉と音のともにあるあり方を丹念に――言葉と音の双方で――捉え、分かち合おうとする。その意味では「サウンドスケープ」とは、通常理解されているように、たんなる音をめぐる環境である以上に、音をめぐる経験の固有性を指していよう。であればこそ、この新しい語が創造されるとき、Landschaft/ Landschappenから派生したlandscapeの語根-scape、すなわち通常の英語であば-nessや-ityなどに相応する語根が取られたのであろう。あえて言えば「サウンドスケープ」は「音らしさ」あるいは「音そのもの」と捉え返すこともできよう。

※　ひらいたろう　　弘前大学大学院地域社会研究科　准教授
of-hirai@nifty.com

だからこそ「サウンドスケープ」をめぐる営みは尽きることがない。それは今、ここ、そして、そこに行き逢った人によって立ち上げられる出来事そのものだからである。そしてその経験を言葉と音の双方で共有できるように立ち上げようとするのが、本書で遂行される「音楽教育」にほかならない。

その意味で本書の白眉は、スーザン・ソンダクやロラン・バルト、ロバート・ウォーカーなどの思考との対話以上に、弘前大学の学生たちや地域の住民とともに進められた実践記録であり、筆者自身が師レイモンド・マリー・シェーファーとともに紡いだサウンド・エデュケーションのいくつかの断片的挿話である。それらを一つひとつ追ってゆけば、ここで言われる「サウンドスケープ」や「音楽教育」なるものの射程の奥行きを捉え返すことができる。それらはしばしば操作主義的な工学や教育法に回収されがちである。これに対し、本書に収められた記録や挿話を反芻すれば、それらが安易な普遍化と理想化をともに拒む息の長い営みであることが体得されてこよう。ここであえて「体得」と言ったように、本書の読後に得られる理解は、たしかに言葉を介してのものなのではあるが、あくまで目を耳を揺さぶる身体感覚の水準に降り立っている。それは一語一語、日本語の息遣いに配慮して組み上げられた記述のなせる技にほかならない。同時にそれは「哲学音楽」という困難な主題設定、すなわち言葉と音のともにあるありようをあえて言葉で伝えようとする試みに、たしかに一つの解が与えられたことの証でもある。

このような野心的な知の冒険者と時と場を共有できることの奇蹟に感謝しつつ、本書を１つの出発点として、私自身をふくめ多くの読者がそれぞれのかたちで「言葉とモノゴト」の関わりようにかんする探究を深めあい、分かちあうことを希望する。

研　究　科　日　誌

（2014年10月～ 2015年９月）

研究科日誌（2014年10月～2015年９月）

Chronology (Oct.2014 – Sep.2015)

●地域社会研究会研究報告発表会

2014年度　第４回研究報告発表会

平成26年12月７日（日）場所：コラボ弘大４階　演習室

・「地方都市に於ける市民討議会の可能性　～五所川原市の事例に即して～」

佐々木邦和（13期生　地域文化研究講座）

2015年度　第１回研究報告発表会

平成27年４月25日（土）場所：コラボ弘大４階　演習室

・「生活時間調査から見る小学生の生活実態」

小野　恭子（14期生　地域政策研究講座）

・「青森県日本海側の地質防災と津波防災について」

中村　智行（14期生　地域文化研究講座）

2015年度　第２回研究報告発表会

平成27年５月23日（土）場所：コラボ弘大４階　演習室

・「コト的に機能する芸術教育について：アフォーダンス理論をもとに」

髙橋　憲人（14期生　地域文化研究講座）

・「能動触探索による組み合わせ図形の知覚」

葛西　崇文（14期生　地域政策研究講座）

2015年度　第３回研究報告発表会

平成27年６月27日（土）場所：コラボ弘大４階　演習室

・「デザインの力を生かす小規模事業者のための商品開発研究」

工藤　洋司（14期生　地域産業研究講座）

●学位論文

〈学位論文公開審査会〉

平成27年1月31日(土) 9：00～　総合教育棟4階　404講義室

講座名	氏　名	学位論文題名	主　査
地域政策	工藤　裕介	街なかまちづくり活動におけるプロセス支援の方法論に関する研究	北原　啓司
地域文化	葛西　未央	東北日本内帯北部の海跡湖における完新世の地形変化と湖水環境変遷	小岩　直人
地域政策	鑓水　浩	知識の習得に重点を置いた道徳教育の研究 ―人間行動の自動性に基づく授業開発―	平岡　恭一
地域産業	藤田　武美	都道府県別の二酸化炭素森林吸収量・排出量及び産業廃棄物移動量推計等から考察した環境に対する地方の貢献	佐々木純一郎

弘前大学大学院地域社会研究科年報　投稿要領

平成20年９月制定
平成26年６月改正

本年報は弘前大学大学院地域社会研究科によって発行される学術雑誌である。地域社会に関する研究成果を内外の研究者から広く募集し、その成果を掲載発表することにより、地域社会の発展に寄与することを目的とする。

１．発行時期

年１回発行する（３月刊行予定）。

２．投稿締切

投稿は随時とするが、当該年度内の本年報に掲載を希望する論文等の投稿締切日については年度初めの原稿募集案内に明記している。

３．カテゴリー

提出原稿は「論文」「研究ノート」「その他」という、三つのカテゴリーのいずれかを明示して提出する。

４．提出物

○CDまたはUSB

○ハードコピー（本研究科院生および外部投稿者は３部、本研究科修了者、研究科教員および編集委員会が依頼した執筆者は１部）。

※原稿は図表等のスペースを含めて日本語の場合はA4用紙１枚につき1600字、計20頁以内、英語の場合はA4用紙１枚につき600words、計20頁以内とする。ただし要旨の字数は含まない。

※論文及び研究ノートの場合、いずれも英文300wordsの要旨・キーワード（４項目まで）と日本語800字の要旨・キーワード（４項目まで）を含むこと。「その他」の場合は英文タイトルのみとし、投稿者の希望により英文300wordsの要旨と日本語800字の要旨を付すこともできる。

※原稿には投稿者の所属、肩書および連絡先（住所、電話・FAX番号、メールアドレス）を付記し、氏名にはフリガナとローマ字表記を添えること。

※英語の場合は事前にnative speakerによるproofreadを受けること。

５．査読

本研究科院生および外部投稿者により提出された原稿は、２名のレフェリーによる査読を経て、編集委員会において採用の可否を決定する。

６．校正

校正は原則として著者が行い、３校までとする。

７．原稿

原稿は採用の可否にかかわらず返却しない。また掲載された論文等の抜刷りは50部まで無料である。

８．Web上の公開に関する手続き

本年度に掲載される論文及び研究ノートはPDFファイルの形で、地域社会研究科のWeb上に公

開する。ただし、著者の承諾が得られた論文及び研究ノートは、全内容を公開し、部分的に承諾が得られなかった論文及び研究ノートは、承諾を得られなかった箇所を除いて公開する。Web上に公開された論文及び研究ノートの著作権は、地域社会研究科に帰属する。

また、公開に伴いガード等が必要とされる事項については、編集委員会が対応・処理する。投稿者または投稿者の代表者は、投稿にあたって、「論文及び研究ノートのWeb公開に関する承諾書」(弘前大学大学院地域社会研究科、平成17年10月26日承認)に、署名・捺印し、意思表示を行うものとする。

9．原稿の提出先・連絡先

〒036-8560　青森県弘前市文京町１番地　弘前大学　学務部教務課教務企画グループ

電話：0172-39-3960(直通)　E-mail：jm3960@hirosaki-u.ac.jp

弘前大学大学院地域社会研究科年報　執筆要領

平成20年９月制定

Ⅰ．全般的留意点

１．原則としてワードプロセッサーを使用して作成した原稿を提出する。

２．原稿は横書きと縦書きの両方も可とする。

Ⅱ．本文

１．本文が始まる前にタイトル、氏名、要旨、キーワードの順に和文とその英訳を挿入する。タイトルは内容に即して平明・簡潔にする。

２．項目の区分について

横書きでは

（１）　Ⅰ，Ⅱ，Ⅲ，・・・・・［節］

（２）　１，２，３，・・・・・［項］

縦書きでは

（１）　一，二，三，・・・・・・・・・［節］

（２）　(一)，(二)，(三)，・・・・・［項］

３．数字について

横書きでは原則としてアラビア数字を使う。ただし、本文中ではコンマを用いず、万以上の数字には万、億、兆などを用いる。概数の場合は、十数人、数十年などとする。

［例］23億500万円　１万2000人　第２次５カ年計画　表１　０～５歳

縦書きでは原則として漢数字を使う。［例］二十三億五百万円

４．年は西暦を使用する。特別の暦法による暦を使用する場合には西暦年を［　］で付記す

５．ワープロ印刷設定にあたっては、行間を十分あける。大文字・小文字、数字、アルファベットの違いを明確にする。とくに［ー］と［－］の違いに留意すること。

Ⅲ．文献の引用および注

１．文献の引用および注は、横書きでは原則として本文中の該当箇所の右肩に片括弧付きの番号で表示する。［例］三内丸山遺跡[5)]は、・・・・・である[6)]。

縦書きでは原則として本文中の該当箇所の右に両括弧付きの番号で表示する。［例］藩。

２．出典または注は、本文末尾に一括して番号順に記載する。その際、雑誌の場合は、著者名、論文等の題名、掲載雑誌名、巻・号、頁、発行年を、また単行本の場合は著者名、書名、出版社名、頁、発行年を記載することを原則とする。［例］福島真人「内面と力―ジャワ神秘主義と伝統的政治モデル―」『民族学研究』52(4)(３月)pp.330–350、1988年。

3．前出の文献を再び引用する場合は前掲、続けて同じ文献を引用する場合は同上で表記する。
［例］前掲「内面と力―ジャワ神秘主義と伝統的政治モデル―」pp.351。
同上書(論文)、pp.352。

Ⅳ．図表、写真等

1．１図、１表、１写真ごとに本文とは別に原稿用紙１枚ずつにまとめる。図、表の番号はそれぞれ、図１、表１のように通し番号とし、写真は図として扱う。図の場合にはその下に、表の場合にはその上に、番号とともに見出しを入れる。必ず単位、出所を明記する。
［例］

表１　2006年産日本りんごの主な輸出先およびその数量

単位：トン

台　湾	香　港	タ　イ	中　国	アメリカ	インドネシア	ロシア
22,123	352	205	197	60	44	36

(注)台湾、香港から中国大陸への再輸出分は考慮していない。
(出所)財務省「日本貿易統計」2007年５月。

2．横書き、縦書きともに、図・表等は縮尺を明示して、文中に挿入する場所を指定する。ただし、カラーページに関しては論文末に一括して掲載して、負担を軽減する。

執筆者紹介

論　文（査読あり）

［在学者］

熊谷　大輔：弘前大学大学院地域社会研究科（後期博士課程）地域文化研究講座　在学中

下田　雄次：弘前大学大学院地域社会研究科（後期博士課程）地域文化研究講座　在学中

論　文（査読なし）

［修了者］

田中　泰惠：平成23年3月　博士（学術）取得（弘前大学大学院地域社会研究科）
青森明の星短期大学　非常勤講師

［教　員］

鎌田耕太郎：弘前大学大学院地域社会研究科　地域政策研究講座

研究ノート

［修了者］

猿渡　智衛：平成24年3月　博士（学術）取得（弘前大学大学院地域社会研究科）
横浜市立永谷小学校　教諭

福岡裕美子：平成24年3月　博士（学術）取得（弘前大学大学院地域社会研究科）
常葉大学健康科学部看護学科　教授

南　　勉：平成25年3月　博士（学術）取得（弘前大学大学院地域社会研究科）
弘前大学大学院地域社会研究科　客員研究員

［学外投稿者］

中沢　　峻：（一社）みやぎ連携復興センター　チーフプログラムコーディネーター

書　評

［教　員］

平井　太郎：弘前大学大学院地域社会研究科　地域文化研究講座

編集委員会

杉　山　祐　子（委員長）
飯　島　裕　胤
石　川　善　朗
佐　藤　和　之
土　井　良　浩
小　瑶　史　朗

弘前大学大学院
地域社会研究科
年　報
第12号
2016年3月

平成28年３月14日印刷
平成28年３月18日発行

編集兼発行者

弘前大学大学院
地域社会研究科
弘前市文京町１番地
電話 0172－36－2111（大代表）

印刷所　やまと印刷株式会社
住　所　弘前市神田４－４－５
電　話　0172－34－4111

2016年3月

弘前大学大学院
地域社会研究科

ISSN 1349-8282